

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
160	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。 当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりで煩雑。 ①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。 ②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。 ③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ国に協議し同意を得る必要がある)。 ④都道府県から認定通知を受領した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。 【効果】改善計画に係る都道府県の認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要ものを助成金受給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手続きが不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増加する可能性がある。 ②、③がなくなることで、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくなる。	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項	<認定実績> H23年度:2件、H24年度:3件、H25年度:0件、H26年度:5月末現在:0件(資料) 法律に基づく雇用管理等の改善計画の都道府県の認定事務	厚生労働省、経済産業省	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	○ 対応不可	ご指摘の助成金である中小企業労働環境向上助成金は、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業助成コース」については、中小企業労働力確保法に基づく改善計画について都道府県知事の認定を受けることを既にその支給要件から外しており、助成金の申請手続きにかかる中小企業事業主の負担軽減を図っているところである。 他方、「団体助成コース」については、①申請の主体が事業協同組合等の団体であり、個々の中小企業事業主ではないこと、②改善事業の実施については、商業種ぐるみ、同地域ぐるみの取組みが有効であること、限られた財源より効果的に活用するためには、目標を達成するために適切なものかどうかといった観点から、地方有効かつ効果的な改善計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、③改善計画の認定は、中小企業信用保証法において、事業協同組合等団体の設立の認可等を行う主たる所管府庁とされている都道府県において行うことが望ましいこと、④人材不足分野における雇用管理改善の推進が重要な政策課題となっており、中小労働法第15条により、国及び都道府県が認定組合等に対して、認定計画に係る改善事業的効果的な実施のために行われている必要な指導及び助言をより効率的なものとする必要があることから、引き続き「団体助成コース」に係る改善計画について都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とし、改善計画の認定事務について各都道府県に協力をお願いしたい。 なお、改善計画については、上記助成金のほか、中小企業信用保証法等の特例の条件にもなっているところであり、中小企業向け金融政策の観点からも、従来から中小企業に対する経営等に関する指導・施策を行っている都道府県においてその認定を行うこととしているところである。	本提案の主旨は、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくすることにある。 財源の有効活用、認定計画に係る改善事業の的確な実施のための指導・助言の必要性については、個々の事業者が何ら変わらないことから、個々の事業者同様、都道府県認可の団体も労働力確保という目標に向けた計画を立案する点は同じであり、団体のみに負担を課することはパンパスと不均衡である。 事業協同組合等についても、中小企業事業主と同様に、都道府県知事の認定を支給要件から外し、負担軽減すべき。 また、中小企業信用保証法等の特例についても、同様に、事業主等の負担軽減を図ることを検討すべき。
24	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】法における支援措置(助成金)を国(労働局・ハローワーク)へ申請する要件としては、別途国へ申請が必要であり、申請者に大きな負担となっている。具体的には、計画認定の申請書類7種類のうち4種類が助成金受給の申請書類と重複している。 【懸念の解消策】改善計画の認定は、助成金受給の要件のほか、中小企業信用保証法等の特例の要件にもなっているが、現実には、改善計画の認定後に助成金受給以外の支援を活用した事例はなく、支援はないと考える。	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項		厚生労働省、経済産業省	広島県	○ 対応不可	ご指摘の助成金である中小企業労働環境向上助成金は、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業助成コース」については、中小企業労働力確保法に基づく改善計画について都道府県知事の認定を受けることを既にその支給要件から外しており、助成金の申請手続きにかかる中小企業事業主の負担軽減を図っているところである。 他方、「団体助成コース」については、①申請の主体が事業協同組合等の団体であり、個々の中小企業事業主ではないこと、②改善事業の実施については、商業種ぐるみ、同地域ぐるみの取組みが有効であること、限られた財源より効果的に活用するためには、目標を達成するために適切なものかどうかといった観点から、地方有効かつ効果的な改善計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、③改善計画の認定は、中小企業信用保証法において、事業協同組合等団体の設立の認可等を行う主たる所管府庁とされている都道府県において行うことが望ましいこと、④人材不足分野における雇用管理改善の推進が重要な政策課題となっており、中小労働法第15条により、国及び都道府県が認定組合等に対して、認定計画に係る改善事業的効果的な実施のために行われている必要な指導及び助言をより効率的なものとする必要があることから、引き続き「団体助成コース」に係る改善計画について都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とし、改善計画の認定事務について各都道府県に協力をお願いしたい。 なお、改善計画については、上記助成金のほか、中小企業信用保証法等の特例の条件にもなっているところであり、中小企業向け金融政策の観点からも、従来から中小企業に対する経営等に関する指導・施策を行っている都道府県においてその認定を行うこととしているところである。	「個別中小企業助成コース」については、改善計画の認定が助成金の支給要件でなくなること、認定申請がほぼ見込まれたため、制度が形骸化するものと思われる(242の本県意見を参照した)。また、認定制度が廃れること、改めて助成制度の支給要件となる可能性が残り、申請者にとって負担となる恐れがある。 「団体助成コース」については、二重の手続きをなくするために、改善計画の認定を廃止し、助成金の申請手続きとして改善策を立案させ、指導・助言することが適当と考える。なお、助成要件に改善計画が連携して指導・助言を行うことは、当然、可能である。 中小企業信用保証法等の特例の条件であり、中小企業への経営等の指導を行う県が認定することが適当とされているが、特例を活用するためのみで認定申請する条件がほとんど考えられず、助成金支給の審査結果も特例適用に活用すること等により、改善計画の認定を廃止したとしても事業上の影響はないと考える。
96	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。 当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりで煩雑。 ①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。 ②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。 ③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ国に協議し同意を得る必要がある)。 ④都道府県から認定通知を受領した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。 【効果】改善計画に係る都道府県の認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要ものを助成金受給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手続きが不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増加する可能性がある。 ②、③がなくなることで、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくなる。 現在、中小企業等に対する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の処遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。 改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項		厚生労働省、経済産業省	中国地方知事会	○ 対応不可	ご指摘の助成金である中小企業労働環境向上助成金は、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業助成コース」については、中小企業労働力確保法に基づく改善計画について都道府県知事の認定を受けることを既にその支給要件から外しており、助成金の申請手続きにかかる中小企業事業主の負担軽減を図っているところである。 他方、「団体助成コース」については、①申請の主体が事業協同組合等の団体であり、個々の中小企業事業主ではないこと、②改善事業の実施については、商業種ぐるみ、同地域ぐるみの取組みが有効であること、限られた財源より効果的に活用するためには、目標を達成するために適切なものかどうかといった観点から、地方有効かつ効果的な改善計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、③改善計画の認定は、中小企業信用保証法において、事業協同組合等団体の設立の認可等を行う主たる所管府庁とされている都道府県において行うことが望ましいこと、④人材不足分野における雇用管理改善の推進が重要な政策課題となっており、中小労働法第15条により、国及び都道府県が認定組合等に対して、認定計画に係る改善事業的効果的な実施のために行われている必要な指導及び助言をより効率的なものとする必要があることから、引き続き「団体助成コース」に係る改善計画について都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とし、改善計画の認定事務について各都道府県に協力をお願いしたい。 なお、改善計画については、上記助成金のほか、中小企業信用保証法等の特例の条件にもなっているところであり、中小企業向け金融政策の観点からも、従来から中小企業に対する経営等に関する指導・施策を行っている都道府県においてその認定を行うこととしているところである。	本提案の主旨は、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくすることにある。 財源の有効活用、認定計画に係る改善事業の的確な実施のための指導・助言の必要性については、個々の事業者が何ら変わらないことから、個々の事業者同様、都道府県認可の団体も労働力確保という目標に向けた計画を立案する点は同じであり、団体のみに負担を課することはパンパスと不均衡である。 事業協同組合等についても、中小企業事業主と同様に、都道府県知事の認定を支給要件から外し、負担軽減すべき。 また、中小企業信用保証法等の特例についても、同様に、事業主等の負担軽減を図ることを検討すべき。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
160	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>今年度の日本再興戦略改訂版(平成26年6月24日)において、医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等の人材不足分野における雇用管理改善を促進し、人材確保・育成対策を総合的に推進するとされたことを踏まえ、厚生労働省としては、本年7月から、全国の都道府県労働局が各都道府県の担当部局と連携して事業主団体を訪問し、雇用管理改善に関する啓発運動(「魅力ある職場づくりキャンペーン」)を実施しているところであり、その中で中小企業労働環境向上助成金についても周知・広報に努め、活用促進を図っているところである。</p> <p>この中小企業労働環境向上助成金の「団体助成コース」に係る改善計画について、都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とすることの必要性については、先般ご回答申し上げたとおりであり、引き続き、各都道府県にご協力いただきたい。</p> <p>他方、「団体助成コース」について申請負担の軽減を図るべきではないか、といったご指摘に対しては、現行の施策の活用促進を図る上でどのような改善が必要かといった観点から、今後、検討してまいります。</p>	6【厚生労働省】 (9) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平3法57)(経済産業省と共管)事業協同組合等が作成する改善計画の認定(4条1項)については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を図る。
241	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>今年度の日本再興戦略改訂版(平成26年6月24日)において、医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等の人材不足分野における雇用管理改善を促進し、人材確保・育成対策を総合的に推進するとされたことを踏まえ、厚生労働省としては、本年7月から、全国の都道府県労働局が各都道府県の担当部局と連携して事業主団体を訪問し、雇用管理改善に関する啓発運動(「魅力ある職場づくりキャンペーン」)を実施しているところであり、その中で中小企業労働環境向上助成金についても周知・広報に努め、活用促進を図っているところである。</p> <p>この中小企業労働環境向上助成金の「団体助成コース」に係る改善計画について、都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とすることの必要性については、先般ご回答申し上げたとおりであり、引き続き、各都道府県にご協力いただきたい。</p> <p>他方、「団体助成コース」について申請負担の軽減を図るべきではないか、といったご指摘に対しては、現行の施策の活用促進を図る上でどのような改善が必要かといった観点から、今後、検討してまいります。</p>	【再掲】 6【厚生労働省】 (9) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平3法57)(経済産業省と共管)事業協同組合等が作成する改善計画の認定(4条1項)については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を図る。
961	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>今年度の日本再興戦略改訂版(平成26年6月24日)において、医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等の人材不足分野における雇用管理改善を促進し、人材確保・育成対策を総合的に推進するとされたことを踏まえ、厚生労働省としては、本年7月から、全国の都道府県労働局が各都道府県の担当部局と連携して事業主団体を訪問し、雇用管理改善に関する啓発運動(「魅力ある職場づくりキャンペーン」)を実施しているところであり、その中で中小企業労働環境向上助成金についても周知・広報に努め、活用促進を図っているところである。</p> <p>この中小企業労働環境向上助成金の「団体助成コース」に係る改善計画について、都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とすることの必要性については、先般ご回答申し上げたとおりであり、引き続き、各都道府県にご協力いただきたい。</p> <p>他方、「団体助成コース」について申請負担の軽減を図るべきではないか、といったご指摘に対しては、現行の施策の活用促進を図る上でどのような改善が必要かといった観点から、今後、検討してまいります。</p>	【再掲】 6【厚生労働省】 (9) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平3法57)(経済産業省と共管)事業協同組合等が作成する改善計画の認定(4条1項)については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を図る。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
163	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていたためであるが、現在、当法律に基づく支援策のうち当該認定を条件としているものではなく、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。当該計画の認定を条件とする国の助成金がなくなったことに伴い、本県への当該改善計画の認定申請は、平成23年度以降実績がない全国的にも同様と推測。 【効果】 当該認定を条件とした支援策が新たに創設された場合においても、助成金の受給資格認定申請を行う前に、下記②及び③の手続が必要となることから、既存の助成制度と同様、当該改善計画の認定を条件としないことが、企業等にとって負担軽減になる。 ①企業等は、改善計画が助成金の対象となるか、労働局に確認 ②企業等は、都道府県に対して、改善計画の認定申請を行う ③都道府県は、申請内容を確認し、認定手続等を行う。 ④企業等は、定められた期日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項	改善計画の認定が各助成金の申請条件から外れた平成23年度以降、認定申請及び認定実績は無し(資料) 法律に基づく雇用管理等の改善計画の都道府県の認定事務	厚生労働省	鳥取県、大塚府、徳島県	○ 対応不可	現在、認定を受けた改善措置に対する国の助成補助措置は設けていないが、介護労働者の雇用管理改善の推進が重要な政策課題であり、個々の事業主が行う改善措置の実施を促進するため、事業主が改善計画を策定した場合にこれを認定する仕組みは必要である。 なお、認定については、直接人の生命・身体を扱うという介護業務の性質上、介護分野の雇用管理の改善措置の内容の判断に福祉行政上の知識が必要となる場合があること、介護業務は福祉行政の一環として都道府県が中心となって行っていることから、個々の介護事業主が行う改善措置に対する指導助言における都道府県の役割、社会福祉行政との連携を勘案すると、都道府県知事が行うことが適当である。	介護労働者の雇用管理改善が重要な政策課題であることは当然であり、国による助成制度の活用が積極的に進めるべきである。現在、国による助成制度はないが、仮に制度が創設された場合には、事務負担の最大限の軽減が必要であり、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくすべきである。 一方で、本県においては、近年当該改善計画に対する申請実績がないこと、介護労働者の雇用管理改善について、当法律に基づく改善計画の認定を受けることを条件としない国の施策もあること(例:介護報酬で介護職員処遇改善加算を受けられる場合、事前に介護職員処遇改善計画書を県に提出することとなっている 等)を踏まえ、このような諸施策を整理した上で、当法律に基づく認定制度の存続について再検討すべき。
242	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 介護労働者の雇用管理の改善を促進するために設けられた助成金制度が平成22年度末に廃止されており、認定制度が形骸化している。(助成金制度廃止後に改善計画の認定申請が行われた例はない。) 助成金制度廃止前は、法における支援措置(助成金)を国(労働局・ハローワーク)へ申請する要件として、知事の改善計画の認定が職務付与されていたが、助成金受給の際には別途国へ申請が必要であり、二重に手続きすることとなり、申請者に大きな負担となっていた。当該認定を要件とした支援策が新たに創設された場合においても、都道府県が計画認定を行い(各地方労働局)が助成金等窓口になるのは企業の負担となるため、避けるべきである。	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項		厚生労働省	広島県	○ 対応不可	現在、認定を受けた改善措置に対する国の助成補助措置は設けていないが、介護労働者の雇用管理改善の推進が重要な政策課題であり、個々の事業主が行う改善措置の実施を促進するため、事業主が改善計画を策定した場合にこれを認定する仕組みは必要である。 なお、認定については、直接人の生命・身体を扱うという介護業務の性質上、介護分野の雇用管理の改善措置の内容の判断に福祉行政上の知識が必要となる場合があること、介護業務は福祉行政の一環として都道府県が中心となって行っていることから、個々の介護事業主が行う改善措置に対する指導助言における都道府県の役割、社会福祉行政との連携を勘案すると、都道府県知事が行うことが適当である。163の回答を参照されたい。	改善計画認定が助成制度の支給要件でなくなると認定申請が行われていない現状を踏まえれば、介護事業主が行う改善措置に対する指導助言の機会もなくなっており、社会福祉行政との連携を行う場面に乏しくなっている。
960	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていたためであるが、現在、当法律に基づく支援策のうち当該認定を条件としているものではなく、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。当該計画の認定を条件とする国の助成金がなくなったことに伴い、本県への当該改善計画の認定申請は、平成23年度以降実績がない全国的にも同様と推測。 【効果】 当該認定を条件とした支援策が新たに創設された場合においても、助成金の受給資格認定申請を行う前に、下記②及び③の手続が必要となることから、既存の助成制度と同様、当該改善計画の認定を条件としないことが、企業等にとって負担軽減になる。 ①企業等は、改善計画が助成金の対象となるか、労働局に確認 ②企業等は、都道府県に対して、改善計画の認定申請を行う ③都道府県は、申請内容を確認し、認定手続等を行う。 ④企業等は、定められた期日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項		厚生労働省	中国地方知事会	○ 対応不可	現在、認定を受けた改善措置に対する国の助成補助措置は設けていないが、介護労働者の雇用管理改善の推進が重要な政策課題であり、個々の事業主が行う改善措置の実施を促進するため、事業主が改善計画を策定した場合にこれを認定する仕組みは必要である。 なお、認定については、直接人の生命・身体を扱うという介護業務の性質上、介護分野の雇用管理の改善措置の内容の判断に福祉行政上の知識が必要となる場合があること、介護業務は福祉行政の一環として都道府県が中心となって行っていることから、個々の介護事業主が行う改善措置に対する指導助言における都道府県の役割、社会福祉行政との連携を勘案すると、都道府県知事が行うことが適当である。	介護労働者の雇用管理改善が重要な政策課題であることは当然であり、国による助成制度の活用が積極的に進めるべきである。現在、国による助成制度はないが、仮に制度が創設された場合には、事務負担の最大限の軽減が必要であり、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくすべきである。 一方で、本県においては、近年当該改善計画に対する申請実績がないこと、介護労働者の雇用管理改善について、当法律に基づく改善計画の認定を受けることを条件としない国の施策もあること(例:介護報酬で介護職員処遇改善加算を受けられる場合、事前に介護職員処遇改善計画書を県に提出することとなっている 等)を踏まえ、このような諸施策を整理した上で、当法律に基づく認定制度の存続について再検討すべき。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
163	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。			C 対応不可	<p>第1次回答のとおり。 加えて、事業主が雇用管理に関する措置について有効かつ適切な計画を作成する「改善計画」の認定制度は、以下の理由から、存続するべきと考えます。</p> <p>①介護保険法第116条第1項の基本方針改正(案)において、都道府県が策定する「介護保険事業支援計画」に、介護人材の確保等に関する事業を位置づけるにあたっては、介護労働者の雇用管理の改善等に関し重要な事項を定めた「介護雇用管理改善等計画(厚生労働大臣が策定)」等を踏まえることとされている。</p> <p>そのため、今後都道府県は、「介護保険事業支援計画」に盛り込まれた雇用管理の改善に係る保険者指導・事業指導を実施していくことになるが、その際「改善計画」を踏まえ指導を実施することが効果的であること。</p> <p>②国においても人材不足分野(介護分野等)における人材確保・育成対策を進める中で、既に「雇用管理改善キャンペーン」を実施し、事業主の主体的な雇用管理改善について啓発・周知しているが、これに加え、事業主が自主的に進める取組を実行あるものにするために、「改善計画」を作成することが効果的であること。</p> <p>なお、地域における介護関係機関等が連携し、相互に支援するために平成25年度に創設した介護労働懇談会を通じて、参加している介護団体に対し「改善計画」の認定について積極的に周知することを検討しているところ。</p>	<p>6【厚生労働省】 (10)介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平4法63) 介護事業主が策定する改善計画の認定(8条)の廃止を含め、介護労働者の労働環境の改善による魅力ある職場づくりに向けた実効性のある仕組みについて、地方の意見も踏まえつつ検討し、平成27年中に結論を得る。</p>
242	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。			C 対応不可	<p>第1次回答のとおり。 加えて、事業主が雇用管理に関する措置について有効かつ適切な計画を作成する「改善計画」の認定制度は、以下の理由から、存続するべきと考えます。</p> <p>①介護保険法第116条第1項の基本方針改正(案)において、都道府県が策定する「介護保険事業支援計画」に、介護人材の確保等に関する事業を位置づけるにあたっては、介護労働者の雇用管理の改善等に関し重要な事項を定めた「介護雇用管理改善等計画(厚生労働大臣が策定)」等を踏まえることとされている。</p> <p>そのため、今後都道府県は、「介護保険事業支援計画」に盛り込まれた雇用管理の改善に係る保険者指導・事業指導を実施していくことになるが、その際「改善計画」を踏まえ指導を実施することが効果的であること。</p> <p>②国においても人材不足分野(介護分野等)における人材確保・育成対策を進める中で、既に「雇用管理改善キャンペーン」を実施し、事業主の主体的な雇用管理改善について啓発・周知しているが、これに加え、事業主が自主的に進める取組を実行あるものにするために、「改善計画」を作成することが効果的であること。</p> <p>なお、地域における介護関係機関等が連携し、相互に支援するために平成25年度に創設した介護労働懇談会を通じて、参加している介護団体に対し「改善計画」の認定について積極的に周知することを検討しているところ。</p>	<p>【再掲】 6【厚生労働省】 (10)介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平4法63) 介護事業主が策定する改善計画の認定(8条)の廃止を含め、介護労働者の労働環境の改善による魅力ある職場づくりに向けた実効性のある仕組みについて、地方の意見も踏まえつつ検討し、平成27年中に結論を得る。</p>
960	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。			C 対応不可	<p>第1次回答のとおり。 加えて、事業主が雇用管理に関する措置について有効かつ適切な計画を作成する「改善計画」の認定制度は、以下の理由から、存続するべきと考えます。</p> <p>①介護保険法第116条第1項の基本方針改正(案)において、都道府県が策定する「介護保険事業支援計画」に、介護人材の確保等に関する事業を位置づけるにあたっては、介護労働者の雇用管理の改善等に関し重要な事項を定めた「介護雇用管理改善等計画(厚生労働大臣が策定)」等を踏まえることとされている。</p> <p>そのため、今後都道府県は、「介護保険事業支援計画」に盛り込まれた雇用管理の改善に係る保険者指導・事業指導を実施していくことになるが、その際「改善計画」を踏まえ指導を実施することが効果的であること。</p> <p>②国においても人材不足分野(介護分野等)における人材確保・育成対策を進める中で、既に「雇用管理改善キャンペーン」を実施し、事業主の主体的な雇用管理改善について啓発・周知しているが、これに加え、事業主が自主的に進める取組を実行あるものにするために、「改善計画」を作成することが効果的であること。</p> <p>なお、地域における介護関係機関等が連携し、相互に支援するために平成25年度に創設した介護労働懇談会を通じて、参加している介護団体に対し「改善計画」の認定について積極的に周知することを検討しているところ。</p>	<p>【再掲】 6【厚生労働省】 (10)介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平4法63) 介護事業主が策定する改善計画の認定(8条)の廃止を含め、介護労働者の労働環境の改善による魅力ある職場づくりに向けた実効性のある仕組みについて、地方の意見も踏まえつつ検討し、平成27年中に結論を得る。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
484	労働条件、労働者の保護などに関する監督等の移譲	労働条件、労働者の保護などに関する監督等の業務を都道府県に移譲する。	一般的に労働基準行政は産業行政と密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえ、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。 現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労務事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。	労働基準法第99条、第101条、第102条 労働安全衛生法第90条、第91条、第92条	都道府県労働局の全ての業務の地方への移管が可能であるとして、提案事項の全てについて一体的に移管を求めている。	厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	労働者の生命身体の安全の確保、資金の支払いなど経済的基礎の確保は、法令・通達など基準の定立のみならず、基準の履行確保も行う必要があるため、主に以下の点により、都道府県への移譲は不可能である。 ① 基準の履行確保のために、専門知識を有する職員による実施体制を確保する必要がある。 例えば、労働基準監督官は、労働基準法、労働安全衛生法等に基づく最低労働条件を確保するため、法違反に対する是正指導、使用停止等の行政処分、刑事訴訟法に基づく司法警察業務等の遂行を任務としている。また、労働基準監督官の採用試験は、他の公務員試験に比べて労働関係科目の割合が高く、採用後は、全国統一の定期的な研修を受講するとともに、全国異動しつつ労働基準関係業務に一貫して従事することにより、専門性の確保・向上が図られており、労働基準監督官のキャリア形成の途程において他の公務員とは異なる状況に置かれている。 現在労働基準監督官が持つと同程度の専門性を、地方公務員に取得させるには、試験制度、採用後の人事制度、研修制度を再度整備する必要が生じる。 ② 仮に、労働条件、労働者の保護などに関する監督等の業務を地方公共団体に移譲した場合には、迅速・機動的な監督指導及び法令違反の取締りが必要なときに、全国一律・一斉の対応をすることができない。 例えば、全国に共通する労働衛生上の緊急事態への対応が求められる場合や、全国展開する企業の労務管理の全社的な是正が求められる場合などが挙げられる。 ③ 企業活動の公正な競争を確保するためには、労働基準関係法令に基づく立入権限等の行政権限及び罰法違反に関する司法警察権限の行使の全国統一の運用が必要であり、地域の実情に応じた施行は不適当である。 例えば、行政権限の発動や違法分の取扱い等について、地域の実情に応じて地方公共団体の判断に委ねることになれば、取扱いに齟齬の差が生じ、企業の公正な競争が確保されなくなる場合がある。 ④ 労働基準行政に係る事例は、事務処理基準を事前に具体的に明確に定めれば処理できるという性質のものではなく、労働基準監督官に対し、国の通達等による定期・随時の指示と、その実施状況の統一した監視による水準の調整が必要である。	最低労働条件の履行の確保や労働者保護等は、関係法令により厳しく規定されるべきであり、法令を運用、実行する機関(公務員(例えば、労働基準監督官並びに労働基準監督官)の立場(国か地方か))に依存されるものではない。 確かに専門的業務ではあるが、都道府県も専門的知識を持った職員を有しており、関係法令等に基づき、都道府県がその運用の全国統一や公正な競争の確保について、監督官庁としての役割を果たすことができれば、国でも地方でも問題はない上に、現行の地方自治体の行政体制からも、地方においても実現可能であると考える。
485	労働基準監督官が司法警察官として行う捜査等の移譲	労働基準監督官が司法警察官として行う捜査等の業務を都道府県に移譲する。	一般的に労働基準行政は産業行政と密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえ、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。 現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労務事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。権限を踏まえた司法警察官の業務自体は都道府県にはないが、他の労働基準行政と併せて当業務も国から都道府県に移譲されることにより、行政コストを削減することができる。	労働基準法第99条、第101条、第102条 労働安全衛生法第90条、第91条、第92条	都道府県労働局の全ての業務の地方への移管が可能であるとして、提案事項の全てについて一体的に移管を求めている。	厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	労働者の生命身体の安全の確保、資金の支払いなど経済的基礎の確保は、法令・通達など基準の定立のみならず、基準の履行確保も行う必要があるため、主に以下の点により、都道府県への移譲は不可能である。 ① 基準の履行確保のために、専門知識を有する職員による実施体制を確保する必要がある。 例えば、労働基準監督官は、労働基準法、労働安全衛生法等に基づく最低労働条件を確保するため、法違反に対する是正指導、使用停止等の行政処分、刑事訴訟法に基づく司法警察業務等の遂行を任務としている。また、労働基準監督官の採用試験は、他の公務員試験に比べて労働関係科目の割合が高く、採用後は、全国統一の定期的な研修を受講するとともに、全国異動しつつ労働基準関係業務に一貫して従事することにより、専門性の確保・向上が図られており、労働基準監督官のキャリア形成の途程において他の公務員とは異なる状況に置かれている。 現在労働基準監督官が持つと同程度の専門性を、地方公務員に取得させるには、試験制度、採用後の人事制度、研修制度を再度整備する必要が生じる。 ② 仮に、労働基準監督官が司法警察官として行う捜査等の業務を地方公共団体に移譲した場合には、迅速・機動的な監督指導及び法令違反の取締りが必要なときに、全国一律・一斉の対応をすることができない。 例えば、全国に共通する労働衛生上の緊急事態への対応が求められる場合や、全国展開する企業の労務管理の全社的な是正が求められる場合などが挙げられる。 ③ 企業活動の公正な競争を確保するためには、労働基準関係法令に基づく立入権限等の行政権限及び罰法違反に関する司法警察権限の行使の全国統一の運用が必要であり、地域の実情に応じた施行は不適当である。 例えば、行政権限の発動や違法分の取扱い等について、地域の実情に応じて地方公共団体の判断に委ねることになれば、取扱いに齟齬の差が生じ、企業の公正な競争が確保されなくなる場合がある。 ④ 労働基準行政に係る事例は、事務処理基準を事前に具体的に明確に定めれば処理できるという性質のものではなく、労働基準監督官に対し、国の通達等による定期・随時の指示と、その実施状況の統一した監視による水準の調整が必要である。	最低労働条件の履行の確保や労働者保護等は、関係法令により厳しく規定されるべきであり、法令を運用、実行する機関(公務員(例えば、労働基準監督官並びに労働基準監督官)の立場(国か地方か))に依存されるものではない。 確かに専門的業務ではあるが、都道府県も専門的知識を持った職員を有しており、関係法令等に基づき、都道府県がその運用の全国統一や公正な競争の確保について、監督官庁としての役割を果たすことができれば、国でも地方でも問題はない上に、現行の地方自治体の行政体制からも、地方においても実現可能であると考える。
486	社会保険労務士に関する監督等の移譲	社会保険労務士に関する監督等の業務を都道府県に移譲する。	社会保険労務士は、厚生労働省所管の国家資格であり、その目的を「企業の健全な発達とそこに働く労働者の福祉の向上」とし、労働者及び使用者の両者に対して、「労働条件」、「労働安全衛生」及び「労働保険・社会保険等の手続きに係る事務」を行い、さらに「人事労務管理のコンサルティング」や「年金相談」も行なうなど、広く労働基準行政を補完する役割を担っている。 また、今後増加が想定される個別労働紛争等の対応(「裁判外紛争解決手続(ADR)」における「紛争解決手続代理業務」も)も幅広く行うべく、現在法改正も検討されている。 これらを総合的に勘案し、労働基準行政全般の都道府県への権限移譲を求めること併せて、社会保険労務士の監督権限も都道府県に権限移譲することを求める。 現状において、国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、社会保険労務士は労働相談をはじめとした事業面でも都道府県の労働センターや労務事務所と連携があり、他の労働行政と併せて都道府県が担うことで、効果的な事業展開にもつながる。	社会保険労務士法第30条	都道府県労働局の全ての業務の地方への移管が可能であるとして、提案事項の全てについて一体的に移管を求めている。	厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	社会保険労務士及び社会保険労務士法人(以下、「社会保険労務士等」という。))は、社会保険労務士法の規定の範囲内で、労働条件、安全衛生、労働保険等に係る事務の代行等を行っている。これらの事務の適正な履行確保は国で実施すべきことから、社会保険労務士等及び監督等に関する事務についても、全国統一・一体的に行うべきである。 仮に、これらの事務を所管していない都道府県において社会保険労務士等の監督等に係る事務を行うこととした場合、労働社会保険諸法令の専門知識を有する職員による実施体制が確保できず、全国統一の監督等が行えないことから、労働条件、安全衛生、労働保険等に係る事務の適正な履行が確保できなくなる。 このため、都道府県への移譲は不可能である。	社会保険労務士に関する事務は関係法令により、厳しく規程されるべきであり、法令を運用する、実行する機関(公務員(例えば、労働基準監督官並びに労働基準監督官)の立場(国か地方か))に依存されるものではない。 国及び都道府県が、関係法令によりそれぞれ監督官庁として位置付けを明確にすることにより、国による一元的な監視の必要はなく、事務の履行確保は可能であり地方への権限移譲に問題はないと考える。そのためには、法令の改正等の措置をとることが必要であり、国と地方公共団体、及び関係機関(協会)の役割等を明確に位置付けることが不可欠である。 むしろ、都道府県が実施した方が、国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっていることが解消される。また、社会保険労務士は労働相談をはじめとした事業面でも都道府県の労働センターや労務事務所と連携があり、他の労働行政と併せて都道府県が担うことで、効果的な事業展開にもつながる。 なお、都道府県には、専門的知識を持った職員を有している。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
484	労働条件、労働者の保護などに関する監督等の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>第1次回答で述べたとおり、労働者の生命身体の安全の確保、賃金の支払いなど経済的基礎の確保は、法令・通達など基準の定立のみならず、基準の履行確保も国が行う必要があるため、主に以下の点により、都道府県への委譲は不可能である。</p> <p>① 仮に都道府県へ委譲した場合、迅速・機動的な監督指導及び法令違反の取締りが必要ときに、全国一律・斉一の対応をとることができないこと(例えば、全国に共通する労働衛生上の緊急事態への対処が求められる場合や全国展開する企業の労務管理の全社的な是正が求められる場合。)</p> <p>② 企業活動の公正な競争を確保するため、労働基準関係法令に基づく行政権限及び刑罰法規違反に関する司法警察権限の行使の全国統一の運用が必要であり、地域の実情に応じた施行は不相当であること。</p> <p>③ 労働基準行政に係る事務は、事務処理基準を事前に具体的かつ網羅的に定めれば処理できるという性質のものではなく、国の通達等による定期・随時の指示と、その実施状況の統一的な監察による水準の調整が必要であること。</p> <p>④ 専門知識を有する職員による実施体制を確保する必要性から、現在の労働基準監督官がもつものと同程度の専門性を、地方公務員に取得させるため、試験制度、採用後の人事制度、研修制度を再度整備する必要があること。</p>	
485	労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>第1次回答で述べたとおり、労働者の生命身体の安全の確保、賃金の支払いなど経済的基礎の確保は、法令・通達など基準の定立のみならず、基準の履行確保も国が行う必要があるため、主に以下の点により、都道府県への委譲は不可能である。</p> <p>① 仮に都道府県へ委譲した場合、迅速・機動的な監督指導及び法令違反の取締りが必要ときに、全国一律・斉一の対応をとることができないこと(例えば、全国に共通する労働衛生上の緊急事態への対処が求められる場合や全国展開する企業の労務管理の全社的な是正が求められる場合。)</p> <p>② 企業活動の公正な競争を確保するため、労働基準関係法令に基づく行政権限及び刑罰法規違反に関する司法警察権限の行使の全国統一の運用が必要であり、地域の実情に応じた施行は不相当であること。</p> <p>③ 労働基準行政に係る事務は、事務処理基準を事前に具体的かつ網羅的に定めれば処理できるという性質のものではなく、国の通達等による定期・随時の指示と、その実施状況の統一的な監察による水準の調整が必要であること。</p> <p>④ 専門知識を有する職員による実施体制を確保する必要性から、現在の労働基準監督官がもつものと同程度の専門性を、地方公務員に取得させるため、試験制度、採用後の人事制度、研修制度を再度整備する必要があること。</p>	
486	社会保険労務士に関する監督等の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>社会保険労務士及び社会保険労務士法人(以下、「社会保険労務士等」という。)に対する監督等については、労働条件、安全衛生、労働保険等の各労働社会保険諸法令に係る事務を行っている部署と密接な連携をとることであり、箇々の事業の具体的な内容を的確に把握した上で実施することが不可欠であることから、労働条件、安全衛生、労働保険等に係る事務を行っていない都道府県に、社会保険労務士等の監督等の部分のみを権限委譲することは適切ではない。</p> <p>また、社会保険労務士による労働相談は、様々な実施主体により行われており、これまで国民の利便性に寄与しているものである。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
487	労働者災害補償保険の認定・給付等の移譲	労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等の業務を都道府県に移譲する。	労災に係る事務権限は、労働基準監督署が担っていることから、労働基準監督署そのもの及びこれに対する指導監督権限の移管を求めることに併せて、事務権限移譲を求め。現状において国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一元的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策や建設土木施策との連携により、労災保険の効果的な認定・給付が可能となる。	労働者災害補償保険法第49条の5	都道府県労働局の全ての業務の地方への移管が可能であるとして、提案事項の全てについて一体的に移管を求めている。	厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	<p>労災保険制度は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任を担保する制度として、全国統一的に公平・公正かつ迅速に実施されるべきであり、また、適用、取扱い、認定・給付の各段にわたり適正効果的な業務運営を行う必要があるため、他の保険制度と同様に、企画責任、運営責任、財政責任を一貫して同一主体が負うべきである。</p> <p>保険者を国以外の主体に委ねることは制度の安定性を損ね、保険給付に支障が生じるおそれ強い。仮に、労災保険と監督・安全衛生行政を切り離した場合、適切な保険給付が困難になるとともに、労災保険の保険事故たる労働災害が増加する等のおそれ強い。</p> <p>また、仮に保険者を国としたままで、労災保険の認定・給付に関する事務についてのみ、地方自治体に権限移譲した場合、支給のおそれが高まり、制度の信用性を損ねるおそれがある。その上、知見の集積が十分でないこと等から認定基準を設定しきれない疾病も存在する。典型的な職業疾病については、最新の医学的知見を踏まえた労災認定基準が定められているが、個別事例を基準に当てはめるプロセスには、高度な医学的判断も含まれ、必ずしも技術的に容易ではない。不支給処分に対する説明や行政争訟への対応は、すべて保険者が個別事業ごとにその責任を負うべきものであり、当該業務を保険者以外の主体に委ねることは適当ではない。</p>	<p>適正な法制度と全国統一基準を策定することで、保険者としての国と、業務運営を行う地方自治体の役割を明確化することができれば、制度の信用性を損ねる支給等の懸念は解消され、国による一元的な実施の必要はなく、地方への権限移譲は可能であると考ええる。</p> <p>なお、現状において国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一元的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策や建設土木施策との連携により、労災保険の効果的な認定・給付が可能となる。</p>
488	労働基準監督署の指揮監督の移譲	労働基準監督署の指揮監督権を都道府県に移譲する。	労働基準監督署に対する指揮監督権限についても、一般的に労働基準行政は産業行政と極めて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求め。現状において国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一元的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、労働基準行政の効果的な指揮監督が可能となる。	労働基準法第99条 安全衛生法第90条	都道府県労働局の全ての業務の地方への移管が可能であるとして、提案事項の全てについて一体的に移管を求めている。	厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	<p>労働基準法等に基づく事務については、いずれも国で実施することが必要であり、ILO第81号条約においても、労働監督は国の監督及び監督と一体的に実施するべきである。ILO第81号条約においても、労働監督は国の監督及び監督と一体的に実施するべきである。ILO第81号条約においても、労働監督は国の監督及び監督と一体的に実施するべきである。</p>	<p>ILO条約における「国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関」は国の機関に限定されない。また、国が全国統一基準を設計し、法(地方自治法)に基づき地方に助言・勧告、是正指示をすれば条約の趣旨を満たすことは可能。なお、現状において国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一元的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、労働基準行政の効果的な指揮監督が可能となる。</p>
489	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)の移譲	各種法令(雇用対策法、高齢者雇用安定法、障害者雇用促進法等)に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)を都道府県に移譲する。	各種法令に基づいた事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・命令・勧告)については、事業主への支援や広報啓発活動を補完する業務であり、地域の実情を熟知した地方自治体を取り組むべきである。現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労政事務所等において同様な業務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、都道府県で業務を担うことで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、事業主への効果的な指導が可能となる。	雇用対策法第7条、第9条、第10条 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条、第10条 障害者の雇用の促進等に関する法律第38条、第43条	都道府県労働局の全ての業務の地方への移管が可能であるとして、提案事項の全てについて一体的に移管を求めている。	厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	<p>職業安定行政に関する各種法令に基づく事業主への指導に係る業務は、引き続き国が実施する。理由は①及び②のとおり。</p> <p>①ある企業において、これらの法的義務を達成するためには、人事機能を持つ本社を指導するとともに、実際の就業場所となる支店等も指導し、企業全体での取組を進めさせる必要がある。</p> <p>②御指摘の事業主への指導は、実際に雇用を進めることが目的であるため、単に指導するだけではなく、広範囲に活動する企業の実態に合わせた全国ネットワークによる職業紹介や各種助成金の支給等の対策と一体的に実施することで効果的なものとなる。(現実には、ハローワークの全国ネットワークを活かした指導、職業紹介及び助成金の支給等の対策を一体的に実施することで成果が出ている。)</p> <p>各種法令の目的を達成するためには、多様な取組が必要であり、国と地方自治体がそれぞれ強みを発揮し一体となって対策を進めることが重要であるため、広報啓発や事業主支援など県の施策をさらに充実させつつ労働と連携を一層深めていきたい。また、雇用対策協定は平成26年7月末現在13自治体(6道府県)と締結されているが、このような協定の締結により、労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向が反映され、これまで以上に連携した取組が行われているので、参考にしていただきたい。</p> <p>なお、ハローワークは全国に544所あり(さらに、一体的実施施設を206か所設置するなど地域に密着して業務を実施)、年間の600万～700万人の新規求職登録、1日約17万人の利用者がある最も住民に身近な行政機関の一つである。</p>	<p>事業主への指導権限については、本社の所在する都道府県が担い、企業全体での取組を推進するために、必要に応じて、支店等の所在する都道府県と連絡調整することで、権限移譲しても支障はない。</p> <p>利用者である事業主にとっての身近さからすると、ハローワークに訪れる者と比べて都道府県など地方公共団体の窓口を訪れる者の方が、労働者・使用者等により多様な多様であり、各種法令等の広報・啓発効果が高見えである。</p> <p>地域の実情を熟知した都道府県が主体となって、住民福祉、産業振興、就労支援、教育施策等とあいまって総合的な行政サービスの一環として実施するほうが、利用者にとってのメリットも多大である。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
487	労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>労災保険制度は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任を担保する制度として、全国統一的に公平・公正かつ迅速に実施されるべきであり、また、適用、徴収、認定・給付の各段にわたり適正効率的な業務運営を行う必要があるため、他の保険制度と同様に、企画責任、運営責任、財政責任を一貫して同一主体が負うべきである。</p> <p>労災保険は、適切な認定・給付を行うために、監督・安全衛生行政機関としての調査・指導活動により事業所等から収集した各種の情報を活用することが不可欠であり、また、労災給付に関して得た災害情報をもとに迅速な監督指導等を行うことにより、効果的な災害原因の究明、労災かしの把握、再発防止、過重労働防止のための指導等が可能となり、労働災害の減少につなげている。このように労災業務と監督・安全衛生業務とは密接不可分な形で運営されており、これらを生かすためには、適正さや行政効率の著しい低下が生じるおそれがある。</p> <p>また、職業性疾患には、医学的知見の集積が十分でないことから認定基準を定められないもの(新規化学物質など)が多数存在するほか、労災認定基準が定められている職業性疾患についても、個別事例を基準に当てはめるプロセスには、高度な医学的判断が必要とされる場合があり、例えば、認定要件に係る検査数値等の医学的所見が認定基準を満たしていないときであっても直ちに業務との因果関係が否定できない場合には本省に協議させ、医学専門家の意見等を踏まえて、本省が直接判断することが不可欠である。このため、全国統一的な認定基準が定められたとしても、認定業務の技術的な問題や、公正な判断との観点から、国による一元的な判断が必要である。なお、不支給処分に対する説明や行政争訟への対応は、すべて保険者が個別事案ごとにその責任を負うべきものであり、当該業務を保険者以外の主体に委ねることは適当ではない。</p>	
488	労働基準監督署の指揮監督の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>要望484、485、487で述べたとおり、労働基準監督署で行う監督指導、労災給付等の業務は、国が実施すべきものであり、労働基準監督署への指揮監督も国が行うべきである。</p>	
489	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)の移譲 ・雇用対策法 ・高齢者雇用安定法 ・障害者雇用促進法等	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>広範囲に活動する企業の実態に合わせ、効果的な事業主指導を行うためには、ハローワークの持つ全国ネットワークを活用し、人事機能を持つ本社を指導するとともに、実際の就業場所となる支店等も同一の指導方針により指導等を行う必要がある。例えば、本社に対して障害者の雇入れを指導し、本社が求人を出し、当該求人について、実際の就業地のハローワークで職業紹介や助成金の支給を組み合わせてマッチングを図るなど、全国のハローワークが連携して事業主指導と、職業紹介や助成金の支給等の対策を一体的に実施することが最も効果的であり、有効に機能している仕組みをあえて分断する必要はない。</p> <p>ただし、各種法令の目的を達成するためには、多様な取組が必要であり、ご指摘のように地方公共団体の窓口を訪れる事業主への広報・啓発が有効なのであれば、積極的に広報・啓発を図っていただきたい。</p> <p>なお、地方自治体の福祉施策等を必要な利用者のためには、基礎自治体を中心に地方自治体と一体的実施事業を既に200力所以上で実施しており、ハローワークと学校との連携による就労支援(学校ごとに担当を決めアウトリーチで支援を行う等)も全国で進めている。</p> <p>また、地方自治体は現行制度でも地方自治体が行う施策と無料職業紹介事業を併せて行うことが可能であり、この際、ハローワークの求人情報が必要であれば、今般開始した求人情報のオンライン提供を活用することもできる。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答		意見
491	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告・助言・指導・命令・勧告)の移譲 ・男女雇用機会均等法 ・育児・介護休業法 ・次世代育成支援対策推進法 ・パートタイム労働法	各種法令(雇用対策法、高齢者雇用安定法、障害者雇用促進法等)に基づく事業主への指導権限(報告・助言・指導・命令・勧告)を都道府県に移譲する。	都道府県では労働センター、労務事務所において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一元的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。各種法令に基づいた事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・命令・勧告)については、事業主への支援や広報啓発活動を補完する業務であり、地域の実情を熟知した地方自治体を取り組むべきである。	男女雇用機会均等法第29条第2項 育児・介護休業法第59条 次世代育成支援対策推進法第12条第6項 パートタイム労働法第16条第2項		都道府県労働局の全ての業務の地方への移譲が可能であるとして、提案事項の全てについて一体的に移管を求めている。	厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	男女雇用機会均等法等については、①憲法定める「法の下の平等」から導き出される性別による差別の禁止や②育児休業等を安心して産み育てながら働くことのできる環境整備等に関する労働者の基本的な権利を定めるものである。 労働者の基本的な権利が保障される程度は、公平性の観点から、国と同等以上、かつ、性別によらず、かつ、年齢によらずとして維持・達成していく必要がある。このため、男女雇用機会均等法等の履行確保を求めるとともに、事業主への指導においては、地域の状況等によらず、全国統一に行われる必要があること、公正競争の確保の観点からも厳密な全国統一性が求められること、全国的な問題事業に一律一斉に対応する必要があることなどから、統一的な基準の策定のみならず、基準の履行確保についても国が責任を持って実施する必要がある。 特に女性労働者数やパートタイム労働者数が増加し、雇用の管理の多様化・複雑化が進む中、必要な施策の企画立案を機動的に行うに当たっては、第一線機関における行政指導等により得られる情報・国民のニーズを的確に把握し、これを迅速に施策に反映させることが必要であり、本省と出先機関の一体的行政運営をもって初めて実施及び効果性が確保されるものがある。 また、男女雇用機会均等法等の履行確保の事務は、事務処理基準を事前に具体的かつ網羅的に定めて処理できる性質のものではないことから、仮に、地方自治体に事務を移管することで、適速による定期・随時の報告聴取や指示、全国規模の異動や統一した研修の実施等による職員の質の維持・向上、さらに統一した基準の履行確保のための業務監視ができないこととなれば、各地方自治体の対応の相違等により労働者の基本的権利及び公正な競争について、侵害・制約のおそれがある。	生活保護、義務教育や消防など具体的な事務の執行についてナショナル・ミニマムであるにもかかわらず、地方が担っている政策は多々あるため、労働分野のみ例外扱いする理由はない。 統一した基準による履行については、都道府県間及び国との連絡調整を行えば、十分確保できる。 職員の質に関する懸念については、すでに都道府県は同様の事務を行うことで専門知識を有しており、加えて、必要に応じた複数都道府県で共同研修・研究を実施することで人材育成や都道府県をまたがるノウハウを共有化し、一定程度の研修と経験があれば即戦力として実績をあげることも可能。
492	紛争の解決に関すること(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)の移譲	紛争の解決に関すること(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法)に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)を都道府県に移譲する。	現状において、都道府県では労働センター、労務事務所において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一元的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。 現行の都道府県の事務(労働相談、雇用平等・仕事と家庭の両立、若者、高齢者、障害者等の就業支援、労働委員会における紛争処理等)と関連して考えることが可能であるため、さまざまな観点から紛争解決に向けて動くことが可能であるとともに、地域の実情や特性を踏まえた総合的で柔軟な対応が可能なため、都道府県に権限を移譲するべきである。	男女雇用機会均等法第17条、第18条 育児・介護休業法第52条の4、第52条の5 パートタイム労働法第21条、第22条		都道府県労働局の全ての業務の地方への移譲が可能であるとして、提案事項の全てについて一体的に移管を求めている。	厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	紛争解決援助制度は、男女雇用機会均等法等で定められている事業主が講ずべき措置に関する労働者と事業主との紛争の早期解決のために設けられた制度である。 当該業務は関係法の施行業務を担う機関において実施することにより、単に紛争の解決策を示すにとどまらず、紛争の原因となっている雇用管理制度や慣行等について検証し、法の趣旨を踏まえた解決策を提示することができるため、利用者に対して、質の高いサービスを迅速かつ円滑に提供できる。 また、法を施行する機関において実施されることで、法制度に熟知した専門性を有する職員等が業務に当たることとなるため、利用者への質の高いサービスの効果的・効率的な提供が可能となっている。 さらに、紛争解決業務を行う過程で法違反が確認された場合、法の履行確保の観点からは行政指導を迅速に行う必要があるが、紛争解決業務と行政指導を一時的に実施することで業務の効果的・効率的な運営が可能となっている。 仮に紛争解決援助制度のみを都道府県に移管した場合、違法状態を是正するための行政指導を求めるとともに、法施行機関に別途出向くこととなるため、利用者にとって不便をかけることとなる上、行政指導による迅速な違法状態の是正等の措置が取りにくいこととなる。このため、ワンストップのサービスを提供するという利用者の利便性及び法の効果的・効率的な履行確保の観点からも一体的に業務を実施することが必要である。 上記のとおり、行政指導業務は、引き続き出先機関の事務・権限とすべきものであるが、本業務は行政指導と一体的に実施することが必要であるため、引き続き出先機関の事務・権限とすべき業務である。	都道府県でも同様の業務を行っており、「法制度を熟知し専門性を有する職員」を有している。 むしろ、労働問題に係る紛争援助制度については、都道府県による総合的な行政サービスとして運用することで、二重行政を解消できる。また、都道府県の一元的な業務とすることで、現行の都道府県の事務(労働相談、雇用平等・仕事と家庭の両立、若者、高齢者、障害者等の就業支援、労働委員会における紛争処理等)と関連して考えることが可能であるため、さまざまな観点から紛争解決に向けて動くことが可能となる。 さらに、県行政の課題として取り上げること、各種施策に生かすことも可能であることから、都道府県に権限を移譲するべきである。 また、将来的には、都道府県労働局の全ての業務を都道府県に移管することを求めている。
563	地方に条例委任されている「普通職業訓練における職業訓練指導員の資格」が従うべき基準とされていることに対する規制緩和	職業能力開発促進法第28条第1項により都道府県又は市町村の条例に委任された「普通職業訓練における職業訓練指導員の資格」に関する基準は、法と異なる内容で定めることができず(従うべき基準)とされているが、地域の事情に応じた異なる内容を定めることができる(参酌基準)に緩和することを求めるもの。	【制度改正の必要性】 普通職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準については、職業能力開発促進法施行規則(以下、「省令」という。)第36条の15及び省令第48条の3と省令第46条により、一定の幅広い人材が普通職業訓練に関与することが可能となっているが、職業訓練指導員免許持たない青年や中卒の実務経験者は、たとえ優れた実績を残していたとしても、普通職業訓練を担当することはできず、また、職業訓練指導員免許以外の公的資格所有者が普通職業訓練を担当することができるものの、その範囲は限定的となっている。 こうした法の定めについては、職業訓練の質を保つうえでの必要性は認められるものの、技術革新の進展速度が加速していることや、それに伴い新たな技術的資格等が生まれる可能性もあり、今後法の基準を参酌基準とし、都道府県や市町村が自ら職業訓練指導員免許資格所有者と同等な者を定めていく余地を設けることで、都道府県や市町村が主体的に、地域の事情を踏まえた効果的な訓練を、幅広い人材を登用しながら速やかに実施していくことが可能となる。	職業能力開発促進法第28条第1項 職業能力開発促進法施行規則第36条の15、第46条、第48条の3		職業能力開発促進法第28条第1項 職業能力開発促進法施行規則第36条の15、第46条、第48条の3	厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	指導員免許は訓練の質を担保するものである。 優秀な人材を幅広く活用する観点から、一定要件を満たした能力保有者については、指導員と認める特例規程を定めているが、あくまで限定的なものであり、これを参酌基準とするとは、指導員免許を形骸化させて、訓練の質が保たれないおそれがあるため、困難である。 なお、例示の高卒者、中卒者については、既に一定の実務経験を経過後、職業訓練指導員試験受験が可能になっていることから、改めて職業訓練指導員免許資格所有者と同等な者を都道府県や市区町村が定められるように緩和する必要はないと考える。	提案においても記載したように、技術革新の進展速度が加速している。 職業能力開発促進法第30条の2における職業訓練指導員資格の特例では、高度職業訓練について指導員免許を所有していない者でも訓練を行うことができることに加え参酌基準とされている。 高度職業訓練のみならず、普通職業訓練についても指導員免許の有無を基とした現行の要件を緩和することで、今後の技術の変化に速やかに対応した訓練の推進につなげることができると考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
491	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)の移譲 ・男女雇用機会均等法 ・育児・介護休業法 ・次世代育成支援対策推進法 ・パートタイム労働法	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	雇用均等行政に係る事務は、統一的な事務処理基準を事前に具体的かつ網羅的に定めれば処理できるという性質のものではなく、国の通達等による定期・臨時の指示と、その実施状況の統一的な監察による水準の調整による統一的な履行確保が必要である。 また、全国展開する企業の労務管理が男女雇用機会均等法や育児・介護休業法に違反しており、全社的是正が求められる場合等、迅速かつ全国的に一律・斉に対応するためには、本省と出先機関の一体的行政運営こそが実効性及び効率性の確保に必要である。 さらに、国で実施している事務には法に基づく報告徴収や是正指導等、現在、都道府県で実施していない事務があり、都道府県が国と同様の事務を行うことすでに専門的知識を有しているとはいえない。こうした状況で、一部の都道府県で研修等を実施したとしても、ナショナル・ミニマムの維持・達成は困難である。 なお、手挙げ方式による一部都道府県での実施については、一部地域では都道府県で実施、その他の地域については国で実施ということになり、事業所の所在する地域によって、実施主体が異なることについて、事業主や労働者に混乱をもたらす恐れもある。	
492	紛争の解決に関すること(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)の移譲	国と都道府県がそれぞれ労働相談や紛争解決を行う二重行政が生じていることから、地域の実情やニーズに応じて一元的、総合的な対応が可能な地方に移譲すべき。			C 対応不可	国で実施している紛争解決援助制度は、関係法の施行業務を担う機関において実施することにより、単に紛争の解決策を示すにとどまらず、紛争の原因となっている雇用管理制度や慣行等について検証し、法の趣旨を踏まえた解決策を提示することができるため、利用者に対して、質の高いサービスを迅速かつ円滑に提供できる。 例えば、セクシュアルハラスメントに係る紛争については、紛争解決援助制度において個別事案の解決が図られると同時に、事業主が男女雇用機会均等法に基づくセクシュアルハラスメント防止等の措置を講じていなければ、これを是正することが重要である。このため、紛争解決業務と行政指導を一体的に実施することが適当である。 都道府県において、地域の実情に応じた紛争解決援助制度を実施することで事業主や労働者にメリットとなるケースもあるものと思われるが、ニーズに応じた多様な選択肢を提供することが重要であることから、現在の複線型の仕組みを活かし、引き続き、都道府県等関係機関との連携を図ることが適当である。	
563	地方に条例委任されている「普通職業訓練における職業訓練指導員の資格」が従うべき基準とされていることに対する規制緩和	公共職業能力開発施設の職業訓練指導員の資格に関する「従うべき」基準については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ参酌すべき基準に移行すべきである。	【全国市長会】 市町村への規制緩和は慎重に考えるべきである。		C 対応不可	職業訓練指導員については、職業訓練の質を担保するため、訓練に係る技能のみならず、指導法、訓練マネジメントやキャリア形成支援の能力を有している必要があり、全国共通の職業訓練指導員の資格基準(指導員免許)はそれらの能力が一定水準以上にあることを全国的に担保するものである。また、普通職業訓練については、高度職業訓練と異なり、訓練受講者のレベルに差があることから、職業訓練の質を担保するためには、職業訓練指導員について確実な指導能力が求められる。 上記に鑑みれば、仮に普通職業訓練の職業訓練指導員の基準を緩和した場合、都道府県ごとに職業訓練指導員の能力に差が発生するとともに、その差が生じた職業訓練指導員について、結果として基準を緩和しなかった都道府県を含む全国において職業訓練の指導を行うことが可能となってしまう。職業訓練の質が一定水準以上にあることを全国的に担保されないこととなる。よって、対応は困難である。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
578	認定職業訓練助成事業費(運営費)における補助対象経費の算定基準の緩和	算定基準第2の2で規定されている、補助金の交付対象となる訓練生の人数要件(5人)を撤廃し、1人でも訓練生がいれば、補助対象とする。	【現行制度】 職業能力開発校設備整備費等補助金は、事業主等が行う労働者の能力開発のうち省令で定める基準に適合する職業訓練を奨励し、運営費等を補助することにより民間における職業訓練を振興するものであり、地域の企業が求める人材の育成にとって重要。この補助要件として、1訓練科当りの訓練生が5人以上であることが必要であるが、普通課程では、これを満たさない場合でも概ね3年(特に必要場合は5年)を自選に訓練生を確保できる見込みがあれば、この期間は補助対象とすることができる。また、訓練開始時に35歳未満の訓練生が5人以上いる場合も補助対象とすることができる。 【制度改正の必要性】 中小企業の新規雇用の抑制等により訓練生の確保は年々困難になってきており、本県では平成20年度に1訓練科が補助対象から外れることとなった。今後同様に多くの訓練科が補助対象となる可能性があるが、訓練生が少ない訓練科では会費等の収入による運営は困難であり、補助対象外とされた場合、訓練科が休止または廃止されるケースが懸念される。当該訓練は職場のOJTと組み合わせることで実施されることから訓練科が休止されると訓練生が職場から遠ざかることができなくなり、地域での職業訓練の実施は困難となる。 しかし、こうした訓練によりもづくりの担い手を育成することは、地域における産業人材の育成ひいては地域産業の発展にとって必要不可欠であり、現在の訓練科を継続させていくことが訓練生本人及び地域にとって望ましいと考えられる。よって、訓練生が5人に満たない場合であっても訓練科を安定して運営できるよう、訓練生5人以上という補助要件の撤廃が必要である。	雇用保険法第63条、雇用保険法施行規則第121条及第123条、職業能力開発校設備整備費等補助金交付要綱		厚生労働省	長野県	E 提案の実現に向けて対応を検討	当該補助金については、訓練生の確保が困難となっている現状を踏まえ、若年労働者の人材育成を強化するため、今年度から、1訓練科に対して訓練開始時補助対象訓練生のうち35歳未満の若年労働者が3人以上いる場合は補助対象とする要件緩和を行ったところ。 さらなる要件緩和については、この制度改正の施行状況等を踏まえながら検討してまいります。	当県では、来年度以降も、建設分野の訓練科を始め、訓練生の減少により補助対象外となり、訓練を休止する団体が増えることが予想される。認定職業訓練は、長年、地域に必要な産業人材の育成を担ってきており、将来にわたって確実に地域に根付いていなくてはならないものである。若年労働者の人材育成の強化のための要件緩和がなされたところであるが、訓練生が一人でも補助対象の訓練科とするよう、さらなる要件緩和について、速やかに実施していただきたい。
686	国が都道府県に設置する緊急雇用創出事業臨時特別基金の指定都市への設置	緊急雇用創出事業臨時特別交付金の基金事業の実施主体に指定都市を追加	【現状】 緊急雇用創出事業臨時特別基金(厚生労働省所管)を財源としている事業は、基金の造成主体は県となっている。県に基金があることで、国の調整等は県がとりまとめて行うものの、県に設置された基金のうち、どの程度本市が活用できるかが、国から県に交付された時点ではわからず、事業の確実性が担保されないため、地域の実情に応じた効果的な施策展開を迅速かつ計画的に行うことができない。また基金の積み増し等が行われた場合、各市町村ごとの活用額がすぐには判明しないため、結果として市町村の予算計上のタイミングを逃すことになり、対応が遅れる場合がある(市では25年度は5月補正、9月補正、26年度は5月補正を行っている)。 【効果】 基金の造成を指定都市にも認めることで、基金事業に関する指定都市の数量による主体的かつ弾力的な取組を計画的かつ迅速に行うことが可能となる。	緊急雇用創出事業等実施要綱		厚生労働省	横浜市	C 対応不可	緊急雇用創出事業臨時特別基金については、平成25年度補正予算で都道府県に造成している基金を積み増して「地域づくり事業」を創設し、当年度中に事業を開始すれば平成27年度末までの事業実施を可能としている。 ご提案の点については、すでに全額、都道府県に交付しており、また、当該基金の平成27年度以降の新規事業開始の取扱いが決まっていないため、現時点で対応することはできない状況。 なお、当該基金については、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、基金の配分を都道府県毎の雇用失業情勢を基準に決定するとともに、各都道府県に交付した基金は、市町に補助できる仕組みとしているところであるが、ご要望の点は、平成27年度以降の基金の扱いとあわせて検討してまいります。 また、市町村レベルでの雇用情勢が厳しい地域については、地域の関係者の創意工夫による産業振興策とあわせて人材育成や雇用創出の取組を支援する(実践型地域雇用創造事業)を実施しており、こうした事業も活用することにより、地域の雇用機会の創出を図っていただきたい。	政令市に基金の造成を認めることにより、より主体的かつ弾力的な取組を計画的に行うことが可能となると考えているため、27年度以降の基金の扱いと併せて、ぜひご検討いただきたい。
206	中山間地域における旅館業法の客室延床面積要件の緩和	農林漁業者が営む民宿については、旅館業法施行令に規定する客室延床面積要件が緩和されているところであるが、これを中山間地域に存在する非農林漁家にも拡大すること。 適用対象としては、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域を想定している。	【改正の必要性】 少子高齢化に伴う急速な人口減少は、大きな問題であり、少子化対策と合わせて、他の地域からの移住促進を図ることも合わせて取り組む必要がある。移住に際しては、気候、風土、その土地に住む人の気質等を知るとともに、地域に溶け込む必要がある。移住への段階の一つとして、中山間地域に存する民家等に滞在して生活体験を行うことが考えられるが、現行法規制では、農林漁業者が体験を提供する民宿を営む場合においてのみ規制緩和されており、非農林漁家については規制緩和の対象となっていない。 農林漁業体験だけでなく、中山間地域に存する民家等に滞在して行う生活体験自体に価値があると考えられるため、非農林漁家が生活体験を提供する民宿を営もうとする場合にあっても、農林漁家の場合と同様の規制緩和を提案する。 【具体的な支障事例】 非農林漁業者が生活体験を提供する民宿を営業しようとする際、客室延床面積が33㎡以上なければ開業できず、内容的にも大規模な施設改修を伴うことが予想される等、非常に難易度の高いものである。 農林漁業体験のみが農山漁村体験ではなく、農地等を持たずとも、地域の伝統、文化、生活等を伝える体験を提供することは可能である。 【改正による効果】 都市と中山間地域の交流が促進され、移住者確保の一環を担うと考えられる。また、その交流を通して、中山間地域の文化が見直されることで、地域住民の誇りとなり、人口流出防止にもつながることを想定している。 【想定される課題】 市内に存する旅館業者との競合が懸念材料となるが、今回提案する内容は、人と人との交流を促進するためのものであり、目的が異なるため、競合はないと考える。	旅館業法第3条第3項 旅館業法施行令第1条、第2条 旅館業法施行規則第5条		厚生労働省	安芸高田市	C 対応不可	旅館業法施行令第1条第3項第1号の客室の延床面積の基準は、宿泊する場所を多数で共用する施設の適正な運営を確保するため、簡易宿所営業の施設に最低基準として求めているものである。 御提案の、中山間地域に存在する非農林漁家の場合については、他の施設と営業形態においても衛生の確保の面でも異なるものではないので、簡易宿所営業に適用される客室の延床面積の基準を遵守して営業していただきたい。 なお、事前に提案内容を照会したところ、「農林漁業体験だけでなく、民宿業を営む者と、食事を共にし、地域の話を聞くことが、貴重な体験になると考える。つまり、中山間地域の人と触れ合うことが、いわば「農村体験」であると考えられる。「よって、非農林漁家がこのような農村体験を提供する場合においても、農林漁家が農林漁業体験民宿を営む場合と同様の規制緩和を提案するもの」とのことであったが、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項において、農林漁業体験民宿業とは、「施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役割を提供する営業」とされていることから、「民宿業」を営む者と、食事を共にし、地域の話を聞くことをもって、農林漁業体験民宿業の対象とすることはできない。	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿には当たらないという点は理解する。しかしながら、本市のような過疎地域の自治体においては、この土地に暮らす人の家に宿泊し、食事を共にし、この土地の話を聞くという「農村体験」は、農林漁業体験に匹敵するものであると考える。また、都市と農村との交流、地域の活性化という観点からも非常に有益であると考えられる。よって、農林漁業体験民宿ではなく、過疎地域において、非農林漁家が営む「農村体験」民宿というものを新たに認り込め、農林漁家が農林漁業体験を営む場合と同様の規制緩和措置をお願いしたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
578	認定職業訓練助成事業費(運営費)における補助対象経費の算定基準の緩和	なし	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E 提案の実現に向けて対応を検討	認定職業訓練については、建設人材等の人手不足分野の人材育成において果たす役割が大きいなど、職業訓練の柱の1つとしてその重要性は高いと考えている。 補助単価の引き上げ等、制度全般の強化や活性化策については、全国の現状も踏まえながら現在検討を行っており、その中で人数要件の緩和についても検討してまいりたい。	6【厚生労働省】 (16)職業能力開発校設備整備費等補助金 認定職業訓練助成事業については、訓練生の人数要件の緩和を含め、制度の活性化について検討し、平成27年中に結論を得る。
686	国が都道府県に設置する緊急雇用創出事業臨時特別基金の指定都市への設置	・都道府県が実施する雇用創出事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、引き続き都道府県の事務・権限とするべき。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	第一次回答のとおり。	
205	中山間地域における旅館業法の客室延床面積要件の緩和	施設の構造設備の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分尊重されたい。 なお、適用対象となる地域における伝統・文化・生活等の範囲の絞り込みや選定などについて熟慮は必要。		C 対応不可	農山漁村潜在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿を営む施設について、旅館業法施行規則第5条第1項第4号により延床面積の基準の特例が認められているが、これは、農林漁業者が、農林漁業体験民宿としてその自宅を用いて宿泊させる場合は、現に農林漁業者として自らとその家族が暮らす生活の場で宿泊者と生活をともにする面があり、さらに自宅に改修することは生活への支障が大きいということなども鑑み、例外的な取扱いが認められているものである。 他方、御提案の非農林漁家が宿泊施設を経営する場合は、施設が過疎地域にある場合であっても、農林漁業者が農林漁業体験民宿を営む場合とは異なり、営業形態においても衛生確保の面でも他の宿泊施設と異なるものではないため、事業者が共通して求められている延床面積の基準を含む旅館業法の規律のほか、建築基準法、消防法等の関係法規を遵守して営業していただく必要があるものと考えます。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
357	滞在施設の旅館業法の許可制の見直し	外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき一定期間以上使用させ、外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業は、旅館業法の許可の対象外とする。	2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京五輪オリンピック・パラリンピックに続き、2021年にはワールドマスターズゲームズ(生涯スポーツの国際大会)が関西一円で開催されることが決定しており、政府も外国人観光客増増を打ち出していることから、今後、増加が見込まれる(また、それに向けた各種施策展開が図られる)外国人旅客に対して、国内における円滑な役務提供のためには、旅館業法の規制緩和が必要である。	旅館業法第3条		厚生労働省	徳島県	○ 対応不可	御提案は、国家戦略特別区域法第13条が規定する旅館業法の特例を同法の国家戦略特別区域以外の区域にも適用することを求めるものと思われるが、同法は、本年4月に施行され、今後、同法の区域計画において、特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業が定められ、当該区域計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合に、同条の特例が適用されることになるものである。 この特例措置については、今後、国家戦略特別区域において、その効果・弊害を含め、施行状況の評価することがとされているものであり、現時点で、同条の特例を同法の国家戦略特別区域以外の区域にも拡大することは困難である。	2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京五輪オリンピック・パラリンピックに続き、2021年にはワールドマスターズゲームズ(生涯スポーツの国際大会)が関西一円で開催されることが決定しており、政府も外国人観光客増増を打ち出していることから、今後、増加が見込まれる(また、それに向けた各種施策展開が図られる)外国人旅客に対して、国内における円滑な役務提供のためには、旅館業法の規制緩和が必要である。
328	毒物劇物取扱責任者の資格要件に係る規制緩和	毒物劇物取扱責任者の資格要件の認定基準の一つである「高等学校において30単位の化学に関する科目を修得していること」において、指導要録の保存年限(20年)を経過した場合に証明できないため、単位取得までの確認を求めず、「応用化学に関する科目を修了したこと」の確認で認容するようにすることを求めるもの。	【支障】毒物劇物取扱責任者の資格については、毒物及び劇物取締法第8条第1項第2号において、「厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学修を修了した者」が資格要件の一つとなっている。資格の確認方法については、平成13年2月7日医薬化発第5号厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長通知「毒物及び劇物取締法に係る法定受託事務の実施について」の第10.4及び平成14年1月11日医薬化発第0111001号厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長通知「毒物劇物取扱責任者の資格の確認について」において、「高等学校において応用化学に関する科目を修了した者」については、30単位以上の化学に関する科目を修得していることを確認することとなっており、現行は成績証明書等で確認している。しかし、学校教育法施行規則第28条第2項の規定により指導要録等の保管期間20年を経過している場合は、成績証明書等の発行が受けられず資格要件を満たしているか確認できない。また、成績証明書等の発行が受けられない場合の取扱については、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室から当時の教育課程が明記された書類と卒業証書の両方が必須となる。高等学校等に確認のうえ、確実に修得した科目のみをカウントしても、らいたい。」との回答があり、当時の教育課程が明記された書類としては、「学校要覧」等が該当するが、これについては永年保存との規定がないため、卒業後20年以上経過していた場合、当該高等学校に保存されていない可能性がある。以上のことから、資格要件を満たしているにもかかわらず個人の真によらず毒物劇物取扱責任者になれない事例が発生している。	毒物及び劇物取締法第8条第1項第2号		厚生労働省	大分県、福岡県、長崎県、沖縄県、山口県	○ 対応不可	毒物劇物取扱責任者は、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせるため、毒物劇物営業者の店舗等ことに専任で働くことが義務付けられているものであり、その職務を果たす上で、十分な知識等を有している必要がある。このため、毒物劇物取扱責任者の資格の確認については、的確に行われる必要があるものである。 また、今回の検討要請に係る資格の「(高等学校等で)応用化学に関する学修を修了した者」であることを確認するためには、30単位以上の化学に関する科目を修得していることの確認が必要であり、その確認のためには成績証明書等が必要となる。 以上のようなことから、成績証明書等の発行が受けられない等の理由により、毒物劇物取扱責任者の資格の確認手続を省略することは認められない。	回答では、貴省の通知が前提となっているが、当該通知に基づいた運用で、現実には資格要件を満たしているにもかかわらず、学校側の保存年限経過により、必須科目以外の確認ができない等により、成績証明書等の発行が受けられず、毒物劇物取扱責任者になれない事例が発生しているものである。については当該通知において、大学等や高等専門学校ではめくいい30単位以上の修得を専門学校及び高等学校に求めていること及び単位数を30単位以上としていることについて、その理由をお示しいただきたい。 また、『「(高等学校等で)応用化学に関する学修を修了した者」であることを確認するためには、30単位以上の化学に関する科目を修得していることの確認が必要であり、その確認のためには成績証明書等が必要となる。』ということであれば、成績証明書等の発行が受けられないことにより当該問題が生じているため、関係府省(文部科学省)と協議し、問題の解消に向けた取り組みを行っていただきたい。
342	管理栄養士免許の免許者、厚生労働大臣から各都道府県知事とする。	管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える(栄養士法第2条第3項)が、都道府県知事が免許を与えることとする。これに伴い、免許事項を登録する管理栄養士名簿についても、現在厚生労働省に置ける(同法第5条の第2項)が、都道府県に置けることとするなど、栄養士免許と同様の規定とする。	管理栄養士免許の免許者は厚生労働大臣であるが(栄養士法第2条第3項)、その名簿の登録、訂正、抹消に係る申請や免許証の交付は、都道府県知事を経由して行われる(同法施行令第1条第2項等)。 現在、県で当該免許に係る申請を受けた後、(申請書等を国に進達し、国から免許証の送付を受けて、)当該申請者に免許証を交付するまで、2~3箇月の期間を要している。 他方、同じく栄養士法に基づく免許である栄養士免許については、免許者が都道府県知事であり(栄養士法第2条第1項)、申請から交付まで、大半が1週間程度で完結している。 免許者を、厚生労働大臣から都道府県知事に変更することにより、申請から交付までの期間を短縮することが可能となり、住民サービスの向上を図ることができる。 都道府県で、管理栄養士免許に係る名簿の登録や免許証の交付に係る事務が増えることになり、既に持っている栄養士免許のそれと共通する部分が多く、その実施は可能である。 また、管理栄養士国家試験に合格した者に対して都道府県知事が免許を与えるのであれば、地によって免許取得の難易度が変わるといった弊害は起こらない。 (なお、栄養士免許は、厚生労働大臣の指定した養成施設において2年以上必要な知識及び技能を修得した者に対して交付する。(栄養士法第2条第1項))	栄養士法第1条第2項、第2条第3項、第3条の2第2項、第4条第3項第4項、第5条第2項第4項		厚生労働省	香川県	○ 対応不可	管理栄養士制度は、昭和37年に栄養士の資質向上措置として創設され、栄養士のうち複雑又は困難な業務に従事する適格性を有するものは、厚生大臣の登録を受けて管理栄養士となることとされた。 現在も、栄養士法第1条第2項において、管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のために必要な栄養の指導等を行うことを業とする者と定義されている。 このように高度の専門性を有する管理栄養士として必要な知識及び技能について、的確に評価するために、厚生労働大臣が管理栄養士国家試験を行っているところである。 このことから、管理栄養士国家試験に合格した者に対して与えることとしている管理栄養士免許について、免許者を厚生労働大臣から各都道府県知事とすることは困難である。また、各簿への登録日及び登録番号については、申請者の利便性の向上を目的として、申請者の希望に応じ、「登録済証明書」を発行しており、一定期間、免許証に代わる証明書として利用することを認める措置を講じている。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
357	滞在施設の旅館業法の許可制の見直し	施設の構造設備の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	<p>国家戦略特別区域法第13条が規定する旅館業法の特例は、各特区の区域計画において同条の事業が位置付けられ、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けた後に、事業者が都道府県知事等の特定認定を受けることにより、適用がされるものであり、これらの手続は、今後、行われていくことになる。</p> <p>他方、同法に基づく特例措置については、今後、国家戦略特別区域において、その効果・弊害を含め、施行状況を評価した上で当該評価結果に基づき所要の措置が講じられることになる。</p> <p>以上のことからすれば、現時点で、同条の特例を同法の国家戦略特別区域以外の区域にも拡大することは困難である。</p>	
328	毒物劇物取扱責任者の資格要件に係る規制緩和				C 対応不可	<p>〇一次回答を踏まえた提案団体の意見には、「成績証明書等の発行が受けられず、毒物劇物取扱責任者にない事例が発生している」とあるが、成績証明書等の発行が受けられない場合の取扱いも示しており、また、応用化学に関する科目を履修していることが証明できない場合は、都道府県知事が行う毒物劇物取扱責任者試験に合格する等により毒物劇物取扱責任者になることができるものである。</p> <p>〇30単位以上の修得を専門学校及び高等学校に求めていること及び単位数を30単位以上としていることについては、文部科学省が定める高等学校学習指導要領等に準じた取扱いをしているものである。</p>	
342	管理栄養士免許の免許者を、厚生労働大臣から各都道府県知事とする。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>管理栄養士制度は、昭和37年に栄養士の資質向上措置として創設され、栄養士のうち複雑又は困難な栄養の指導に従事する適格性を有するものは、厚生大臣の登録を受けて管理栄養士となることができるとされた。</p> <p>現在も、栄養士法第1条第2項において、管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のために必要な栄養の指導等を行うことを業とする者と定義されている。</p> <p>このように高度の専門性を有する管理栄養士として必要な知識及び技能について、的確に評価するために、厚生労働大臣が管理栄養士国家試験を行っているところである。</p> <p>このことから、管理栄養士国家試験に合格した者に対して与えることとしている管理栄養士免許について、免許者を厚生労働大臣から各都道府県知事とすることは困難である。また、名簿への登録日及び登録番号については、申請者の利便性の向上を目的として、申請者の希望に応じ、「登録済証明書」を発行しており、一定期間、免許証に代わる証明書として利用することを認める措置を講じている。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答	意見	
394	水道水源開発等施設整備費国庫補助金に係る平均単価要件の廃止	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱の別表第1の採択基準の内「給水人口5万人以上の水道事業者における平均料金」(平成26年度1,123円)よりも高い料金の事業者が補助対象となっている。「緊急時給水拠点確保等事業費」の「重要給水施設配水管」及び「水道管路耐震化等推進事業費」の「老朽管更新事業」の採択基準において、平均単価要件の撤廃を提案する。	【支障事例】 水道事業者毎に異なる地域性及び経営状況を反映した水道料金によって算定される平均料金を補助金の採択基準とすることは、水道料金を低く抑える経営努力によって低廉な料金を維持している事業者が当該補助制度を活用できないこととなり、重要給水施設配水管及び老朽管更新事業等の財源を確保する一つの所が断たれることとなっている。 なお、当企業団の当該採択基準における料金は997円であり、採択基準を満たしていない。 【制度改正の必要性】 平均料金を採択基準とする現業網では、収益的収入と支出のバランスが考慮されておらず、水道料金が平均料金を上回りさえすれば、給水に係る費用が賄えているか否かは関係なく、補助金の交付対象となっている。 また、過去の建設改良事業実施に伴う企業価値が高多額に上る事業体にあつては、その利息の支払いが未だ大きな負担となっており、給水に係る費用を押し上げている。 しかし、今後経年化を迎える水道施設の更新には膨大な費用を要するため、新たな企業債の発行は不可避となり、更なる利息負担が生じると見込まれる。それにより、安易に水道料金の値上げが行われれば、水道利用者の生活に少なからず影響を及ぼすことから、水道料金の高騰を防ぐため当該補助採択基準の緩和が求められる。 【感念の解消策】 料金回収率(算定式:供給単価/給水原価)及び企業債利息の負担割合を示す指標(算定式:費用構成比×支払利息÷支払利息/収益的費用合計)を補助採択基準とし、これまでよりもさらに踏み込んだ基準を採用する。				厚生労働省	越谷・松伏水道企業団	○ 対応不可	水道施設整備は水道料金による整備を基本とした上で、高料金を化対策等のために補助を行っているため、平均料金以上の事業者を補助対象にするなど一定の採択要件を付しているところである。限られた財源を配分していく観点から、補助採択基準の緩和は難しい。	
232	上水道の耐震化に対する国庫補助事業の採択基準の緩和	南海トラフ地震防災対策推進地域においては、上水道の耐震化に対する国庫補助事業の採択基準の資本単価要件を撤廃すること。	【制度改正の経緯】 国土強靱化基本法が施行され、水道施設の耐震化は重要な課題として挙げられている。とりわけ、南海トラフ地震防災対策推進地域にある本県にとつて、水道施設の耐震化は、喫緊に取り組むべき課題となっている。 【支障事例】 中央防災会議が発表した南海トラフ地震の被害想定では、高知県は被災直後の断水率が99%、被災1ヶ月後で651%であり、被害が想定されている都道府県の中でも被害を受けた数値となっている(被害想定(40都道府県の断水率の平均):被災後31%、被災1ヶ月4%) しかし、上水道施設の耐震化に係る国庫補助メニューの採択基準には、資本単価要件(90円/㎡以上)が課せられており、本県全ての上水道事業者は、基準をクリアできずに国庫補助を受けることができない(県内上水道事業者16市町村の平均資本単価は55.1円/㎡)ため、上水道施設の耐震化が進んでいない。 【制度改正の必要性】 施設を新設する際に資本単価要件を課すことは理解できるが、耐震化をすることにより資本単価要件を課すことが合理的でない。また、資本単価要件が90円/㎡であるが、その設定根拠が明確でない。 このことから、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域において、国土強靱化政策大綱による水道施設の耐震化を促進するには、上水道の耐震化事業に対して、資本単価要件を課さないことが必要である。	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱	参考資料(高知県の耐震化率と資本単価、被害想定(中央防災会議)、日本水道協会アンケート)	厚生労働省	高知県	○ 対応不可	水道施設整備は水道料金による整備を基本とした上で、高料金を化対策等のために補助を行っているため、資本単価要件など一定の採択要件を付しているところである。限られた財源を配分していく観点から、補助採択基準の緩和は難しい。	一般的に、水道施設整備は水道料金による整備を基本とした上で、高料金を化対策等のために補助を行うことについては理解できるが、当県のように南海トラフ巨大地震により甚大な被害が想定されている地域においては南海トラフ地震対策特別措置法及び国土強靱化基本法に基づく水道施設の耐震化事業のための補助が受けられるよう、資本単価要件を課さない補助制度が必要である。 高料金の理由としては、土地の取得経費や水質が悪いために浄化設備に必要となる経費がかかること等が想定されるが、耐震化に係る経費(工事単価)は、どの事業者であっても大きな差異はないと考えられるため、高料金を化対策等の理由で資本単価を耐震化事業の採択基準とすることは不合理と考える。	
285	水道水源開発等施設整備費国庫補助金の採択基準の緩和	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱に基づく特定広域化施設整備費」の採択基準を緩和(「居住人口50万人以上」及び「給水量の増大」を削除)すること。 また、「水道広域化促進事業費」の採択基準を緩和(統合協定書における「3年以内」を延長)すること。	【現状】 水道事業は水需要低迷のため給水収益が減少するなどの厳しい財政状況の中で、老朽化した施設更新や耐震化のための費用増加、今後の職員の退職による技術力の低下等、様々な課題に直面している。 水道の広域化は、スケールメリットによる効率化や更新を控えた施設の統廃合等に有効な手法である。 本県では、平成23年3月「埼玉県水道整備基本構想」を改定し、埼玉県水道ビジョンと位置付け、将来(おおむね半世紀先)の「水取りから蛇口までの一元化した県内水道一本化」を見据え、広域化を段階的に取り組みつつ、水道事業の運営基盤強化を推進し、県民に利用し続けていただく水道を目指すこととしている。 【制度改正の必要性等】 この広域化の推進に関して現行でも国庫補助があるものの、そのうち「特定広域化施設整備費」の対象には居住人口50万人以上や給水量増大に伴う新設・増設が、「水道広域化促進事業費」の対象には統合後の水道事業者が認可を受けている又は統合予定日が3年以内の事業者間での協定書の締結が条件とされている。 しかし、小規模な市町村の区域では人口や施設更新等に関する要件を満たすことが困難であり、採択要件を満たすことができない。 また、水道事業者間では方針、経営、施設整備状況に格差があり、事業統合を目指す段階的な広域化方策を実施するには3年間で短く、困難が予想される。			厚生労働省 埼玉県	埼玉県	○ 対応不可	水道施設整備は水道料金による整備を基本とした上で、高料金を化対策や政策的に推進する必要があると認められる事業者を対象に補助を行っているため、広域化の現状や事業統合など一定の採択要件を付しているところである。限られた財源を配分していく観点から、補助採択基準の緩和は難しい。	平成27年度予算概算要求において、現行の水道水源開発等施設整備費補助のうち、水道広域化施設整備費は廃止され、新たに水道事業広域化等推進費補助が創設される、とある。 今後、新たに整備される制度の補助金については、各水道事業者の現状を鑑み、施設整備が将来にわたり継続的かつ確実に進められるために、各水道事業者が柔軟に対応できるよう、本件提案を反映した交付要綱等を策定していただきたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
394	水道水源開発等施設整備費国庫補助金に係る平均単価要件の廃止	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	水道事業は市町村経営が原則とされ、基本的に独立採算で運営されている。水道施設整備に係る補助は、水道が公衆衛生向上と生活環境改善に不可欠な施設であることに鑑み、特に、水道料金へすべてを転嫁することが難しいものの、水道事業等を経営する市町村として、水道法上の給水義務を全うし、安全な水を確実に給水するために必要な施設等に限り、主に高料金を化対策という観点で補助を行っており、水道料金の平均単価要件は高料金を化を図る指標の一つとして用いているものである。したがって、補助要件緩和は困難である。	
232	上水道の耐震化に対する国庫補助事業の採択基準の緩和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	水道事業は市町村経営が原則とされ、基本的に独立採算で運営されている。水道施設整備に係る補助は、水道が公衆衛生向上と生活環境改善に不可欠な施設であることに鑑み、特に、水道料金へすべてを転嫁することが難しいものの、水道事業等を経営する市町村として、水道法上の給水義務を全うし、安全な水を確実に給水するために必要な施設等に限り、主に高料金を化対策という観点で補助を行っており、資本単価要件は高料金を化を図る指標の一つとして用いているものである。したがって、補助要件緩和は困難である。	
285	水道水源開発等施設整備費国庫補助金の採択基準の緩和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		E 提案の実現に向けて対応を検討	ご指摘の水道事業広域化等推進費補助が今後の予算編成過程を経て創設に至った場合には、ご意見を踏まえ、検討して参りたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府庁	提案団体	各府庁からの第1次回答		各府庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
478	登録検査機関の登録等の移譲・食品衛生法の登録検査機関	①現在地方厚生局で実施している登録検査機関の登録等の事務の移譲を求め ②現行の実施主体・地方厚生局 移譲後の実施主体・都道府県、保健所設置市及び特別区	従来から各都道府県が許認可及び監視指導している食品等事業者と併せ、食品の検査機関の登録等についても、都道府県で一括して監督したほうが、食品衛生行政を効率的かつ効果的に遂行することができるため、移譲を求め ただし、登録検査機関に対する指導については、全国統一的な基準に基づき行う必要があることから、国が登録検査機関の指導に関するガイドライン等の技術的助言は不可欠である。また、検査機関に問題があった場合には、食品の輸出入に深刻な影響を与えることも想定されるため、国の権限を残すことも検討する必要がある。	食品衛生法第33条～第47条		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案は、「地域主権大綱(平成22年6月22日閣議決定)」において、本提案と同様の提案がなされており、その後の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。 登録検査機関は、食品の安全性を確保するために厚生労働大臣や都道府県知事等の委託を受け、食品衛生法上の各種検査を行う機関であり、厚生労働大臣等は、登録検査機関の検査結果を基に、輸入禁止や回収命令などの権限を行使することができる。 輸出・輸入食品については、その検査機関の精度管理について、諸外国においては国による監督等がなされており、我が国においても国の責任において監督することが求められている。輸入食品に違反があった場合、相手国政府からは検査精度の検証を求められ、国の責任において対応しているかどうかを確認される。検査機関に問題があった場合には、輸出の禁止・違反食品に係る改善要求の困難化等、円滑な輸出入に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、国として責任を問われることから、引き続き国の責任において実施することとなった。 また、当該事務を自治体に移管した場合、問題のある登録検査機関を直接是正する仕組みがなくなることから、事故発生時の迅速な検査に支障をきたすおそれがある。	「地域主権大綱(平成22年6月22日閣議決定)」で結論が出ているとして、このことをもって、提案募集要項上では提案募集方式の対象外とされておらず、新たに検討すべきである。 従来から各都道府県が許認可及び監視指導している食品等事業者と併せ、食品の検査機関の登録等についても、都道府県で一括して監督することにより、二重行政が解消されるとともに、より一対し対応により、食品等の安全な提供に資すると考える。 なお、地方で監督等を実施する場合にも国の監督水準と同等の実施は可能であり、国と地方の役割を明確にすることにより、食品衛生行政をより効率的かつ効果的に遂行できることから、諸外国の理解は得られると思われる。現に、国も本省と地方厚生局で役割分担しているところである。 また、事故発生時の迅速な検査や是正に係る態態については、国と地方で適切に情報共有することや、国が新たにガイドラインをすすずして、対応可能と考える。
633	規格基準が定められた添加物からの、粗製海水塩化マグネシウム(にがり)の除外	都道府県知事が許可する添加物製造業に関して、平成19年3月30日付けの通知により規格基準が定められた、65の添加物から、粗製海水塩化マグネシウム(にがり)を除外すること	【支障・制度改正の必要性】粗製海水塩化マグネシウム(にがり)を含む63の添加物については、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」平成19年3月30日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知により、新たに規格基準(食品衛生法第11条第1項)が定められた。これにより、粗製海水塩化マグネシウムの製造については、都道府県知事が行う添加物製造業の営業許可と食品衛生管理者の設置が義務付けられ、平成20年4月1日より施行されることとなったが、粗製海水塩化マグネシウムの営業許可等に係る経過措置期間が設けられており、現在も従前の例(営業許可及び専任の食品衛生管理者の設置が不要)によることとされている。しかしながら、その経過期間が終了した場合、添加物製造業の営業許可と食品衛生管理者の設置義務が発生するが、「食品衛生管理者」は、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師の資格を有する者、畜産学、水産学、農芸化学の過程を修了したものの、食品衛生管理者養成施設で所定の過程を修了したものの、食品衛生管理者養成講習会の課程を修了したものの等の要件がある。県内の粗製海水塩化マグネシウム製造業者は、経営者を含め従業員に要件を満たしているものは少なく、零細事業者が多数であり、要件を満たすためには、多額の費用と期間を要するため、廃業せざるを得ない事業者が多数発生することが予想される。 【参考】粗製海水塩化マグネシウム(にがり)とは、海水から食塩を製造する際に副産物として発生するもので、事業者はこれまで豆腐凝固剤や調味料として販売し、広く利用されている。	食品衛生法第11条、第48条、第52条 食品衛生法施行令第19条、第35条第34号 平成19年3月30日 食安発第0330001号「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」		厚生労働省	長崎県	○ 対応不可	食品衛生法第48条及び第52条の規定に基づき、同法第11条に基づき規格基準が定められた添加物については、添加物製造業の許可及び食品衛生管理者の設置が義務付けられている。 粗製海水塩化マグネシウム(にがり)については、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」(平成19年厚生労働省告示第37号)により、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第37号)を改正し、新たに成分規格を設定し、平成20年3月31日までの経過措置期間を設けたところであるが、関係業界からの要望等を踏まえ、この経過措置期間を延長するとともに、にがりの成分規格の見直しを進めている。ただし、にがりの由来となる海水は、場所にもよるが、海洋汚染による不純物の混入のおそれも指摘されているところであり、添加物の安全性を確保し、国民の健康の保護を図るため、にがりについて成分規格を設けないこととするには困難であると考 「指摘の食品衛生管理者の設置義務に関しては、現在進めているにがりの成分規格の見直しと併せて、食品衛生管理者養成講習会の受講者の負担軽減について検討を進めているところである。	にがりとは、塩を精製する際の副産物であるため、海域によっては海洋汚染による不純物の混入のおそれが危惧されるとあるが、塩の原料となる海水の採取海域を指定するなどにより対応できないか検討したい。 食品衛生管理者養成講習会の受講者の負担軽減については、現在30日程度の受講期間を、にがりの製造に限りは、数日間という大幅な短縮を行い、受講者の負担軽減を図っていただきたい。
183	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)の実施主体等の拡大	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)の中「子ども健やか訪問事業」及び「親を助けた子ども等への相談・援助事業」について、実施主体及び事業者に被災県以外の現に避難者を受け入れる都道府県を加えること	【見直しの必要性】平成26年度に創設された「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)」における「子ども健やか訪問事業」は、東日本大震災により被災仮設住宅で長期間避難生活を余儀なくされている子どもを持つ家庭等に対し訪問指導を行う事業であり、「親を助けた子ども等への相談・援助事業」は、被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を行う事業である。 両事業はいずれも事業主体は被災県(岩手県、宮城県、福島県)及び被災指定都市(仙台市ほか)に限定されており、被災用室を受け入れる都道府県では活用することが出来ない。被災県以外に避難されている家庭等では、二重生活による生活費の掛かりや父親の不在による子どもへの影響、親のストレス等多くの問題を抱えている。避難先がどこであろうと避難している子どもを持つ家庭等や子どもたちに対する相談・支援を行うことは必要であり、被災県以外でもこの事業が活用できるよう見直しを行う必要がある。 【具体的な支障事例】受入都道府県と被災県は様々な面でお互い連携を図りながら事業を実施しているが、上記事業の実施を要する被災県以外に避難している子どもや子育て家庭等への支援事業を行うためには、実施主体である被災県等が避難先の都道府県等に事業を委託することで可能となる。しかしながら、県外避難者は全国に避難しており避難先の都道府県等に対し個別に事業委託をすることは現実的には困難だと考える。また、本県には4県から避難されている方がいるが、仮に事業を実施しない県があった場合、避難者として同じ県に避難しているにも関わらず、避難元によって支援サービスが受けられないといった事態が生じる。受入都道府県は避難元がどこであろうと平等に支援を行っている。 【見直しによる効果】受入都道府県の避難者については受入自治体が一審情を把握していることから、受入都道府県が実施主体及び事業者となることで、避難元がどこであろうと避難している子どもや子育て家庭等に対し等しくサービスの提供が可能となり避難している方々は安心して生活を送ることができ	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)実施要綱	本県には平成26年7月1日現在、母子で避難されている方が09世帯、316名、また、18歳以下の児童、生徒等395名が避難生活を送っている。	厚生労働省 復興庁	秋田県	D 現行規定により対応可能	本事業は東日本大震災復興特別会計を財源としているため、その使途については、被災地域の復興・復旧に直接資するものを基本としてとされていることから、使途の厳格化を図る観点から、実施主体を被災県(岩手県、宮城県、福島県)、被災指定都市等(仙台市等)及び被災県内市町村に限定しているところである。 しかしながら、運用においては、実施主体の判断により、実施主体以外の自治体の避難者に対しても支援が可能となるよう ・実施主体から避難者のいる自治体への委託 ・実施主体から避難者のいる自治体の民間団体への委託 ・実施主体から委託を受けた民間団体から避難者のいる自治体の民間団体への委託等 被災自治体が実施主体として事業の委託を可能としているところである。	実施主体からの委託による事業が実施可能なことは理解しているが、本県には岩手県、宮城県及び福島県から避難している子ども達がおり、それぞれに支援するためには3県と委託する必要がある。また、被災県にあっては事業を行いたいと考える各自治体と委託契約すると、かなりの事務量が発生すると思われる。事業の必要性が認められるのであれば、各都道府県が実施できるよう改正した方が効率的ではないか。また、「被災地域の復旧・復興」に直接資するものを基本とするところから、使途の厳格化を図る観点とされているが、受入都道府県が行う事業については厚生労働省に事業計画書を提出させるなど要綱等を定めることで厳格化は図られると考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
478	登録検査機関の登録 等の移譲 ・食品衛生法の登録 検査機関	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 登録検査機関に関しては輸入食品の検査問題等があるため、慎重に検討すること。		C 対応不可	<p>本提案について、提案募集方式の対象であると認識しており、検討の結果、対応することができないと回答したものである。</p> <p>輸入食品に違反があった場合、相手国政府からは検査精度の検証を求められ、国の責任において回答することが必要となる。</p> <p>当該事務を自治体に移管した場合、登録検査機関の監督権限とその責任についても、自治体にあることとなるが、これは、個々の登録検査機関の状況について、国として責任を持って回答することが困難となる。したがって、引き続き国の責任において実施する。</p> <p>なお、ご指摘の地方厚生局は、厚生労働省の地方支分部局であり、国の責任において対応することには変わりはない。</p> <p>また、当該事務を自治体に移管した場合、ご提案いただいた、国と自治体間の情報共有体制やガイドラインの整備を行ったとしても、問題のある登録検査機関を直接是正する仕組みがなくなることに変わりはなく、事故発生時の迅速な検査に支障をきたすおそれがある。</p>	
633	規格基準が定められた 添加物からの、粗製 海水塩化マグネシウム (にがり)の除外				C 対応不可	<p>特定の海域が常に一定の環境状態を維持し続けることは考えにくいことから、特定の海域で採取された海水を原料とした粗製海水塩化マグネシウム(にがり)を規格基準の対象から外すことは困難であると考えている。</p> <p>食品衛生管理者養成講習会の受講者の負担軽減については、現在受講期間の在り方も含めて、検討を進めているところである。</p>	
183	被災した子どもの健康・ 生活対策等総合 支援事業(子育て支援 対策費補助金)の実 施主体等の拡大	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定 により対応可 能	<p>本事業は東日本大震災復興特別会計を財源としているため、その使途については、被災地域の復旧・復興に直接資するものを基本とすることとされていることから、使途の厳格化を図る観点により、実施主体を被災県(岩手県、宮城県、福島県)、被災指定都市等(仙台市等)及び被災県内市町村に設定しているところである。</p> <p>しかしながら、運用においては、実施主体の判断により、実施主体以外の自治体の避難者に対しても支援が可能となるよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体から避難者のいる自治体への委託 ・実施主体から避難者のいる自治体の民間団体への委託 ・実施主体から委託を受けた民間団体から避難者のいる自治体の民間団体への委託等 <p>被災自治体の実施主体として事業の委託を可能としているところである。</p> <p>なお、厚生労働省においては、9月30日付けで各自治体に対し事務連絡を发出し、委託による実施形態等についてあらかじめ周知を図り、事業の積極的な推進について依頼したところである。</p>	<p>【再掲】</p> <p>6【厚生労働省】 (22)被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(復興庁と共管) 「子ども健やか訪問事業」等の実施主体を、被災県・被災県内の市町村としている要件について、事業の積極的な活用を図るため、避難者のいる都道府県又は市町村等への委託により実施することができることを周知する。 [措置済み(平成26年9月30日付け雇用均等・児童家庭局長総務課通知)]</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
587-1	人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システムの導入等に関する手続の簡素化	①人口動態調査事務システムの導入申請に関する添付書類の廃止 ②人口動態調査事務システムに係るパソコン・プリンター変更時の変更申請の廃止 ③人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システム関連の申請事務における経由機関(都道府県・保健所)の省略	【制度改正の必要性・支障事例】 人口動態調査事務については、手書き紙媒体での報告方法から、システム導入による事務の簡素化が図られているところであるが、導入を申請するに当たってシステム仕様書を添付する必要があり、導入PCの仕様や接続プリンターに変更があった場合にも、その都度変更申請を提出することとなっている。また、経由機関から進達する必要があるため、利用機関だけでなく、経由機関における事務量も煩雑である。 また、府内市町村からのシステム導入・変更申請において承認に半年程度を要するなど、厚生労働省においても事務遅滞が見受けられ、事務の簡素化のために申請を行った市町村が長期にわたり手書き報告で対応せざるを得ないなどの事象が起きている。 【効果】 昨今のパソコン・プリンターは人口動態統計死亡票等に使用する字体に対応しており、導入申請時にチェックする必要性が低いことから、システム導入時の届出書類を省略するとともに、変更申請や経由機関を省略するなど、事務の簡素化を図ること、人口動態調査事務システムに係る事務手続きが大幅に簡素化され、市町村、都道府県、厚生労働省それぞれの事務量軽減につながる。	・平成24年7月17日 日統人発0717第1号「人口動態調査事務システムの導入等に関する申請」について「厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長通知」 ・平成24年7月12日 日統発0712第1号「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について「厚生労働省大臣官房統計情報部長通知」	添付資料： ・平成24年7月17日 日統人発0717第1号「人口動態調査事務システムの導入等に関する申請」について「厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長通知」 ・平成24年7月12日 日統発0712第1号「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について「厚生労働省大臣官房統計情報部長通知」	厚生労働省	京都府、大阪府、兵庫県、徳島県	A 実施	○以下のとおり一部実施 人口動態調査事務システム(以下「事務システム」という。)の導入申請に関する添付書類については、提出先機関のオンライン報告システムにより確実に取り込むことが出来るFDとなっているか、また、厚生労働省に設置しているOCR調査票読取装置で読み取り可能なOCR調査票となっているか等、事務システム導入に当たり人口動態調査の報告に支障がないよう事前に確認が必要である。そのため、添付書類の全てを廃止することは困難であるが、要求仕様書等の中で最低限確認が必要な部分を精査、検討した上で、省略可能な書類については添付不要とした。 なお、当該検討については、8月中旬に範囲の確定、9月上旬にペンダに意見聴取を行い、9月中旬に結論を得る。 なお、①②③については、各種通達、要領等の改正が必要であり、数回に分けての改正は混乱を招く恐れがあることから、同一時期とした。	回答のとおり進めていただきたい。
587-2	人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システムの導入等に関する手続の簡素化	①人口動態調査事務システムの導入申請に関する添付書類の廃止 ②人口動態調査事務システムに係るパソコン・プリンター変更時の変更申請の廃止 ③人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システム関連の申請事務における経由機関(都道府県・保健所)の省略	【制度改正の必要性・支障事例】 人口動態調査事務については、手書き紙媒体での報告方法から、システム導入による事務の簡素化が図られているところであるが、導入を申請するに当たってシステム仕様書を添付する必要があり、導入PCの仕様や接続プリンターに変更があった場合にも、その都度変更申請を提出することとなっている。また、経由機関から進達する必要があるため、利用機関だけでなく、経由機関における事務量も煩雑である。 また、府内市町村からのシステム導入・変更申請において承認に半年程度を要するなど、厚生労働省においても事務遅滞が見受けられ、事務の簡素化のために申請を行った市町村が長期にわたり手書き報告で対応せざるを得ないなどの事象が起きている。 【効果】 昨今のパソコン・プリンターは人口動態統計死亡票等に使用する字体に対応しており、導入申請時にチェックする必要性が低いことから、システム導入時の届出書類を省略するとともに、変更申請や経由機関を省略するなど、事務の簡素化を図ること、人口動態調査事務システムに係る事務手続きが大幅に簡素化され、市町村、都道府県、厚生労働省それぞれの事務量軽減につながる。	・平成24年7月17日 日統人発0717第1号「人口動態調査事務システムの導入等に関する申請」について「厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長通知」 ・平成24年7月12日 日統発0712第1号「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について「厚生労働省大臣官房統計情報部長通知」	添付資料： ・平成24年7月17日 日統人発0717第1号「人口動態調査事務システムの導入等に関する申請」について「厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長通知」 ・平成24年7月12日 日統発0712第1号「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について「厚生労働省大臣官房統計情報部長通知」	厚生労働省	京都府、大阪府、兵庫県、徳島県	C 対応不可	事務システム等に係るパソコン・プリンターの変更申請については、厚生労働省で申請パソコンの変更処理や①のとおりOCR調査票の読み取りの可否について、人口動態調査の報告に支障がないよう事前に確認が必要であることから、廃止は困難である。 なお、添付書類については、①と同様に検討を行い、9月中旬に結論を得る。 なお、①②③については、各種通達、要領等の改正が必要であり、数回に分けての改正は混乱を招く恐れがあることから、同一時期とした。	添付書類については検討いただけることでのため、回答のとおり進めていただきたい。
587-3	人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システムの導入等に関する手続の簡素化	①人口動態調査事務システムの導入申請に関する添付書類の廃止 ②人口動態調査事務システムに係るパソコン・プリンター変更時の変更申請の廃止 ③人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システム関連の申請事務における経由機関(都道府県・保健所)の省略	【制度改正の必要性・支障事例】 人口動態調査事務については、手書き紙媒体での報告方法から、システム導入による事務の簡素化が図られているところであるが、導入を申請するに当たってシステム仕様書を添付する必要があり、導入PCの仕様や接続プリンターに変更があった場合にも、その都度変更申請を提出することとなっている。また、経由機関から進達する必要があるため、利用機関だけでなく、経由機関における事務量も煩雑である。 また、府内市町村からのシステム導入・変更申請において承認に半年程度を要するなど、厚生労働省においても事務遅滞が見受けられ、事務の簡素化のために申請を行った市町村が長期にわたり手書き報告で対応せざるを得ないなどの事象が起きている。 【効果】 昨今のパソコン・プリンターは人口動態統計死亡票等に使用する字体に対応しており、導入申請時にチェックする必要性が低いことから、システム導入時の届出書類を省略するとともに、変更申請や経由機関を省略するなど、事務の簡素化を図ること、人口動態調査事務システムに係る事務手続きが大幅に簡素化され、市町村、都道府県、厚生労働省それぞれの事務量軽減につながる。	・平成24年7月17日 日統人発0717第1号「人口動態調査事務システムの導入等に関する申請」について「厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長通知」 ・平成24年7月12日 日統発0712第1号「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について「厚生労働省大臣官房統計情報部長通知」	添付資料： ・平成24年7月17日 日統人発0717第1号「人口動態調査事務システムの導入等に関する申請」について「厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長通知」 ・平成24年7月12日 日統発0712第1号「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について「厚生労働省大臣官房統計情報部長通知」	厚生労働省	京都府、大阪府、兵庫県、徳島県	A 実施	○要望府県以外の都道府県、保健所、市区町村も本提案を了承することを前提に以下のとおり実施可能 申請事務における関係機関の経由については、システム導入申請前にスケジュールについて、市区町村においては保健所の、保健所においては指定都市、都道府県の了承を得ることに変更し、廃止した。 なお、①②③については、各種通達、要領等の改正が必要であり、数回に分けての改正は混乱を招く恐れがあることから、同一時期とした。	回答のとおり進めていただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
587-1	人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システムの導入等に関する手続の簡素化	なし	なし		A 実施	<p>○ 以下のとおり一部実施</p> <p>人口動態調査事務システム(以下「事務システム」という。)の導入申請に関する添付書類については、提出先機関のオンライン報告システムにより確実に取り込むことが出来るものとなっているか、また、厚生労働省に設置しているOCR調査票読取装置で読み取り可能なOCR調査票となっているか等、事務システム導入に当たり人口動態調査の報告に支障がないよう事前に確認が必要である。</p> <p>添付不要とする書類について検討を行った結果、「システム要求仕様書」及び「チェック仕様及び出力ファイル仕様」に相当する書類(以下「仕様書等」という。)は、申請の際に添付不要とする。ただし、申請書に記載された導入予定のシステムが、厚生労働省において仕様の確認が出来ていないシステム(新規参入のメーカーの場合も含む。)であった場合は、仕様書等の提出を求めることとする。</p> <p>なお、①③については、各種通達、要領等の改正が必要であり、数回に分けての改正は混乱を招く恐れがあることから、同一時期としたい。</p>	6【厚生労働省】 (15)人口動態調査事務システムの導入等に関する事務 (11)人口動態調査事務システムの導入・変更に係る申請については、添付書類を簡素化する。 (12)人口動態調査事務システムの導入・変更に係る申請及び人口動態調査オンライン報告システムの利用・変更・廃止に係る届出の際の関係機関の経由については、廃止する。
587-2	人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システムの導入等に関する手続の簡素化	なし	なし		C 対応不可	<p>事務システム等に係るパソコン・プリンタの変更申請については、厚生労働省で申請パソコンの変更処理や①のとおりOCR調査票の読み取りの可否について、人口動態調査の報告に支障がないよう事前に確認が必要であることから、廃止は困難である。</p> <p>①と同様に添付不要とする書類について検討を行った結果、パソコンの変更申請におけるPCの性能等については、動作確認が出来ていないOS等が搭載されたPCが導入された場合、システムの利用が出来なくなる可能性があること、また、プリンタの変更申請の際に調査票のテストプリントを削減し、本稼働時に厚生労働省のOCR機で正常に読み込めなかった場合、調査票の再提出が必要となり、その場合は、保健所・都道府県における再度の審査等、申請市区町村以外でも業務の増加が懸念されることから、従前どおりとしたい。</p> <p>(参考) パソコンの変更申請に必要な書類・・・「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の別添「人口動態調査オンライン報告システムを利用する機器」 プリンタの変更申請に必要な書類・・・「人口動態調査事務システムの導入等に関する申請について」の別紙1に基づいてプリント出力した調査票</p>	
587-3	人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システムの導入等に関する手続の簡素化	なし	なし		A 実施	<p>第1次回答と同様</p> <p>なお、①③については、各種通達、要領等の改正が必要であり、数回に分けての改正は混乱を招く恐れがあることから、同一時期としたい。</p>	【再掲】 6【厚生労働省】 (15)人口動態調査事務システムの導入等に関する事務 (11)人口動態調査事務システムの導入・変更に係る申請については、添付書類を簡素化する。 (12)人口動態調査事務システムの導入・変更に係る申請及び人口動態調査オンライン報告システムの利用・変更・廃止に係る届出の際の関係機関の経由については、廃止する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府庁	提案団体	各府県からの第1次回答		各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
372	保育所保育士定数への 准看護師算入を可能とする規制緩和	児童福祉施設の設備運営基準(省令)により、乳児4人以上を入所させる保育所においては、看護師と保健師が保育士定数に算入することができることとされている(従うべき基準、民間保育所に対する園庫負担対象が、当該規定を参照基準化するなどにより、准看護師も定数算入対象とすること。	【支障】保育所における乳幼児の受け入れが増える中、こどもの体調急変への適切な対応のため、看護師など医療・保健の有資格者を保育所に配置する必要性が高まっている。省令では、乳児4人以上を入所させる保育所にあっては、看護師又は保健師を1人に限って保育士とみなして配置することができることとされ、看護師配置を促進している。しかしながら、保育所からは、保育士定数に算入できるのが正看護師に限定されていることに加え、医療機関においても看護師不足が課題となっている中、保育所における看護師確保が困難となっており、准看護師まで認めてほしいという意見が上がっている。 【改正の必要性】当該規定を参照基準化することや、省令改正により算入対象を准看護師まで拡大する規制緩和を行うことで、安心な子育て環境の整備、また女性の就業促進につながる。 【懸念の解消策】1人限って保育所に配置できる対象範囲を拡大することを考えており、保育士を無限定に看護師などに置き換えることは想定していない。	児童福祉法 第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 附則第2項		厚生労働省	九州地方知事会	○ 対応不可	保健師助産師看護師法(平成二六年法律第八三号)において、看護師は療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者とされているが、准看護師については、療養上の世話を業とするためには、医師、歯科医師又は看護師の指示が必要とされている。 また、資格取得に係る要件も異なることから、看護師と准看護師を同等とみなすことは困難である。加えて、看護師等を保育士にみなす措置については、従来6人以上の乳児を入所させる保育所には、看護師等の配置の努力義務があり、看護師等を配置した場合には配置基準と保育士に含むものとしていたが、平成10年に乳児に対する保育士の配置基準を1から8、1に引き上げ、看護師等の配置努力義務を廃止した際に、当分の間の経過措置として、乳児6人以上を入所させる保育所については、看護師等1人に限り、保育士とみなすことができるものとして、保育の実施については、保育士がその専門性を活かして実施することが本来の姿であることをご理解願いたい。	看護師と准看護師の間には、法律上の資格要件、医療現場における業務内容に違いがあることは承知しているが、佐賀県内の保育所からは、保育所における業務実態を踏まえると、准看護師でも対応できるという意見が寄せられている。 ※県内で、看護師と准看護師の両方を雇用している保育所において、双方の業務内容を差を設けている保育所はない。 ※看護師や准看護師を雇用している保育所のほばすべてが、看護師と准看護師の保育業務における専門性に差はないと回答している。 本提案は、こうした現場の業務内容を踏まえたものであり、過去構造改革特区においても提案してきた。 しかしながら、厚生労働省は、保育士とみなすためには、保育士に準じると認められること(資格取得)の専門性が必要とされるが、准看護師と看護師の看護職としての専門性の違いに着目した説明に終始するなど、一貫して、看護師が保育所において保育従事者として行っている業務を、准看護師が行うことができない理由を示している。 また、より看護職としての専門性が求められる「病児・病後児保育事業」においては、看護職としての専門性や業務内容の差が明確な准看護師の配置を認める一方で、保育所における保育職の配置については、看護職としての専門性に業務内容の差を理由に准看護師の配置を認めないとするこれまでの説明に矛盾を感じる。 制度創設の経緯などから説明するのではなく、看護師そのものの確保が医療現場でも難しくなっていることや、人口減少の中、地方においては人員配置の資格要件を厳格化しすぎると、対象者を確保することが今後ますます難しくなることが予想されるという、現状を踏まえた検討と回答をお願いしたい。
702	保育所の保育士定数への 准看護師の算入を可能とする規制緩和	児童福祉施設の設備運営基準(省令)により、乳児4人以上を入所させる保育所においては、看護師と保健師が保育定数に算入することができることとされている(従うべき基準、民間保育所に対する園庫負担対象が、当該省令を参照基準化するなどにより、准看護師も定数算入対象とすること。	【支障事例】保育所における乳幼児の受け入れが増える中、こどもの体調急変への適切な対応のため、看護師など医療・保健の有資格者を保育所に配置する必要性が高まっている。省令では、乳児4人以上を入所させる保育所にあっては、看護師又は保健師を1人に限って保育士とみなして配置することができることとされ、看護師配置を促進している。しかしながら、保育所においては、保育士定数に算入できるのが正看護師に限定されており、また、運営費に保育士と看護士の人員費差額が反映されていないこと等から、看護師の確保が難しく看護師の配置が進んでいないのが現状である。 【改正の必要性】当該規定を参照基準化することや、省令改正により算入対象を准看護師まで拡大する規制緩和を行うことが必要。 准看護師は、施設医の指導の下、適切な保健師など看護師と同様な役割を担うことが可能と考えられ、また、病児・病後児保育対策事業の職員配置では、准看護師まで認められていることから、保育士定数に算入できる範囲を、看護師のみでなく准看護師まで拡大し、看護師等を配置しやすくすることが必要である。	児童福祉法第45条、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準附則第2項		厚生労働省	鹿児島県	○ 対応不可	保健師助産師看護師法(平成二六年法律第八三号)において、看護師は療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者とされているが、准看護師については、療養上の世話を業とするためには、医師、歯科医師又は看護師の指示が必要とされている。 また、資格取得に係る要件も異なることから、看護師と准看護師を同等とみなすことは困難である。加えて、看護師等を保育士にみなす措置については、従来6人以上の乳児を入所させる保育所には、看護師等の配置の努力義務があり、看護師等を配置した場合には配置基準と保育士に含むものとしていたが、平成10年に乳児に対する保育士の配置基準を6から8、1に引き上げ、看護師等の配置努力義務を廃止した際に、当分の間の経過措置として、乳児6人以上を入所させる保育所については、看護師等1人に限り、保育士とみなすことができるものとして、保育の実施については、保育士がその専門性を活かして実施することが本来の姿であることをご理解願いたい。	保育所における看護師等の設置については、看護師等の配置努力義務を廃止した際の経過措置として規定されたものであるが、保育所において乳幼児等の体調急変等の際、看護師等がその専門性を活かして対応することは、乳幼児等の健康保持、ひいては保育所の安全・安心につながるから、その配置を望んでいると考えている。 しかしながら、現状として、看護師の確保は困難な状況にある。 一方、看護師と准看護師の確保については、法律上差異が設けられているが、保育所の保育業務における役割においては、両者の専門性の差はほとんどないことであり、実際、「病児・病後児保育事業」では、看護師の配置と同等に准看護師の配置を認めている状況であり、 このため、保育所の現状を考慮し、保育士定数への算入対象を准看護師まで拡大すべきである。 なお、保育所関係団体から、看護師よりも配置が容易な准看護師を保育士定数に算入することができるようにしてもらいたい旨の要望があるところである。
204	「保育支援員(仮称)」の 保育士配置定数への算入	図が示す一定基準の研修課程を完了した者を「保育支援員(仮称)」と位置づけ、原則的な保育時間以外の時間帯において、保育士とみなして保育業務に携わることができるよう、従事できるように配置基準の見直しをするもの。	【制度改正の経緯】瑞穂市は交通至便な位置にあり、人口流入が続き、平成15年度合併後、10年間で5,000人余り(約11%)人口が増加している。この地域の土地柄から公立保育所が多く、その中で要支援児を保育する保育士(補助職員である保育士は、全て保育士有資格者である。)を要支援児に対する加配保育士等、保育の質を確保する取り組みを長年実施してきた。 【支障事例】しかし、朝・夜・時間の保育士確保に支障を来している。これは、補助職員としての保育士の就業希望時間帯が9時から15時までが主流であるため、朝・夜の短時間労働の保育士がいらないからである。 【制度改正の必要性】現下の少子化対策は、経済の活性化と労働力の市場への投入(平成26年6月「日本再興戦略」改定2014にて「女性の活躍推進」)を図る前提であるが、子どもの居場所である第1優先の保育所の保育士の確保が困難な状況下であるので、早期に保育所の体制強化を図り、子どもの受け皿を確保して、女性の就業機会の拡大を図るべきである。保育業務の安全・安心を担保する保育の質の検証を併せて実施しながら、地域の実情も加味して政策を総動員すべきである。 【懸念の解消策】平成26年6月30日の子ども・子育て会議にて議論されている小規模保育における保育従事者としての「子育て支援員(仮称)」を、保育所における原則的な保育時間以外の時間帯においては、おむつ交換やおやつ等の生活の支援が主となるため、保育士2人のうち1人の「保育支援員(仮称)」を保育士とみなして保育業務に携わることができるよう、「保育支援員(仮称)」として保育士配置基準の見直しを行う。	児童福祉法第18条の4、第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条	保育業務の安全・安心を担保するため、保育の質を検証する仕組みを併せて実施する。	厚生労働省	瑞穂市	○ 対応不可	保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要がある。 保育の質を確保するうえで、提案のような様々な状況や地域の実情に対応するためとはいえ、保育士以外の者を保育士とみなすことは適当ではない。 なお、保育士確保については、「待機児童解消加速化プラン」による保育士資格取得支援等の対策を講じているところであるが、年内に策定予定の「保育士確保プラン」等に基づき更なる対策を講じていく。	本市は転入人口も多く、待機児童が発生している。加えて、3歳未満児童が長時間保育を受けることによる保育時間数の増加と、支援を要する児童が多くなったことにより、多くの保育士が必要となっている。障がい児童や支援を要する児童への手厚い保育を実施し、保育の質を確保・向上させることは、公立保育所の使命であると位置づけ運営してきた。 育児休業保育の代替職員の手配など機動的な運用が可能となるよう、条例を平成25年3月に改正し、育児休業中は定数外扱いを行い、任期付採用保育士の採用を可能とした。また保育士有資格者である補助職員の雇用条件を改正し、保育士確保に努力してきた。しかしながら、任期付採用保育士では希望者が少なく、また補助職員については、朝夕の時間帯に勤務できる保育士が少なく、結果的に確保に至っていない状況が継続している。 非常勤職員としての補助職員保育士の任用問題や、ワーキング・プア問題、また正規職員においては、長時間労働の問題を抱えている。任用・保育業務に苦慮している現状がある。 施策推進をしていることは理解するが、効果が本市において十分現れていない状況についてどう把握し認識されているのか。保育士の育成と保育業務への産後状況や保育士の労働環境の状況の把握・改善を含み、「保育士確保プラン」等において公立私立の隔たりなく、どう具体的に反映させるのか、明確に示したいただきたい。 【補足】本市の待機児童数は平成26年4月で27人、7月で32人となっている。 岐阜県社会福祉協議会の保育士再就職支援事業の活用により、潜在保育士の掘り出しや再就職研修への協力を行っているが、再就職者の住居所在地(瑞穂市)までの距離の問題や、希望勤務時間が9時から15時までが大多数であり、確保が困難である事実が存在すること。 また派遣保育士においても、絶対数が少ない中での、近隣市町村との獲得合戦となっていること。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
372	保育所保育士定数への 准看護師算入を可 能とする規制緩和	保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 看護師を保育士の定数に算入できるとする省令の経過措置は、乳児6人以上の保育所に1人の看護師の配置を認める制度を4人以上の保育所に1人とする特区制度を全国展開した段階で、性質を変えており、保育士不足に対応するとの性質を持ったのではない。本来は保育士で定数を満たすべきとの説明であったが、それであれば何故、元々は経過措置的な位置付けだった規定を特区制度から全国展開したのか、理由を示されたい。 ○ その意味では、保育所における看護師の役割は、看護師が本来担う療養上の世話等ではなく、一定の医療に関する専門的知識を持つ立場で保育に参加するというものと考えられる。そうであれば、待機児童が解消されない状況下で准看護師も認める制度とすべきではないか。 ○ 本提案は、看護師一人に限って定数への算入が認められているところ、待機児童の解消という政策目的に合った方法でその職種を追加するだけであり、保育士の定数を減じるものではないため、保育の質に影響しないのではないか。むしろ、働き手の確保に資するのではないか。	C 対応不可	保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要がある。 准看護師等を保育士とみなす措置は、当分の間の経過措置であって、准看護師等に代えて他の有資格者を新たに保育士とみなすことは考えていない。 また、全国展開したのは、特区の枠組みにおいて特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とされているためであり、保育士不足に対応したものでない。	6【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (2)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定(同基準33条2項及び附則)については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができるよう措置する。
702	保育所の保育士定数 への准看護師の算入 を可能とする規制緩和	保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 看護師を保育士の定数に算入できるとする省令の経過措置は、乳児6人以上の保育所に1人の看護師の配置を認める制度を4人以上の保育所に1人とする特区制度を全国展開した段階で、性質を変えており、保育士不足に対応するとの性質を持ったのではない。本来は保育士で定数を満たすべきとの説明であったが、それであれば何故、元々は経過措置的な位置付けだった規定を特区制度から全国展開したのか、理由を示されたい。 ○ その意味では、保育所における看護師の役割は、看護師が本来担う療養上の世話等ではなく、一定の医療に関する専門的知識を持つ立場で保育に参加するというものと考えられる。そうであれば、待機児童が解消されない状況下で准看護師も認める制度とすべきではないか。 ○ 本提案は、看護師一人に限って定数への算入が認められているところ、待機児童の解消という政策目的に合った方法でその職種を追加するだけであり、保育士の定数を減じるものではないため、保育の質に影響しないのではないか。むしろ、働き手の確保に資するのではないか。	C 対応不可	保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要がある。 准看護師等を保育士とみなす措置は、当分の間の経過措置であって、准看護師等に代えて他の有資格者を新たに保育士とみなすことは考えていない。	[再掲] 6【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (2)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定(同基準33条2項及び附則)については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができるよう措置する。
204	「保育支援員(仮称)」 の保育士配置定数への 算入	保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。 ・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)(第1次一括法 附則第40条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。 ・ 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らしても「事柄の変更」と言えるのではないか。 ・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消のために保育制度全般の枠組みが変わるという「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定していることではないのか。 ・ 認可保育所における保育従事者すべてに保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうでない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。	C 対応不可	前回、回答したとおり、保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要があるが、保育士以外の者を保育士とみなすことは適当ではない。 保育士確保対策については、国、自治体が連携して取り組む必要があると考えており、年内に策定予定の「保育士確保プラン」等に基づき更なる対策を講じていく。 小規模保育については、待機児童が多い3歳未満児について、一定の質を確保した保育の受け皿を増やしていく必要があることから、新たに設けたものの。 認可外保育施設が増える中で、できる限りその質を向上させて新制度の体系に取り組んでいくという観点から、1名の追加配置を求めるとともに、保育士の配置比率が向上するよう、段階的に保育所と同数の職員配置となるよう促すこととしたものである。 子ども・子育て会議の場においても、小規模保育は認可保育所とは別のものとして、質の確保向上を目指すべきであるという方向性や、認可保育所の人員配置基準の緩和につながるものではないという認識が共有されていること。	6【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (2)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・朝、夕の時間帯であって、保育する児童が1人である場合等における保育士の数が2人を下回ってはならないという取扱い(基準33条2項)について、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める。 上記(1)(2)に加え、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の着実な施行を図るとともに、「待機児童解消加速化プラン」及び「保育士確保プラン」に基づき、地方公共団体と連携して、保育士確保対策(潜在保育士の復帰支援を含む。)に強力に取り組む。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
247	児童福祉法に基づく 保育所の保育士数に 係る基準緩和	最低2人の保育士を置くこととされている認可保育所の人員配置の基準については、2人のうち1人については、保育士補助者の名で可とするなど柔軟に対応できるように基準を緩和する。	【具体的な支障事例】 中山間地域等の保育所では少子化の影響で、保育所の入所人数が減少している。一方、中山間地域等では、就労人口の減少とともに、保育士不足が顕著になっている。 保育士の人員配置は入所児童数により算定し、入所児童数は変化するため、特定の保育所における具体例を示すことは難しいが、県の中山間地域に所在する市において、「保育士が足りないため、定員数の入所児童数を受け入れることができないことがある」といった状況がある。 県が運営する「保育士人材バンク」において、中山間地域では、求人情報84人に対し、求職人数は11人となっており、人口減少が顕著な中山間地域における保育士不足は更に深刻な状況となっている。 【制度改正の必要性】 このような中、保育士配置の最低基準の2人の確保も難しい場合もあり、左記のような柔軟な対応が必要である。基準緩和の具体的な内容としては、例えば、一定程度の研修を受けた保育の支援員のような人材の配置などが考えられる。	児童福祉法第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条		厚生労働省	広島県	○ 対応不可	保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要がある。 保育の質を確保するうえで、提案のような様々な状況や地域の実情に対応するためとはいえ、保育士以外の者を保育士とみなすことは適当ではない。 なお、保育士確保については、「待機児童解消加速化プラン」による保育士資格取得支援等の対策を講じているところであるが、年内に策定予定の「保育士確保プラン」等に基づき更なる対策を講じていく。	保育士の不足している状況は深刻であり、規定数の保育士を確保できない結果として、児童を受けられないケースが生じた場合は、保育の提供そのものができなくなる。これを回避するため、やむを得ない場合について一定の要件の下で基準緩和の選択肢を増やすことも必要ではないかと考えたものであり、保育の質の確保を否定するものではない。
319	保育所における給食の 自園調理原則の廃止又は適疎地域等での 適用除外	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、保育所は、調理室の設置が義務付けられ、自園調理を原則としている。 保育所・小・中学校を含め、地域一体となった食育を推進するとともに、公立保育園の合理的運営を進める観点から、3歳未満児の給食についても、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部搬入を認めるよう求めるもの。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省第63条)第11条第1項において、「児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない。」とされている。 現在、一定の要件を満たす保育所においては、満3才以上児の給食の外部搬入は認められているが、3歳未満児の食事の提供については、特認認定を受けた場合を除き外部搬入は認められていない。地方都市では少子化が進行し、市街地保育所を除き、周辺部の保育所は入所児童が減少しているにも関わらず、保育所給食は自園調理を原則としているため、業務委託をする場合を除き、調理員の配置が必須となっている。 適疎地域においては、公営の共同調理場等を活用することにより、職員配置の合理化をすることができるとともに、地域における一体的な食育を推進することが可能となる。 現在も分園のある園については、本園から給食を搬送しており、特例の要件である設備、衛生基準の遵守、食育プログラムに基づいた食事の提供をしている。 アレルギー児童が増加傾向にあるなか、公営の共同調理場等から保育所へ給食を搬入することにより、就学後においてもアレルギー児童への対応がスムーズに行えるとともに、地域における保育所・小学校・中学校を一体とした食育活動の展開が期待でき、運営の合理化が可能となることから、3歳未満児の給食についても、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部搬入を認めるよう求める。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条第1項		厚生労働省	萩市	○ 対応不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とことされた。 したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していく必要がある。	発達段階に応じた給食の提供、体調不良児やアレルギー児への対応など、弊害の除去については、ガイドライン等の周知・徹底により各保育所へ求められるのであれば、平成28年度に先送りすることなく、保・小・中の一体とした食育の推進、運営の合理化等の観点から、自園調理の原則を緩和し、3歳未満児の給食の外部搬入を認めるよう求める。
518	保育所における給食の 外部搬入の拡大	保育所の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。	保育所の給食は原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。 3歳未満児への外部搬入は、構造改革特別区域法による認定を受けた場合に限り、公立保育所のみ認められている。 本県所管域では3歳以上児のみの保育所は存在せず、全て3歳未満児を保育している中で、3歳以上児のみを外部搬入、3歳未満児を自園調理とするメリットはなく、全ての園で自園調理を行っている。 3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替え、不要となった調理室を保育室に転用することで受入児童数が増え、待機児童解消に資することが期待できる。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とことされた。 したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していく必要がある。	保育所については、新制度移行にあたり、現在外部搬入で給食を実施している認可外保育所から認可保育所となる場合、3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められていないために、調理室の整備が必要となり、資金的・保育所のスペース的に困難な事業者がいるため、新制度に際し給食についてはなく、喫緊の課題である待機児童対策に支障が生じるため、極力早期に対応することを検討いただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	区分	回答				
247	児童福祉法に基づく 保育所の保育士数に 係る基準緩和	保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。 ・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。 ・ 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らしても「事情の変更」と言えるのではないかと。 ・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消のために保育制度全般の枠組みが変わるという「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定していることではないのか。 ・ 認可保育所における保育従事者すべてに保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうでない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。	C 対応不可	前回、回答したとおり、保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要があり、保育士以外の者を保育士とみなすことは適当ではない。 保育士確保対策については、国、自治体が連携して取り組む必要があると考えており、年内に策定予定の「保育士確保プラン」等に基づき更なる対策を講じていく。 小規模保育については、待機児童が多い3歳未満児について、一定の質を確保した保育の受け皿を増やしていく必要があることから、新たに設けたものの。 認可外保育施設が増える中で、できる限りその質を向上させて新制度の体系に取り組みでいくという観点から、1名の追加配置を求めるとともに、保育士の配置比率が向上するよう、段階的に保育所と同等の職員配置となるよう促すこととしたものである。 子ども・子育て会議の場においても、小規模保育は認可保育所とは別のものであり、質の確保向上を目指すべきであるという方向性や、認可保育所の人員配置基準の緩和につながるものではないという認識が共有されているところ。	【再掲】 6【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (2)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・朝、夕の時間帯であって、保育する児童がい1人である場合等における保育士の数が2人を下回ってはならないという取扱い(基準33条2項)について、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める。 ・朝、夕の時間帯であって、保育する児童がい1人である場合等における保育士の数が2人を下回ってはならないという取扱い(基準33条2項)について、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める。 と記(1)(2)に加え、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の着実な施行を図るとともに、「待機児童解消加速化プラン」及び「保育士確保プラン」に基づき、地方公共団体と連携して、保育士確保対策(潜在保育士の復帰支援を含む。)に強力に取り組む。		
319	保育所における給食 の自園調理原則の廃止 又は過疎地域等での 適用除外	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、アレルギー等の細かな事情に対応出来る事を前提とした十分な検討が必要である。 【全国町村会】 子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。	○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守る施設には選択肢を与えるべきである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。	C 対応不可	前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。	6【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (2)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・保育所における食事の提供(同基準11条1項)に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。		
518	保育所における給食 の外部搬入の拡大	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、アレルギー等の細かな事情に対応出来る事を前提とした十分な検討が必要である。 【全国町村会】 子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。	○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守る施設には選択肢を与えるべきである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。	C 対応不可	前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。	【再掲】 6【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (2)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・保育所における食事の提供(同基準11条1項)に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
724	小中学校の給食センターから保育所への給食搬入に関する規制緩和	小学校、中学校の給食センターから、保育所に給食を搬入することができるよう、国の規制を緩和すること	保育所においては、3歳未満児に対する給食の外部搬入は原則として認められていない。本県では、特に過疎地域において、保・小・中一貫教育に取り組みしており、この取組みをさらに推進するに当たり、保育所の給食を小学校、中学校の給食センターから搬入できるよう、国の規制を緩和する。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2		厚生労働省	徳島県、京都府、和歌山県、大阪府	C 対応不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。 したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。	保・小・中一貫教育の中で、自園調理と同様の対応が可能であり、給食の外部搬入に伴う弊害の除去ができる場合に限り、平成28年度の評価を待つことなく、3歳未満児の給食の外部搬入を認めてもよいのではないかと。
519	認定こども園における給食の外部搬入の拡大	認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。	認定こども園の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。幼稚園から認定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受け入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき労働科学部と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準		内閣府、労働科学省、厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。 したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要とされており、これは、3歳未満児を受け入れる認定こども園についても同様である。	3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められておらず、20人以上を受け入れる場合には、調理室の設置が必要となる。特に幼稚園から認定こども園へ移行するにあたって、調理室の設置は移行の妨げとなっている。園として認定こども園化を促進するということであれば、「新制度以降に隣接」ではなく、極力早期に対応することを検討いただきたい。28年度の評価・調査委員会の評価を踏まえての検討に固執しては、喫緊の課題である待機児童対策に重大な支障が生じるため速やかに対応すべき。また、搬入元と搬入先の連携を課題として挙げているが、事前準備を急に行うことにより、解決できると考える。
708	公立施設が幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)の緩和	幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満3歳児以上の園児に対する場合のみ認められる外部搬入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。	現在、本市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、本市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの。 なお、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を保育所だけでなく、幼保連携型認定こども園も追加することにより、対応できる場合はそちらで対応をお願いしたい。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第3項及び同基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2		内閣府、労働科学省、厚生労働省	安城市	E 提案の実現に向けて対応を検討	公立の保育所と同様に、公立の幼保連携型認定こども園における3歳未満児の食事の提供についても、特区の枠組みの中で、外部搬入方式を認める方向で検討していく。	安城市では子ども・子育て支援事業計画内で、0・1・2歳児の量の確保策の一つとして、公立幼稚園を認定こども園化すること考えている。ただし、現在安城市立の保育園で構造改革特区により0・1・2歳児に対する給食の外部搬入方式が認められている一方で、認定こども園では認められないことにより、認定こども園への移行についての具体的な検討が進められていない。 そこで、認定こども園において、外部搬入方式で3号認定者の給食を提供できるようにすれば、本市の認定こども園において、3号認定者を受け入れることができ、保護者にとっても選択肢が広がるため、特区の拡充により、3号認定者への給食提供を容認していただきたい。 実施時期については、現在策定中の事業計画で、平成30年度に認定こども園化を実現し2号3号認定者の受け入れを行いたいと考えており、市民及び在園児の保護者への周知期間が3年程度必要であるため、平成26年度までに方針を定めていただけたらとありがたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見	意見		区分	回答	
724	小中学校の給食センターから保育所への給食搬入に関する規制緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 【全国町村会】 子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。	○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守る施設には選択肢を与えるべきである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。	C 対応不可	前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を踏まえて3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。	【再掲】 6【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (7)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・保育所における食事の提供(同基準11条1項)に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。		
519	認定こども園における給食の外部搬入の拡大	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。	○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守る施設には選択肢を与えるべきである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。	C 対応不可	前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を踏まえて3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。	【再掲】 6【厚生労働省】 (14)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(文部科学省と共管) (ii)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のとおりとする。 ・公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置する。 ・私立の幼保連携型認定こども園については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。 (iii)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2)のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。		
708	公立施設が幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守る施設には選択肢を与えるべきである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。	E 提案の実現に向けて対応を検討	26年度末までには対応方針をお示しする。	【再掲】 6【厚生労働省】 (14)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(文部科学省と共管) (ii)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のとおりとする。 ・公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置する。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
159	児童発達支援センターにおける利用者への食事提供方法の基準の緩和	児童福祉施設の利用者への食事提供方法については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、施設内での調理が義務付けられているが、児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設外で調理されたものを搬入し提供する等方法等施設内での調理以外の方法も認める。	【現行制度】 児童発達支援センターを利用している障がい児に食事を提供する場合は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、当該センター内で調理をする方法により提供しなければならないことから、当該センターを設置する場合は、調理員の確保や調理用設備などの整備が必要である。 【支障事例】 本県のような人口が少ない県では、児童発達支援センターの規模が小さく、利用者も少なく、かつサービス提供に係る報酬額(収入額)も少ない中で、自前の施設で食事を提供することは、非常にコストがかかり、非効率的であり、当該センターの設置や施設の経営上大きな問題となっている。 【規制緩和の必要性】 施設内調理以外の方法(配食を行っている民間事業者が調理した食事を外部搬入、関連する施設で一体的に調理した食事を提供、地域の学校給食センターが調理し給食を搬入等)を認めるなど、地域の実情に合わせて柔軟な対応ができるよう、規制緩和することにより、人口の少ない地域においても、児童発達支援センターの設置促進と安定的な運営が可能となる。 【規制緩和の効果】 外部搬入方式等が可能となれば、児童発達支援センターの設置や運営に係るコストが削減できるとともに、食事の提供数が少数量であっても、食材の買入れの確保及び種類豊富な献立を効率的に提供することが可能となる。また、コストの削減により、経営の効率化が図られることから、新たな児童発達支援センターの設置を促し地域支援体制の強化が図られるとともに、削減したコストを障がい特性に応じた療育の実施等障がい児の処遇の向上に充てることができる。	児童福祉法第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条		厚生労働省	鳥取県	○ 対応不可	ご提案については、児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たした場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、構造改革特別区域法に基づき「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」による特例を設け、鳥取県を含め、一部の自治体で外部搬入を実施しているところであるが、全国展開については、現在実施件数が少なく十分な評価を行うことができないことから、平成28年度に予定している別途実施中の保育所の外部搬入についての評価とあわせて評価を行い、対応を検討してまいりたい。	評価実施後、その評価結果を踏まえて、全国展開について検討すべき。
95	児童発達支援センターにおける利用者への食事提供方法の基準の緩和	児童福祉施設の利用者への食事提供方法については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、施設内での調理が義務付けられているが、児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設外で調理されたものを搬入し提供する等方法等施設内での調理以外の方法も認める。	【現行制度】 児童発達支援センターを利用している障がい児に食事を(給食)を提供する場合は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、当該センター内で調理をする方法により提供しなければならないとされていることから、当該センターを設置する場合は、調理員の確保や調理用設備などの整備が必要となる。 【支障事例】 しかし、本県のような人口が少ない県では、児童発達支援センターの規模が小さく、利用者も少なく、かつサービス提供に係る報酬額(収入額)が少ない中で、自前の施設で食事を提供することは、非常にコストがかかり、非効率的であり、当該センターの設置や施設の経営上大きな問題となっている。 【規制緩和の効果】 食事提供の方法として、施設内で調理をする以外の方法、例えば、外部搬入方式が可能となれば、設置や運営に係るコストが削減できるとともに、食事の提供数が少数量であっても、食材の買入れの確保及び種類豊富な献立を効率的に提供することが可能となる。 また、コストの削減により、経営の効率化が図られることから、新たな児童発達支援センターの設置を促し地域支援体制の強化が図られるとともに、削減したコストを障がい特性に応じた療育の実施等障がい児の処遇の向上に充てることができる。 【規制緩和の必要性】 児童発達支援センターの設置促進と安定的な経営を行うため、施設内調理以外の方法(配食を行っている民間事業者が調理した食事を外部搬入する方法、関連する施設で一体的に調理した食事を提供する、地域の学校給食センターが調理した給食を搬入する方法等)も認めるなど、地域の実情に合わせて柔軟な対応ができるよう、基準を緩和すべきである。 なお、同じ通所サービスである保育所や、障害福祉サービス事業所においては、既に、ある一定の要件を満たせば、外部搬入方式などが認められている。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条		厚生労働省	中国地方知事会	○ 対応不可	ご提案については、児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たした場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、構造改革特別区域法に基づき「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」による特例を設け、一部の自治体で外部搬入を実施しているところであるが、全国展開については、現在実施件数が少なく十分な評価を行うことができないことから、平成28年度に予定している別途実施中の保育所の外部搬入についての評価とあわせて評価を行い、対応を検討してまいりたい。	評価実施後、その評価結果を踏まえて、全国展開について検討すべき。
274	保育所に配置する職員数や居室面積に係る義務付け・枠付けの見直し	保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて、地域の実情に応じて定めることができるようにする。	【制度改正の必要性等】住民に身近な行政サービスである保育所の設置運営基準については、地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方自治体の裁量の余地を広げ、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。 (待機児童が多く、地価が高く市街地が過密した都市部と、待機児童が少なく、地価も比較的安価で土地利用のゆとりのある地域とを一律に同じ基準で縛ることは不合理である。) そのため、児童福祉法第45条第2項第2号等より従うべき基準とされている保育所における居室等の面積、保育士の配置について、標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすべきである。 【制度改正の経緯】第1次一括法に基づき、平成24年4月から児童福祉施設・サービスの人員・設備・運営基準等は都道府県等の条例に委任され、人員・居室面積等の厚生労働省令で定める基準は従うべき基準、その他は参酌すべき基準とされた。 ただし、保育所の居室面積基準について、地価が高く、待機児童が100人以上いる地域において厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は、「標準」とする特例措置が創設された。 (平成23年9月に34都市が指定され、その後の追加等で現在は40都市(埼玉県内は3市)) 埼玉県においては、平成24年12月議会で埼玉県児童福祉法施行条例を制定し、第1次一括法附則第4条の規定により厚生労働大臣が指定した地域は平成27年3月31日までの間、第1歳以上満2歳未満の幼児に限り、1人当たり居室面積を2.5㎡まで緩和可能とした。	児童福祉法第45条 第2項第2号、附則第4条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年12月29日厚生省令第63号) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の基準を定める省令 (平成23年厚生労働省令第112号)		厚生労働省	埼玉県	○ 対応不可	子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準とし、その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。 ※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に関する規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所においては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。	本提案は、保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすることを提案するものである。 本来、地方自治体がサービス、施策等のあり方についての説明責任を負うべきであり、何らかのニーズに対応する見直しの必要性の判断も、地方自治体の責任において行うようにしなければならないと考える。 この趣旨から、地方自治体に権限の移譲を求めるものである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答		
159	児童発達支援センターにおける利用者への食事提供方法の基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。	C 対応不可	ご提案については、児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たした場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、構造改革特別区域法に基づき「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」による特例を設け、鳥取県を含め、一部の自治体で外部搬入を実施しているところであるが、全面展開については、現在実施件数が少なく十分な評価を行うことができないことから、平成28年度に予定している別途実施中の保育所の外部搬入についての評価とあわせて評価を行い、対応を検討してまいりたい。		
951	児童発達支援センターにおける利用者への食事提供方法の基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。	C 対応不可	ご提案については、児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たした場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、構造改革特別区域法に基づき「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」による特例を設け、一部の自治体で外部搬入を実施しているところであるが、全面展開については、現在実施件数が少なく十分な評価を行うことができないことから、平成28年度に予定している別途実施中の保育所の外部搬入についての評価とあわせて評価を行い、対応を検討してまいりたい。		
274	保育所に配置する職員や居室面積に係る義務付け・枠付けの見直し	本提案は、保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすることを提案するものである。 本来、地方自治体がサービス、施策等のあり方についての説明責任を負うべきであり、都らのニーズに対応する意思の必要性の判断も、地方自治体の責任において行うようにしなければならないと考える。 この趣旨から、地方自治体に権限の移譲を求めるものである。第1次回答では、平成21年以後、特段の事情変更も認められなかったとあるが、今や人口減少・超高齢化に対する危機感は次元が異なるレベルにあり、子育てや女性が就業しやすい環境づくりは国家的な喫緊の課題となっており、政府の身置しが必要である。政府のまら・ひととして厚生本館が9月12日に決定した「基本方針」においては、「基本目標」として「従来の取組の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を確かな結果が出るまで断固として実施していく」とされていることである。 ※「基本方針」(平成28年9月12日まら・ひと創生本部決定)抄 1 基本目標 (略)人口減少・超高齢化という危機的な現実を直視しつつ、従来の取組の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を、中長期的観点から、確かな結果が得るまで断固として力強く実行していく。 2 基本的視点 (1)若い世代の結婚・結婚・子育ての希望の実現 人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現する。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	【保育士配置・居室面積基準の参酌基準化】 ○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。 ・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成28年法律第37号)(第一次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の責が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。 ・ 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に示している通りである。 ・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消のために保育制度全般の枠組みが変わるといふ「事情の変更」であり、これも附則第46条に規定していることではないのか。 ・ 認可保育所における保育従事者に対する保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうでない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。 【保育所の居室面積の特例措置】 ○ 提案団体からは、期限付きの特例制度である以上、期限切れになった場合には人員配置が必須になってしまい、費用を確保する保育士の取組も、問題があるため認可保育所の制度活用が進んでいない原因になっているとする指摘があった。こうした現場の声を踏まえると、異なる延長でなく、参酌基準として相対化するべきである。 ○ 平成27年度から新制度がスタートする段階で現場に混乱をもたらすとの懸念があるとしても、最終的には参酌基準とすることを旨とした上で段階的に移行すべきである。 ○ 0・1歳児を対象とした特例措置を適用するために、2歳児以降の定員も増やす必要があるが、面積基準上困難であるとの指摘もある。小規模保育事業における連携施設確保(0～2歳が対象に準拠した個別施設で保育を実施する必要がないことが困難であること)を前提、対象年齢だけの基準緩和のみならず、制度全体の連動性を加味した措置が必要である。その点からも、各地域における事情を踏まえた取組を認めるべきであり、参酌基準化すべきである。	C 対応不可	前回、回答したとおり、子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきである。 なお、「参酌すべき基準」としている事項や、「従うべき基準」の上乗せについては、地方自治体の実情に応じて条例を制定することが可能となっている。	6【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (2)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・居室面積(同基準32条)については、三大都市圏の一部に限り、待機児童解消までの一時的措置として、平成27年3月31日までの間、居室の面積に関する基準に係る規定を「標準」としての措置を、平成32年3月31日まで延長する。 ・朝夕の時間帯であって、保育する児童が1人である場合等における保育士の数が2人を下回ってはいないという取扱い(同基準33条2項)について、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める。 ・朝夕の時間帯であって、保育する児童が1人である場合等における保育士の数が2人を下回ってはいないという取扱い(同基準33条2項)について、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める。 上記(1)(2)に加え、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の着実な施行を図るとともに、「待機児童解消加速化プラン」及び「保育士確保プラン」に基づき、地方公共団体と連携して、保育士確保対策(潜在保育士の復帰支援を含む。)に強力に取り組む。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
744	保育所に関する基準に係る地方の数量拡大	保育所にかかる条例を都道府県が制定するに当たり、従わなければならないとされている府省令で定める事項について、参酌化する。	【現在の制度】児童福祉法第45条にて、都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で定めることを求められている。条例制定にあたっては、同条第2項により厚生労働省令の定めるところに依ることとされている。【制度改正の必要性】平成13年度に創設した都独自の基準を定めた認証保育所では、基準面積の年度途中の弾力的運用を認め(2歳未満児童居室面積について年度当初3.3㎡→年度途中2.5㎡)、産休、育休明けなどの年度途中の保育ニーズの受け皿として柔軟に対応している。また、保育従事職員の資格要件について、保育士以外の多様な人材の活用を可能にするため、保育士については常勤が割合としており、制度開設後12年を経過しているが、これまで適切に運営され、多様な保育ニーズに対応している。こうした地域の実情に応じた基準により設置している認証保育所は、制度創設以来、毎年度増え続け、直近10年でみると、認証保育所が543か所、認可保育所296か所増加し、増加の7割を認証保育所が占めており、都の保育施策で大きな実績を上げている。それでもなお、都内の待機児童数は3千人を超えており、解消に向けた保育サービスの拡充が急務である。そのため、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準のうち保育所に係る「従うべき基準」について、「参酌すべき基準」に見直しをいただきたい。これにより、認証保育所と同様に、認可保育所についても基準面積の弾力的運用が可能となり、待機児童対策や要支援児童への適切な保育の提供に資する。また、保育士以外の資格を持つ者の活用や資格要件の緩和により、現状でも不足している保育人材の有効活用が図られる。	児童福祉法第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2、第33条、第35条		厚生労働省	東京都	○ 対応不可	子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。 ※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所においては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。	保育従事者の資格要件について、来年度からの子ども・子育て支援新制度では、新たに区市町村認可となる家庭的保育や小規模保育において、保育士の配置を、5割で可としている。また、都において認証保育所基準(面積基準を年度途中2.5㎡まで弾力化可能、保育従事者を保育士6割以上)で認定している地方数量型認定こども園や認可外部分も幼む幼稚園型認定こども園も新制度では給付の対象となる。このように、国は保育従事者の保育士資格要件について、認可保育所には1割の割合を求めると一方、小規模保育や地方数量型・幼稚園型認定こども園では、1割の割合を求めないという事実が示すように、国の定める基準は整合性を欠いている。 面積基準の緩和については、特例による時限措置の場合では、時限措置終了後に待機児童数が増加することが懸念される。また、時限による定数は、職員配置の面でも臨時雇用にせざるを得ないため、現在の時限的な緩和措置もいつしか制度となっていく。そのため、特例措置の延長ではなく、地域の実情に応じて、地方自治体が安定的に保育サービスを提供できるよう、保育所の基準は、参酌基準とすべきと考える。
790	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、「従うべき基準」とされている事項の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされていることとなる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【支障事例】児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持するのは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている施設がある。都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地域がある。【改正による効果】地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項		内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	○ 対応不可	子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。 ※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所においては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。	以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。 ・平成21年度以降、少子化が深刻化し、保育の必要性が高まっていることから、国の基準を参酌し、地方がそれぞれの実情に応じて定めることができる仕組みとすべき。 また、基準は条例で定めることから、議会の議決を要するとはもちろぬ。新制度を踏まえ、地域における子ども・子育て支援方法については、保護者、地域の事業者や学識者等の幅広い関係者が参画する地方版子ども・子育て会議や児童福祉審議会等において議論するシステムが構築されている
520	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における「従うべき基準」の緩和	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において「職員」の配置については、都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」とされている。「児童家庭支援センターの設置運営等について」(厚生省児童家庭局長)では、当センターに配置する職員若「相談」支援を担当する職員(2名)と心理療法等を担当する職員(1名)と示しており、児童福祉施設等に附置している場合、入所者等の直接処遇の業務は行われないものであることとされている。これを本施設に業務に支障のない範囲において業務を認めることを求める。	国が示す「社会的養護の課題と将来像」では、施設で生活する子どもが①割、里親家庭で生活する子どもが②割である現状を、①ユニット化した本施設、②グループホーム、③里親・ファミリーホームで生活する子どもを割合を3分の1ずつにするなどの目標を掲げており、これを表現するため都道府県計画の策定が義務付けられているところであるが、特に③里親・ファミリーホームについては、3割へ引き上げるには相当な行政によるバックアップが必要状況にある。施設内附置の方法と同センター設置が現実的なところではあるものの、各施設とも人員配置上の余裕が少なく、専任要件を満たすことができない。一般的には、職員配置については、子どもの処遇に直接影響する内容ではあるので安易な緩和は適当ではないと考えるが、里親等への支援を期待される「児童家庭支援センター」の職員配置に関しては、業務に支障のない範囲での業務であれば、子どもの処遇への大きな影響は考えにくく、むしろセンターを設置することによるメリットの方が大きいと考えられる。	児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。また、「児童家庭支援センターの設置運営等について」(平成19年5月16日付け児童第397号厚生省児童家庭局長通知)の職員の配置等については児童家庭支援センターを適正に運営するための規定であるため、見直しは考えていない。 ※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所においては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。	児童虐待通告が増加の一途をたどり、児童相談所の体制がそれに追いつかない状況の中で、児童家庭支援センターには、比較的軽微な内容で児童相談所でも対応可能なケースを分担してもらうことで、地域の児童虐待へ対応する体制の充実強化と、施設で進所した児童のアフターケアの充実を期待していたが、特に心理職員の人材確保が難しくセンターが開設できない状況にある。 職員体制については、事業の質を左右する重要な要素と理解するところではあるが、心理職員の実質的な業務の内容としても、例えば、対象となる子ども自身が学習等のためにセンターに不在の時間もあり、また、施設併設型であれば、必要に応じて、直ちに駆けつけるとできると考えることから、専任としなければ直ちに児童の処遇に多大な影響があると考えにくい。よって、特に施設併設型については心理職員の業務を認めていただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点		各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見	区分	回答			
744	保育所に関する基準に係る地方の数量拡大	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	【保育士配置・居室面積基準の参酌基準化】 ○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。 ・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）（第1次一括法）附則第46条の規定では、「政府は、…（中略）…新児童福祉法…（中略）…並びに附則第46条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。 ・ 東京都のように認証保育所（認可外保育所）を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らしても「事情の変更」と言えるのではないかと。 ・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消のために保育制度全般の枠組みが変わるという「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定していることではないのか。 ・ 認可保育所における保育従事者について保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうでない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。	C 対応不可	子ども・子育て支援新制度に関する法整備では、認可保育所に関する人員配置基準等については従前のとおりとされた。 また、3歳未満児については、待機児童数が多いことから、一定の質を確保した保育の受け手を増やしていく必要があり、小規模保育はそのために新たに設けたもの。 認可外保育施設が増える中で、できる限りその質を向上させて新制度の体系に取り組みっていく観点から、1名の追加配置を求めるとともに、保育士の配置比率が向上するよう、段階的に保育所と同等の職員配置となるよう促すこととしたものである。 なお、子ども・子育て会議の場においても、小規模保育は認可保育所とは別のものであり、質の確保向上を目指すべきであるという方向性や、認可保育所の人員配置基準の緩和につながるものではないという認識が共有されているところ。	【再掲】 6【厚生労働省】 (1)児童福祉法（昭22法164） (2)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令63）のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・居室面積（同基準32条）については、三大都市圏の一部に限り、待機児童解消までの一時的措置として、平成27年3月31日までの間、居室の面積に関する基準に係る規定を「標準」としている措置を、平成32年3月31日まで延長する。 ・朝、夕の時間帯であって、保育する児童が1人である場合等における保育士の数が2人を下回ってはならないという取扱い（同基準33条2項）について、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める。 ・記（1）（2）に加え、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の着実な施行を図るとともに、「待機児童解消加速化プラン」及び「保育士確保プラン」に基づき、地方公共団体と連携して、保育士確保対策（滞在保育士の復帰支援を含む。）に強力に取り組む。	
790	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、「従うべき基準」とされている事項の見直し	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	【全国町村会】 子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化等の観点から「従うべき基準」を廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。	【保育士配置・居室面積基準の参酌基準化】 ○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。 ・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）（第1次一括法）附則第46条の規定では、「政府は、…（中略）…新児童福祉法…（中略）…第四十五条（中略）…並びに附則第46条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。 ・ 東京都のように認証保育所（認可外保育所）を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らしても「事情の変更」と言えるのではないかと。 ・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消のために保育制度全般の枠組みが変わるという「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定していることではないのか。 ・ 認可保育所における保育従事者について保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうでない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。	C 対応不可	前回、回答したとおり、子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国の最低限の基準を定めるべきである。 なお、「参酌すべき基準」としている事項や、「従うべき基準」の上乗せについては、地方自治体の実情に応じた条例を制定することが可能となっている。	【再掲】 6【厚生労働省】 (14)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）（文部科学省令） (15)幼児発達支援型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1）のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のとおりとする。 ・公立の幼児発達支援型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部導入方式を認めることができるよう措置する。 ・私立の幼児発達支援型認定こども園については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。 (16)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令2）のうち、幼児発達支援型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する給食の外部導入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。	
520	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における「従うべき基準」の緩和	児童家庭支援センターの職員の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容すべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。 ・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）（第1次一括法）附則第46条の規定では、「政府は、…（中略）…新児童福祉法…（中略）…第四十五条（中略）…並びに附則第46条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。	C 対応不可	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23年厚生省令63号）において、心理療法を行う必要があると認められる児童等10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない旨規定しており、これは児童福祉法（昭22年法律第164号）第45条の「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない」との規定に基づくものである。 また、児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する課題その他からの相談に對し必要な助言等を行うため、「児童家庭支援センター」の設置運営等について（平成10年5月18日付児童第397号厚生省児童家庭局長通知）に基づき、職員（相談・支援を担当する職員、心理療法等を担当する職員）を配置している。 児童家庭支援センターの職員が、児童養護施設等における入所者等の直接処遇との業務を可していないのは、児童養護施設等と児童家庭支援センターの提供する支援の質や施設運営の質を確保するためである。 そのため、児童家庭支援センターにかかると人員についてはその業務の専任を前提としており、児童養護施設等の基準を維持するための負担金（措置費）とは別途補助しているところである。 以上のことから、児童家庭支援センターの職員が児童養護施設等の業務を兼務することは認められない。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
270	認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲	認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等は、市町村に移譲すること	【制度改正の必要性等】児童福祉法第59条の2に基づく認可外保育施設の設置届出の受理や第59条等に基づく立入検査、改善勧告等については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例により保育行政の主体である市町村に移譲が進み、全市町村に移譲済みである。地域の実情に詳しい市町村が処理することで、保護者へ施設の情報詳しく提供できるなど、迅速で的確な対応ができていく。特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。	児童福祉法第59条第1,3,4,5,6,7項、第59条の2第1,2項、第59条の2の5第1,2項	知事の権限に関する事務処理の特例に関する条例により、全市町村に権限を移譲している。	厚生労働省	埼玉県	○ 対応不可	認可外保育施設の設置届出の受理等の事務を一律に市町村に権限移譲することは、市町村の事務に大きく影響を与えるものであり、また、来年度施行予定の子ども子育て支援新制度の施行準備に影響を及ぼす可能性もあり、適当ではない。なお、地方自治法(平成26年法律第83号)第252条の17の2の規定に基づく事務処理特例制度を活用して、当該事務を市町村の事務とすることは、現行制度において可能である。	認可外保育施設に関する権限については、地域の実情に詳しい市町村が処理することで、事業者に対する指導監督や保護者への情報提供など、迅速で的確な対応が可能となる。また、子ども子育て支援新制度では「地域型保育事業」を市町村が認可するものとされている。28年度以降の移譲であれば、子ども子育て支援新制度の施行準備に支障はないと考える。したがって、認可外保育施設の設置届出の受理等の事務を市町村に移譲することは、実情に合った対応と考えるので、市町村に移譲すべきである。
136	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の「職員」基準の緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)で定める「職員」基準(従うべき基準)について、市町村の放課後児童健全育成事業の実情に応じた運用を可能とするよう「従うべき基準」の緩和を望む。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の「職員」基準において、放課後児童支援員については、当該基準第10条第3項の規定に該当し、都道府県が実施する研修を修了した者と定義された。「従うべき基準」で規定された「職員」基準が、長岡市において支障が生じることから、長岡市の実情に応じた運用が可能となるよう別紙のとおり緩和を望む。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第63号)第10条第3項		厚生労働省	長岡市	○ 対応不可	省令で定める設備および運営に関する基準については、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」を設置し、都道府県、市町村の担当者、放課後児童クラブの関係者や専門家による議論を行い、平成25年12月25日に報告書を公表した。この報告書を踏まえ、平成26年4月30日に基準となる省令を策定したところである。当該省令を踏まえ、現在各市町村においては、条例による基準の策定を進めているところであり、現段階で「従うべき基準」で規定された「職員」基準を変更することは、市町村の事務に混乱を生じさせるおそれがあり適当ではない。さらに、本基準は、放課後児童クラブの質を確保する観点から、現場の担当者や専門家の議論を踏まえて定められたものであって、基準を緩和すると質の担保ができなくなる危険があり、慎重に検討する必要がある。	長岡市では、地域の子どもたちを地域の中で見守り育むことを基本理念に、放課後児童クラブの運営をコミュニティ推進組織に委託し実施している。このような中、限られたコミュニティの中で人材確保は難しくなっており、当該省令第10条第3項の規定に該当する者が各コミュニティで確保できない場合は、児童クラブ自体が運営できなくなり、何よりも利用者に迷惑をかけることになる。今回の「職員」基準で、職員の質の確保という観点から規定されていることは承知しているところである。施行日において、第10条第3項の規定に該当しない現在の従事者が職を退かなければならないため、引き続き従事できるような経過措置を設けてもらいたい。また、あらゆる方法で募集等を行っても規定に該当する者が見つからなかった場合において、児童クラブを休止することは避けなければならないため、その場合において資格要件に及ばない子育て経験者であっても、都道府県が実施する研修のほか、市が実施する研修または児童厚生員2級資格取得研修などを設けてもらいながら質の確保を図り従事できるようにしてもらいたい。現在、地域の人々为主体となって放課後児童クラブの運営を行うことで、地域の中で成長していく子どもたちにとって、よりよい健全育成事業が展開されている。この環境を継続していくためには、第10条第3項の規定に該当しない者でも子どもたちの成長を見守り支える人材として、資格要件にこだわらない運営が可能となるよう地域の実情を汲んだ運営が図られることを切望する。
799	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のうち「従うべき基準」の見直し	放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされ、「従うべき基準」とされるものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【現行】放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する者(放課後児童支援員)の資格や配置については、「従うべき基準」とされている。【改正による効果】地域の実情に応じた基準を地域で定めることが出来れば、従事者の確保が困難な都府や離島等で円滑な事業の実施が可能となる。	改正後児童福祉法第34条の8の2第2項		厚生労働省	兵庫県 和歌山県、鳥取県、徳島県	○ 対応不可	省令で定める設備および運営に関する基準については、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」を設置し、都道府県、市町村の担当者、放課後児童クラブの関係者や専門家による議論を行い、平成25年12月25日に報告書を公表した。この報告書を踏まえ、平成26年4月30日に基準となる省令を策定したところである。当該省令を踏まえ、現在各市町村においては、条例による基準の策定を進めているところであり、現段階で「従うべき基準」で規定された「職員」基準を変更することは、市町村の事務に混乱を生じさせるおそれがあり適当ではない。さらに、本基準は、放課後児童クラブの質を確保する観点から、現場の担当者や専門家の議論を踏まえて定められたものであって、基準を緩和すると質の担保ができなくなる危険があり、慎重に検討する必要がある。	以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。 放課後児童クラブ等については、現状では記入能力が不足しており、国ではその権限を打ち出している。その実現のためには、地域の実情に応じたクラブの設置が可能となるよう、「従うべき基準」の参酌基準化が必要である。「従うべき基準」でなければ質が担保できないという理由は適当ではなく、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する者(放課後児童支援員)の資格や配置以外の参酌基準とされた事項についても市町村において適切に基準の策定が進められている。 現在、各市町村で条例による基準の策定が進められているが、「従うべき基準」が「参酌すべき基準」となったとしても、条例の改正を適切に行うだけで、「従うべき基準」を「参酌すべき基準」に変更しない理由にはならない。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
270	認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲	認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等については、市町村に移譲すべきである。	【全国市長会】 移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。	○ 権限移譲にあたって、市町村の人員体制上の懸念を指摘するが、都道府県においても多数の認可外保育施設を監視しきれない現実もあることや、地域型保育事業などについて市町村が単独事業として推進している事例も増えている以上、市町村に権限移譲すべきではないか。	C 対応不可	認可外保育施設は、様々な運営形態のものがあり、適切な指導監督等がより一層求められるものである。そのため、体制が確保された都道府県において指導監督を行うべきである。 なお、前回、回答したとおり、自治体間の協議が整うのであれば、事務処理特例制度の活用による権限移譲が可能である。	
136	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のうち「職員」基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 制度移行期に一度に基準を引き上げることとしているため、施設運営上の支障が生じることが明らかになっているケースがある。特に経験に関する要件は2年間必要であるのに、省令が定められたのは平成26年4月、施行は平成27年4月からである。経過措置のあり方を再検討すべきである。 ○ 併せて、ヒアリングの際に検討すると述べられていたとおり、省令第10条3項第9号にいう「放課後児童健全育成事業に類似する事業」に係る通知を見直し、従事者の多様な経験を広く認められるようにすべきである。	C 対応不可	当該省令においては、第10条第3項の各号にあたらない者であっても職員として従事できるよう、同条第2項において「1人を除いて資格要件のない補助員をもってこれに代えることができる」という規定を設けたところであり、補助員として従事することは可能である。 本基準は、専門委員会の議論を受けて定めたものであり、委員会の議論の内容と異なる内容に基準を変えることは適当ではない。 専門委員会では、放課後児童クラブは、異年齢の児童を同時かつ継続的に育成・支援する必要があること、怪我や児童同士のいさかいへの対応など安全面での管理が必要であることから、職員は2人以上配置することとし、うち1人は有資格者とするのが適当であるとされた。 経過措置を設けるとすると、その間は、資格要件に当たらず、経験もない者のみで放課後児童クラブを運営することとなり、子どもの安全面を含め質を担保できないため適当ではない。 なお、省令第10条第3項第9号の規定にかかるとの通知については、第9号にあたる者の例をあげているが、最終的には市区町村長の判断としており、第9号にあたるかどうかは市区町村長が判断することになる。 さらに、提案団体からの意見では、限られたコミュニティの中で人材が確保できないとされているが、本年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」においては、市町村に教育委員会及び福祉部局の行政関係者、学校関係者等を構成員とした「運営委員会」を設置するなど、福祉部局と教育委員会の連携の強化について盛り込まれている。資格要件を満たす人材の確保についても、福祉部局と教育委員会の連携強化により対応できると考える。	
799	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のうち「従うべき基準」の見直し	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 制度移行期に一度に基準を引き上げることとしているため、施設運営上の支障が生じることが明らかになっているケースがある。特に経験に関する要件は2年間必要であるのに、省令が定められたのは平成26年4月、施行は平成27年4月からである。経過措置のあり方を再検討すべきである。 ○ 併せて、ヒアリングの際に検討すると述べられていたとおり、省令第10条3項第9号にいう「放課後児童健全育成事業に類似する事業」に係る通知を見直し、従事者の多様な経験を広く認められるようにすべきである。	C 対応不可	本基準は、専門委員会の議論を受けて定めたものであり、委員会での議論の内容と異なる内容に変更することは適当ではない。 専門委員会では、放課後児童クラブは、異年齢の児童を同時かつ継続的に育成・支援する必要があること、怪我や児童同士のいさかいへの対応など安全面での管理が必要であることから、職員は2人以上配置することとし、うち1人は有資格者とするのが適当であるとされた。 職員の資格・員数については、子どもの安全に直接影響を与える事項であり、放課後児童クラブの質を担保するため、国としての最低基準として「従うべき基準」としたものであり、「参酌すべき基準」に変更することは適当ではない。 また、本年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」においては、都道府県及び市町村に、教育委員会・福祉部局の行政関係者、学校関係者等を構成員とする「推進委員会」及び「運営委員会」を設置するなど、福祉部局と教育委員会の連携強化することが盛り込まれている。人材の確保についても、福祉部局と教育委員会の連携の強化により対応できると考える。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
781-1	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲	<p>人口10万人に対する医師数が全国及び県平均を下回るへき地の医師増を図る取組として、循環型研修プログラム設定にもとづく設置拡大と地域枠出身の臨床研修医を別枠扱いできるよう求める。</p> <p>※循環型研修プログラム(都市部、へき地の医療機関が連携して一つの臨床研修として運営するプログラム) ①加えて、国が一方的に定めている臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整について、都道府県が地域事情や政策的な必要も勘案して設定できるように制度を見直すこと。 ②へき地とそれ以外の地域に所在する臨床研修病院をグループ化して循環型研修を実施するプログラムを設定し、当該プログラムでの研修希望者が研修定員を超過した場合、超過分を都道府県全体の定員枠として調整できるように見直すこと。 ③いわゆる地域枠出身の臨床研修医は個々の臨床研修病院の研修医受入定員枠とは別枠で扱い、都道府県の裁量で配分できるように見直すこと。</p>	<p>【現行】 臨床研修病院の研修医受入定員に関し、国が示す定員枠は、各都道府県の人口、医師養成数、面積、離島の有無など、地理的条件等を考慮して算出されており、医師が大都市へ集中しないよう一定程度の配慮がなされている。</p> <p>【支障事例】 本県は、10万人あたりの医師数の平均が全国平均並であるものの、圏域によっては、全国平均及び県平均を下回る圏域が存在することから、特にへき地の医師増を図る取組が必要である。 国の医学部入学生員の緊急・臨時的増員も含めた地域枠出身の臨床研修医も、各病院の定員内数として処理されていることから、へき地等における医師不足病院においては現状以上の臨床研修医の確保が困難な状況にある。</p> <p>【移譲による効果】 見直しにより、医師の募集定員の増加等が見込めることから、研修医のへき地等における医師不足が一定程度緩和されることになる。</p>	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令		厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 京都府、徳島県	D 現行規定により対応可能	<p>臨床研修制度における研修医の募集定員の設定については、平成25年12月に取りまとめられた報告書(医道審議会医師分科会医師臨床研修部会「医師臨床研修制度の見直しについて」)を踏まえた見直しを行い、平成27年度研修(研修医の募集は平成26年度)から適用することとしている。</p> <p>具体的には、今後、地域枠学生も含めた医学部の入学生員増により臨床研修の研修希望者が増加するため、全国の研修希望者数を推計するなど、医学部卒業生の増加を織り込んだ制度設計を行うとともに、地域医療の安定的確保の観点から、地域枠の状況等も踏まえて、都道府県が、都道府県上限の範囲内で各病院の定員を調整できる枠を導入することとしている。</p> <p>提案内容は、平成26年度の研修医募集から適用される上記見直しによって、都道府県の調整枠により対応可能である。</p>	<p>今回の厚労省の見直しでは、必要となる都道府県調整枠が確保されず、へき地医療拠点病院等の定員配置に支障を来す懸念がある。地域の実情を踏まえ、都道府県が主体的に定員を調整できる仕組みを構築すべきである。</p>
781-2	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲	<p>人口10万人に対する医師数が全国及び県平均を下回るへき地の医師増を図る取組として、循環型研修プログラム設定にもとづく設置拡大と地域枠出身の臨床研修医を別枠扱いできるよう求める。</p> <p>※循環型研修プログラム(都市部、へき地の医療機関が連携して一つの臨床研修として運営するプログラム) ①加えて、国が一方的に定めている臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整について、都道府県が地域事情や政策的な必要も勘案して設定できるように制度を見直すこと。 ②へき地とそれ以外の地域に所在する臨床研修病院をグループ化して循環型研修を実施するプログラムを設定し、当該プログラムでの研修希望者が研修定員を超過した場合、超過分を都道府県全体の定員枠として調整できるように見直すこと。 ③いわゆる地域枠出身の臨床研修医は個々の臨床研修病院の研修医受入定員枠とは別枠で扱い、都道府県の裁量で配分できるように見直すこと。</p>	<p>【現行】 臨床研修病院の研修医受入定員に関し、国が示す定員枠は、各都道府県の人口、医師養成数、面積、離島の有無など、地理的条件等を考慮して算出されており、医師が大都市へ集中しないよう一定程度の配慮がなされている。</p> <p>【支障事例】 本県は、10万人あたりの医師数の平均が全国平均並であるものの、圏域によっては、全国平均及び県平均を下回る圏域が存在することから、特にへき地の医師増を図る取組が必要である。 国の医学部入学生員の緊急・臨時的増員も含めた地域枠出身の臨床研修医も、各病院の定員内数として処理されていることから、へき地等における医師不足病院においては現状以上の臨床研修医の確保が困難な状況にある。</p> <p>【移譲による効果】 見直しにより、医師の募集定員の増加等が見込めることから、研修医のへき地等における医師不足が一定程度緩和されることになる。</p>	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令		厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 京都府、徳島県	D 現行規定により対応可能	<p>臨床研修制度における研修医の募集定員の設定については、平成25年12月に取りまとめられた報告書(医道審議会医師分科会医師臨床研修部会「医師臨床研修制度の見直しについて」)を踏まえた見直しを行い、平成27年度研修(研修医の募集は平成26年度)から適用することとしている。</p> <p>具体的には、今後、地域枠学生も含めた医学部の入学生員増により臨床研修の研修希望者が増加するため、全国の研修希望者数を推計するなど、医学部卒業生の増加を織り込んだ制度設計を行うとともに、地域医療の安定的確保の観点から、地域枠の状況等も踏まえて、都道府県が、都道府県上限の範囲内で各病院の定員を調整できる枠を導入することとしている。</p> <p>提案内容は、平成26年度の研修医募集から適用される上記見直しによって、都道府県の調整枠により対応可能である。</p>	<p>今回の厚労省の見直しでは、必要となる都道府県調整枠が確保されず、へき地医療拠点病院等の定員配置に支障を来す懸念がある。地域の実情を踏まえ、都道府県が主体的に定員を調整できる仕組みを構築すべきである。</p>
21	水道事業(給水人口5万人超)の認可・指導監督権限の移譲	給水人口5万人超の水道事業への認可及び指導監督権限は、厚生労働大臣の権限とされているが、これを全て都道府県知事に移譲すべき。	<p>【支障事例】 水源の公正な配分、合理的配置等を考慮した水道事業の統合等による水道施設整備の要請が高まる中で、給水人口5万人を超える水道事業者に対して県の権限が及ばないことは、県が水道事業の統合等を視野に入れた働きかけを行う上で支障となっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 移譲を進めることにより、広域化の推進、事業者の利便性の向上、及び事業者に対する都道府県による迅速かつきめ細やかな指導・監督の実施が期待される。</p> <p>【愛知県内の水道事業者の認可権限について】(平成26年4月1日現在) 大臣認可水道事業者 32事業者 県認可水道事業者 11事業者(簡易水道事業除く)</p>	水道法施行令第14条第1項		厚生労働省	愛知県	C 対応不可	<p>他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。</p> <p>現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月)時点からの事情変更は認められない。</p>	<p>厚生労働省に河川行政や水資源行政と連携して一定の水利調整を行う役割があることは理解しているが、その役割は水道事業の認可権限と直接対応するものではない。県内市町村等の水道事業を指導監督する上で支障となっている事項があるため、県に移譲すべき。 水道法に基づく水道事業の認可・指導監督権限を県に移譲したとしても、水利調整については必要となる水道事業の情報を県から提供することで公正・中立な立場から厚生労働省自ら対応することが可能と思われる。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
781-1	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		<p>○ 第4次一括法において国から地方に移譲された養成施設の指定(柔道整復師、理学療法士、保健師、助産師、看護師、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係るもの)については、養成施設の指定基準の決定に際して医道審議会の意見聴取が義務付けられているところ。</p> <p>臨床研修病院の指定についても、指定基準の決定に際して医道審議会への意見聴取を行うこととすれば、指定権限を移譲すると研修の質が確保できないという懸念は解消されるのではないかと、指定基準の決定ではなく、指定毎に、その都府県医道審議会への意見聴取を行う必要性があるのであれば、その理由を具体的に示すべきである。</p> <p>○ 兵庫県が要望するところは、地域枠出身の臨床研修医数を基礎数に入れることで確実に「都道府県が定員を調整できる枠」に反映できる制度設計にしてほしいということである。この点について、平成27年度から適用される新制度では対応できているとは言えない(将来、「都道府県が定員を調整できる枠」が削減されうること懸念される)ため、対応を検討すべきである。</p>	C	<p>対応不可 (例)</p> <p>○ 医師は、医業を独占する者であって、診療の補助等を行う他の職種とは患者に与える影響において大きな違いがある。このため、6年間の大学での医学教育、医師国家試験に加え、臨床研修を2年間必修化し、医師としてのレベルを確保している。</p> <p>臨床研修の必修化前は、研修病院の指定に当たって各病院の研修プログラムの内容を確認しておらず、また、経験の違い研修医による医療事故が起こっているという指摘もあった。必修化後は、研修プログラムの内容も確認したうえで研修病院の指定を行う仕組みに改められており、医療安全を確保する観点からも研修病院に関する重要性は増している。</p> <p>上記の理由から、研修病院の指定について医師を他の職種と同列に扱うことはできない。</p> <p>○ 医道審議会では、外形的な基準からは判断が難しい要素を含めて、すべての病院(群)の研修プログラムの内容を確認している。</p> <p>・ 必修科目である内科及び救急部門の症例について、過度の偏りがなく到達目標を達成できるか</p> <p>・ 外科等に重点を置いたプログラムにおいても、基本的な診療能力を習得するに到達するまで十分な症例数を確保し、当直や外来などで他科の幅広い症例を経験できるプログラム内容になっているか</p> <p>・ 臨床病理カンファレンス(CPC)を適切に開催するために、協力型病院等を含めた臨床研修病院群全体で必要な体制を確保しているか</p> <p>また入院患者数が少ない症例数の確保等に懸念がある場合には、個別の訪問調査を行い、適切な指導体制の確保等を個別に評価することとしている。</p> <p>このように、医道審議会が全国統一の専門的な視点から個別の事例について判断しており、その都府県の意見聴取が必要となる。</p>	
781-2	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		<p>○ 第4次一括法において国から地方に移譲された養成施設の指定(柔道整復師、理学療法士、保健師、助産師、看護師、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係るもの)については、養成施設の指定基準の決定に際して医道審議会の意見聴取が義務付けられているところ。</p> <p>臨床研修病院の指定についても、指定基準の決定に際して医道審議会への意見聴取を行うこととすれば、指定権限を移譲すると研修の質が確保できないという懸念は解消されるのではないかと、指定基準の決定ではなく、指定毎に、その都府県医道審議会への意見聴取を行う必要性があるのであれば、その理由を具体的に示すべきである。</p> <p>○ 兵庫県が要望するところは、地域枠出身の臨床研修医数を基礎数に入れることで確実に「都道府県が定員を調整できる枠」に反映できる制度設計にしてほしいということである。この点について、平成27年度から適用される新制度では対応できているとは言えない(将来、「都道府県が定員を調整できる枠」が削減されうること懸念される)ため、対応を検討すべきである。</p>	E	<p>提案の実現に向けて対応を検討</p> <p>○ 研修医の募集定員数については、現在予定されている地域枠の医師数であれば、都道府県の調整枠で対応できると考えているが、今後、都道府県が希望する場合に、調整枠枠外に必要数も含めて病院に配分する方式を選択できるよう、医道審議会と検討する。</p>	
21	水道事業(給水人口5万人超)の認可・指導監督権限の移譲	都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することとは非効率である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期である。 また、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分尊重すること。 なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらに、県境を越えた水道事業の広域化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。</p>	<p>○ 平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べると、人口の減少や水道施設の高度化により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が強く見込まれている等、一定の事情変更が認められるのではないかと、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらに、県境を越えた水道事業の広域化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。</p> <p>○ 水供給を要する水道事業については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合であっても、厚生労働省が各都道府県と連携し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではないかと、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらに、県境を越えた水道事業の広域化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。</p> <p>○ 上の条件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近く経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大型化し、都道府県認可から認可型に変わる事業が出てきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何か。</p> <p>○ 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口5万人未満であったとしても、限られた権限に比して体制に比べて不足していると考えられない。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職責を担う事業の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が、より充実した指導監督が実現するのではないかと、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらに、県境を越えた水道事業の広域化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。</p>	E	<p>提案の実現に向けて対応を検討</p> <p>水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に、相互に調整を図る必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑となることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難である。</p> <p>さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協議に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業者のみ認可権限を切り離すことは困難である。</p> <p>広域化の推進については、近年においては国と都道府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、国と都道府県が協議と連携を推進して行くことが重要だと、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらに、県境を越えた水道事業の広域化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。</p> <p>このようにことから、現状の都道府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また、複数の都道府県にまたがる河川水利権の調整は都道府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは基本的に認められない。2次回答においては対応不可としたところである。</p> <p>その後、本提案について、10月17日に地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において関係府省でアングラが行われ、手上げ方式により上記課題を解決できる都道府県に限定した権限移譲の二提案をいただいたところである。</p> <p>よって検討専門部会からの提案を踏まえ、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進するための水道事業の基盤強化に関する計画制度を創設したうえで、専任職員を十分に配置し水道事業に精通した職員が業務を担う等により業務の監視体制を十分に確保し、水道事業者の基盤強化に関する計画に示す重要施策を促進するための具体的な効果性のある取組を行う意欲的な都道府県を対象に、都道府県内で水利権調整が完結する水道事業について手上げ方式による権限移譲を検討したい。</p> <p>なお、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し、監督することは、事業主体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を認めて認められない。</p>	<p>4【厚生労働省】 (3) 医師法(昭23法201) (1) 厚生労働省が指定する各臨床研修病院における研修医の募集定員については、都道府県が希望する場合には、直轄の研修医採用実績を踏まえ設定される都道府県の調整枠に加え、人口、医学部入学生員数、地理的条件等に応じて設定される基礎数も合わせて、当該都道府県が各臨床研修病院に配分できるようにする方向で検討し、平成27年中に結論を得る。</p> <p>4【厚生労働省】 (7) 水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該業務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利権調整が完結する水道事業等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に水道用水利権調整が完結する水道事業については、当該水道用水利権調整と事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。 (以下一部抜粋) ・水道事業の認可(6条1項) ・水道用水利権調整の認可(26条) ・水道事業及び水道用水利権調整に係る情報の徴収及び立入検査(39条1項)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
150	水道事業等(計画給 水人口5万人超の特 定水道事業並び に1日最大給水量が 2万5千立方メートル を超える水道用供給 事業)に関する認可等 の権限移譲	水道事業等(計画給水人口 5万人超の特定水道事 業並びに1日最大給水 量が2万5千立方メートル を超える水道用供給事 業)に関する認可等の権限を、 都道府県に移譲する。	【改正の必要性】 都道府県で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模 等により監督官庁を分離することは非効率である。 なお、水利調整の要否が、移譲するか否かの判断基準のひとつとされている が、計画給水人口5万人以下の水道事業においても水利調整を要するものは 存在している。 また、厚生労働省の新水道ビジョン(H25.3策定)では、都道府県は圏域の水 道事業者間の調整役としての役割を果たすことが求められている。 【移譲による効果】 国の認可審査期間は都道府県(本県では水道事業の認可等の標準処理期間 は21日)にして長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいこと から、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定 供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督 が可能となるよう権限移譲を求める。	水道法施行令第14 条第1項、第2項	参考資料あり	厚生労働省	鳥取県・大阪 府	○ 対応不可	他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としてい る水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事 業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調 整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から 水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。 現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性 について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年13月)時点から の事情変更は認められない。	水利調整が国の果たすべき役割であるということについては、現に水利調 整を必要とする5万人以下の水道事業において、水道事業認可を都道府県で 実施していることから、水利調整と水道事業認可は密接な関係があるもの が、一体不可分とははたし、国と都道府県が連携することによって適切に水 道事業の認可・指導が可能と考える。 また、今後水道事業の広域化を推進していく中で、5万人以上の水道事業 者は広域化の核となるべき存在である。しかし、これら核となる水道事業に ついての許認可・指導を都道府県が行うことができない場合は、事業計画の把 握・助言が困難となり、広域化を検討する際に大きな障害となる。
237	水道事業に係る厚生 労働大臣の認可・指 導監督権限の都道府 県知事への移譲	水道法に基づき厚生労働 大臣が行っている水道事 業(計画給水人口5万人超 の特定水道事業及び 1日最大給水量が2万5 千立方メートルを超える水道 用供給事業)に関する認可 等の権限を都道府県に 移譲する。	【制度改正の必要性】 事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いた め、市町からは県への移譲要望あり(担当者レベルで聞取り) 国がH25.3に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可 権限等の枠組みにとらわれず、広域的な事業間調整機能や流域単位 の連携推進機能を発揮することが求められる。」と記述されている。これを実 現するためには、平素からの認可や指導監督を通じて水道事業者との連携 関係の構築や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこ れを図ることができない。 【懸念の解消】 給水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であ り、技術的な問題は無い。	水道法第6条ほか 水道法施行令第14 条第1項		厚生労働省	広島県	○ 対応不可	他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としてい る水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事 業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調 整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から 水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。 現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性 について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年14月)時点から の事情変更は認められない。	水資源の合理的配分のために水利調整が必要であり、水利調整に当たっ ては水道事業の計画に係る情報が必要であることに異存はないが、必要に応 じて都道府県から国に情報提供を行うことにより、水利調整と水道事業の許 認可等を分離することによる支障は生じないと考える。 平成25年3月に新水道ビジョンが定められ、「地域とともに、信頼を未来につ なく日本の水道」を実現するために、都道府県には広域的な事業間調整機能 等の役割が求められることとなった。この役割を発揮するためには、都道府 県が認可協議や指導監督等を通じて財政力・技術力・発信力に優れた大規模 事業者(国認可)を主たる全事業者との意見交換を積み重ね、管内の水道事 業の発展的広域化を主導していく仕組みを構築することが必要であるが、地 方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月)を踏まえて定められた現在の 国・都道府県の分担のままで、その実現が困難と言わざるを得ない。 都道府県の技術的ノウハウについては、国が示した審査基準に基づき適切 に許認可事務を実施するとともに、事業者への立入検査も定期的に実施して いる。検査においては立入検査シートにより関係法令の遵守状況を確認する など、きめ細やかな対応を行っている。 なお、H26.9.8厚生労働省資料では「安全計画等の策定状況、危機管理対 策において都道府県認可事業者では低調」とあるが、これは事業者の規模や 技術力に起因する部分が大きく、認可権者の違いによるものと考えられない。 むしろ、全事業者を一元的に所管することで、都道府県を介して先導事業者 のノウハウを共有できるなどのメリットが見込まれる。
299	都道府県による水道 (用供給)事業の認可 事務、立入検査等 に関する権限の拡大	厚生労働大臣が行う計画 給水人口5万人超の水道事 業及び1日最大給水量2 万5千立方メートル超の水 道用供給事業の認可事 務、立入検査等について、 その権限の全部又は一部 を都道府県知事に移譲す る。	【現状と課題】 水道事業及び水道用供給事業の認可と立入検査等の事務は、厚生労働大臣 が行うこととされているが、そのうち、同法第46条により、給水人口が5万人 以下の水道事業及び一日最大給水量が25,000m ³ 以下である水道用供給 事業は、都道府県知事が行うものとされている。 現在、当県内の水道事業は、給水人口や料金収入の減少、水道施設の更新 需要の増大など厳しい経営環境の変化に直面している。また、小規模な事業 体が多く、技術的基盤が脆弱であり、安定的に水を供給し続けるための中長 期的な経営を考慮した運営基盤が十分に構築されていない現状にある。 【課題解決に係る施策の方向性】 これらの課題解決には、近隣水道事業者等との連携により運営基盤の強化を 図ることが有効であるが、その具体化には、地方の中核となる水道事業者等 の存在が不可欠である。 厚生労働省が平成25年に発表した「新水道ビジョン」において、都道府県や中 核となる水道事業者等には、地域全体の最適化の観点から、連携体制への 積極的な関与が期待されているところである。 【施策に係る支障】 しかしながら、都道府県は、地域の中核となる計画給水人口5万人超の水道 事業及び一日最大給水量25,000m ³ 超の水道用供給事業の立入検査等の 権限を有していないため、当該地域の関係水道事業者間の調整等に支障を 来している状況にある。 【提案事項】 積極的な関与が期待されていること、都道府県が積極的に関与するために、都道 府県知事に移譲している事業認可や立入検査等の権限の範囲を拡大すべき である。	水道法第46条第1 項、水道法施行令 第14条第1項及び 第2項		厚生労働省	福島県	○ 対応不可	他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としてい る水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事 業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調 整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から 水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。 現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性 について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年15月)時点から の事情変更は認められない。	<回答> 平成9年12月の地方分権推進委員会第1次勧告の内容を踏まえ、平成9年 に水道法施行令が改正され、広域的な水利調整と一体的な水道事業認可 が必要としている現行制度となった当時の経緯は理解しているが、認可・立 入検査等の権限が異なることにより、地域の水道事業者間の調整等に支障 を来している現状の状況を勘案し、提案に沿った見直しをしていただきたい。 累次の水道ビジョンや平成27年度水道関係概算案においても、水道事業 広域化の推進が前面に打ち出されているように、地域の実情に応じた広域化 の実施に向けて、これまで以上に都道府県がリーダーシップを発揮する必要 があると考えられる。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点		各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見		意見		区分	回答			
150	水道事業等(計画給水人口6万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限移譲	都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)		都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することには非効率である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)		平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況と当時と比べると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少の幅が縮と見込まれている等、一定の事情変更が認められるのではないか。 ※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より) 1995年(平成7年) 44.23リットル 2012年(平成24年) 40.11リットル ○ 河川法に基づき水利権協定に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移した場合であっても、厚生労働省が各都道府県と連携協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではないか。 ○ 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないか。そもそも、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。 ○ 水利調整を要する水道事業について認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのではありません。具体的な示されたい。 ○ 上記の要件が5万人とされ、昭和53年の政令改正直前から既に40年近く経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から認可に変更する事ができてきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何か。 ○ 体制が整っていない都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができないのではないか。 ○ 現状で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口以上の少数であるため、限られた権限に応じた体制とどまると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないか。 ○ 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の変換な事務が行われており、他の都道府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できなければ、具体的な事例を示されたい。	E 提案の実現に向けて対応を検討	水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑となることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難である。 さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協定に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すことは困難である。 広域化の推進については、近年において各都道府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、国と都道府県が連携協力を図り推進して行くことが重要だとと思われる。 各都道府県における、事業者の管理、指導体制及び手法には格差があり、新水道ビジョンに示すようなアセットマネジメント、耐震化等の各種重要施策の実施率も低頭である。 このよなことから、現状の都道府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都道府県にわたる河川水利権の調整は都道府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは基本的に認められないため、2次回答においては対応不十分とされている。 その後、本提案については、10月17日に地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において関係府省がアテンドが行われ、手上げ方式により上記課題を解決できる都道府県に限定した権限移譲の提案いただいたところである。 よって検討専門部会からの提案を踏まえ、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進するための水道事業の基盤強化に関する計画制度を創設しうえて、専従職員を十分に配した水道事業に精通した職員が業務を統括する等により業務の監視体制を十分に整え、水道事業の基盤強化に関する計画に示す施策を促進するための具体的な効果のある取組を行う意欲的な都道府県を対象に、都道府県内で水利調整が完了する水道事業について手上げ方式による権限移譲を検討したい。 なお、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を確めて認められない。	【再掲】 4【厚生労働省】 (7)水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完了する水道事業等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。 なお、都道府県内で水利調整が完了しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。 (以下一部抜粋) ・水道事業の認可(6条1項) ・水道用水供給事業の認可(26条) ・水道事業及び水道用水供給事業に係る報告の徴収及び立入検査(39条1項)	
237	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲	都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)		都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することには非効率である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)		平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況と当時と比べると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少の幅が縮と見込まれている等、一定の事情変更が認められるのではないか。 ※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より) 1995年(平成7年) 44.23リットル 2012年(平成24年) 40.11リットル ○ 河川法に基づき水利権協定に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移した場合であっても、厚生労働省が各都道府県と連携協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではないか。 ○ 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないか。そもそも、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。 ○ 水利調整を要する水道事業について認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのではありません。具体的な示されたい。 ○ 上記の要件が5万人とされ、昭和53年の政令改正直前から既に40年近く経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から認可に変更する事ができてきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何か。 ○ 体制が整っていない都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができないのではないか。 ○ 現状で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口以上の少数であるため、限られた権限に応じた体制とどまると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないか。 ○ 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の変換な事務が行われており、他の都道府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できなければ、具体的な事例を示されたい。	E 提案の実現に向けて対応を検討	水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑となることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難である。 さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協定に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すことは困難である。 広域化の推進については、近年において各都道府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、国と都道府県が連携協力を図り推進して行くことが重要だとと思われる。 このよなことから、現状の都道府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都道府県にわたる河川水利権の調整は都道府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは基本的に認められないため、2次回答においては対応不十分とされている。 その後、本提案については、10月17日に地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において関係府省がアテンドが行われ、手上げ方式により上記課題を解決できる都道府県に限定した権限移譲の提案いただいたところである。 よって検討専門部会からの提案を踏まえ、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進するための水道事業の基盤強化に関する計画制度を創設しうえて、専従職員を十分に配した水道事業に精通した職員が業務を統括する等により業務の監視体制を十分に整え、水道事業の基盤強化に関する計画に示す施策を促進する目的の具体的な効果のある取組を行う意欲的な都道府県を対象に、都道府県内で水利調整が完了する水道事業について手上げ方式による権限移譲を検討したい。 なお、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を確めて認められない。	【再掲】 4【厚生労働省】 (7)水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完了する水道事業等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。 なお、都道府県内で水利調整が完了しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。 (以下一部抜粋) ・水道事業の認可(6条1項) ・水道用水供給事業の認可(26条) ・水道事業及び水道用水供給事業に係る報告の徴収及び立入検査(39条1項)	
299	都道府県による水道用水供給事業の認可事務、立入検査等に関する権限の拡大	都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)		都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することには非効率である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)		平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況と当時と比べると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少の幅が縮と見込まれている等、一定の事情変更が認められるのではないか。 ※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より) 1995年(平成7年) 44.23リットル 2012年(平成24年) 40.11リットル ○ 河川法に基づき水利権協定に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移した場合であっても、厚生労働省が各都道府県と連携協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではないか。 ○ 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないか。そもそも、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。 ○ 水利調整を要する水道事業について認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのではありません。具体的な示されたい。 ○ 上記の要件が5万人とされ、昭和53年の政令改正直前から既に40年近く経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から認可に変更する事ができてきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何か。 ○ 体制が整っていない都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができないのではないか。 ○ 現状で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口以上の少数であるため、限られた権限に応じた体制とどまると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないか。 ○ 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の変換な事務が行われており、他の都道府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できなければ、具体的な事例を示されたい。	E 提案の実現に向けて対応を検討	水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑となることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難である。 さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協定に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すことは困難である。 広域化の推進については、近年において各都道府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、国と都道府県が連携協力を図り推進して行くことが重要だとと思われる。 このよなことから、現状の都道府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都道府県にわたる河川水利権の調整は都道府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは基本的に認められないため、2次回答においては対応不十分とされている。 その後、本提案については、10月17日に地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において関係府省がアテンドが行われ、手上げ方式により上記課題を解決できる都道府県に限定した権限移譲の提案いただいたところである。 よって検討専門部会からの提案を踏まえ、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進するための水道事業の基盤強化に関する計画制度を創設しうえて、専従職員を十分に配した水道事業に精通した職員が業務を統括する等により業務の監視体制を十分に整え、水道事業の基盤強化に関する計画に示す施策を促進する目的の具体的な効果のある取組を行う意欲的な都道府県を対象に、都道府県内で水利調整が完了する水道事業について手上げ方式による権限移譲を検討したい。 なお、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を確めて認められない。	【再掲】 4【厚生労働省】 (7)水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完了する水道事業等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。 なお、都道府県内で水利調整が完了しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。 (以下一部抜粋) ・水道事業の認可(6条1項) ・水道用水供給事業の認可(26条) ・水道事業及び水道用水供給事業に係る報告の徴収及び立入検査(39条1項)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
698	水道事業経営の認可等の権限移譲	厚生労働大臣が有する水道事業経営の認可等の権限について、都道府県知事への移譲を進める。 【具体的な改正内容】 水道法施行令第14条第1項中「及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を営業者から供給を受ける水を水源とする水道事業」を削除し、水道用水供給事業を営業者から水の供給を受ける水道事業に係る事務についてはすべて都道府県が行う。また、それが困難であれば、当該規定中の給水人口を万人の規模から拡大する。	【現状・支障事例】 別紙参照。 【制度改正の必要性】 地方分権に関する過去の厚生労働省見解では、5万人超の規模の水道事業認可における水利調整等の必要性から、河川の流水を水源とする水道事業については国において直接管轄することが適切とされ、水道用水供給事業者についても、同様の取り扱いとなっている。しかし、近年、水需要が年々減少し、自己水を確保して企業団から全量を受水する事業者が増加している中、今後、新たな水源開発を伴う事業認可は見込まれない。隣接水道事業や、水道用水供給事業と水道事業等との間で水平統合・垂直統合の検討が進められている現状においては、隣接している水道事業者について水利調整の有無、5万人超の認可権限のラインで分断することは、事業間調整を複雑にし、広域化を加速できないとつら要因となっている。 【提案が実現した場合の効果】 そこで、今後は、水利調整に主眼を置くのではなく、地域の一体性に主眼を置くことに転換し、一定規模まで(大臣認可の水道用水供給事業者からの受水のみ水道事業)の権限を都道府県知事に移譲していただきたい。水道法第5条の2の広域的水道整備計画と、同法第6条の事業認可の権限を併せ持つことで、都道府県知事が水道の広域化をさらに推進することができるようになる。また、水利調整の必要があると考えられる大規模な水道用水供給事業、水道事業については、引き続き大臣認可として国による関与も存続させることで、役割分担が適切化されると考える。	水道法施行令第14条第1項	「具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性」については、別紙参照。	厚生労働省	大阪府 和歌山県 鳥取県	○ 対応不可	他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。 現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年16月)時点からの事情変更は認められない。	厚生労働省の見解では、国が水資源の合理的配分を行うため、水道事業の認可権限の移譲は不可欠であるが、全国的に人口が減少している現状を勘案するとともに、新水道ビジョンで示される都道府県の広域化の調整機能の強化を図るべく、認可権限の移譲が必要と考える。 本府提案のように、水道用水供給事業者から全量供給を受ける水道事業者等に係る事業(変更)認可については、直接的な水利調整を必要としないため、権限移譲における支障は無いと考える。また、簡易水道事業の統合や、先般の水道法の改正による権限移譲(市域専用水道等)に関する権限が都道府県から全市に移っている)の状況も考慮した上で、国と都道府県の役割分担について、見直しを行われた。 (以下別紙参照)
943	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲	水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業(許給給水人口5万人超)の特定水源水道事業及び1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いため、市町からは県への移譲要望あり(担当者レベルで聞取り) 国がH25.3に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権限等の枠組みにとらわれず、広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能を発揮することが求められる。」と記述されている。これを実現するためには、平等からの認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを図ることができない。 【懸念の解消】 給水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、技術的な問題は無い。	水道法第9条ほか		厚生労働省	中国地方知事会	○ 対応不可	他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。 現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年17月)時点からの事情変更は認められない。	水資源の合理的配分のために水利調整が必要であり、水利調整に当たっては水道事業の計画に係る情報が必要であることに異存はないが、必要に応じて都道府県から国へ情報提供を行うことにより、水利調整と水道事業の許認可を分離することによる支障は生じないと考える。 平成25年3月に新水道ビジョンが定められ、「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」を実現するために、都道府県には広域的な事業間調整機能等の役割が求められることとなった。この役割を発揮するためには、都道府県が認可協議や指導監督等を通じて財政力・技術力・発力に優れた大規模事業者(認可)を含めた事業者との意見交換を積極的に行い、管内の水道事業の発展の広域化を主導していく仕組みを構築することが必要であるが、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月)を踏まえて定められた現在の国・都道府県の分担のままで、その実現が困難と言わざるを得ない。 都道府県の技術的ノウハウについては、国が示した審査基準に基づき適切に許認可事務を実施するとともに、事業者への立入検査も定期的に実施している。検査においては立入検査シートにより関係法令の遵守状況を確認するなど、きめ細やかな対応を行っている。 なお、H26.9.8厚生労働省資料では「安全計画等の策定状況、危機管理対策において都道府県認可事業者では低調」とあるが、これは事業者の規模や技術力に起因する部分が大きく、認可権者の違いによるとは考えられない。むしろ、全事業者を一元的に所管することで、都道府県を介して先進事業者のノウハウを共有するなどのメリットが見込まれる。
371	旅館業から暴力団排除するための条例委任又は法改正による排除条項の追加	現行法の許可及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】 福岡県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、当該事業の許可を受けている事例が見られる。暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に暴力団排除条項がなく、排除措置を実施することができない。 【地域の実情を踏まえた必要性】 福岡県には、全国最多の5つの指定暴力団が存在し、民間人への襲撃事件や、暴力団同士の対立抗争が断続的に発生している。暴力団対策は喫緊の課題である。暴力団による業の許認可、ひいては社会経済活動への影響を排除することは、県民の安全で安心な生活を確保する上で重要な課題である。このような地域の実情を踏まえ、法の許可及び取消基準に關し、必要な基準を条例で付加することができるようにすることは、業の健全な発達を図ることを目的とする法の趣旨にもかみ合うものである。 【業の健全な発達のための必要性】 旅館業法において、営業者等が当該営業に關し、刑法(公然わいせつ等)や売春防止法、風営法、児童買買・児童ポルノ禁止法に規定する罪を犯したときには、都道府県知事は許可の取消し又は営業の停止を命ずることができる旨、規定されている。これは、法の目的が公衆衛生の維持だけでなく、業の健全な発達を図ることにもあることを明確に示している。暴力団が旅館業の経営に影響を及ぼすことは、こうした業の健全な発達を阻害することにつながることは明らかであり、旅館業から暴力団の影響を排除することができる法整備が必要である。	旅館業法第3条第2項、第8条	福岡県提案分「別紙」あり※02	厚生労働省	九州地方知事会	○ 対応不可	暴力団対策の推進の必要性を否定するものではないが、今回の提案については、憲法第22条第1項の職業選択の自由(営業の自由)を制約する規制を行うことを内容とするものであり、規制の必要性及び合理性について厳格な整理が必要である。数ある業規制法の中で、旅館業法のみ提案の規制を行うことの必要性や合理性についての説明がない限り、対応することは困難である。 なお、欠格要件に關しても、構造基準等と異なり、地域ごとに異なる性質のものではなく、条例に委ねることは、法制的に困難であると考えられる。	他の業規制法においても、暴力団排除条項が盛り込まれているものはあり(廃棄物処理法、資金法、建設業法、宅地建物取引業法、警備業法等)、旅館業法のみ暴力団排除を行うことを求めているわけではない。 旅館業法に關しては、実態に暴力団が旅館業を経営した事例、また、暴力団と密接に交際していたものが経営していた事例があり、このことは暴力団の資金源になることはもちろん、抗争事件による旅館襲撃等も想定され、その場合は一般宿泊者が事件に巻き込まれる危険性も高いことから、旅館業から暴力団の関与を排除し、業の健全な発達を図るため、同法に暴力団排除条項を規定する必要があると考えているものである。 なお、欠格要件に關しても、介護保険法など社会福祉関係法令には条例委任を行った例もあり、法制的に困難であるとは一概には言えないではないか。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点		各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見	意見	区分	回答	回答		
698	水道事業経営の認可等の権限移譲	都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率的である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)	【全国市長会】 提案団体の意見を十分尊重すること。 なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。	平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況と比べると、人口の減少や節水意識の高まり等により需要が減少し、将来的にも減少の幅が拡大と見込まれている。一定の事業費が認められるのではないか。 ※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より) 1995年(平成7年) 44.2(リットル) 2012年(平成24年) 40.6(リットル) ○ 河川法に基づき水利権協定に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合であっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではないか。 ○ 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないか。そもそも、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考える。 ○ 水利調整を要する水道事業について認可可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないよう思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。 ○ 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近く経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から認可可に変わる事業が増えてきているほか、自治体の行政費が向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何か。 ○ 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではないか。 ○ 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるため、限られた権限に応じた体制にとどまると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないか。 ○ 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特設の支障なく事務が行われており、他の都道府県にも同様に移譲が可能なのではないか、できないとすれば、具体的な事例を示されたい。	E 提案の実現に向けて対応を検討	水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る必要がある。一定規模以上の事業者においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑なことから加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難である。 さらに、規模の大きな事業者の水利権協定に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業者の認可権限を切り離すことは困難である。 広域化の推進については、近年においても国と都道府県が協力して水道事業の総合を行った事例もあり、国と都道府県が適宜協力を図り推進して行くことが重要だとと思われる。 各都道府県における、事業者の管理、指導体制及び手法には格差があり、新水道ビジネスを示すようなアセットマネジメント、耐震化等の各種重要施策の実施率も低頭である。 このよことから、現状の都道府県は全面的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また種数の都道府県にわたる河川水利権の調整は都道府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは基本的に認められないため、2次回答においては対応不十分とすることである。 その後、本提案において、10月17日に地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において関係府省がアングラが行われ、手上げ方式により上記課題を解決できる都道府県に限定した権限移譲の提案をいただいたことである。 よって検討専門部会からの提案を踏まえ、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進するための水道事業の基盤強化に関する計画制度を創設したうえで、専従職員を十分に配置し水道事業に精通した職員が業務を統括する等により業務の監視体制を十分に整え、水道事業の基盤強化に関する計画に示す施策を促進するための具体的なかつ実効性のある取組を行う旨的の都道府県を対象に、都道府県内で水利調整が完了する水道事業について手上げ方式による権限移譲を検討したい。 なお、都道府県が事業者主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業者主体と認可権が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を確めて認められない。	【再掲】 4【厚生労働省】 (7)水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完了する水道事業等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。 なお、都道府県内で水利調整が完了しない水道用供給事業から受水する水道事業については、当該水道用供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。 (以下一部抜粋) ・水道事業の認可(6条1項) ・水道用供給事業の認可(26条) ・水道事業及び水道用供給事業に係る報告の徴収及び立入検査(39条1項)			
943	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲	都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率的である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)	【全国市長会】 提案団体の意見を十分尊重すること。 なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。	平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況と比べると、人口の減少や節水意識の高まり等により需要が減少し、将来的にも減少の幅が拡大と見込まれている。一定の事業費が認められるのではないか。 ※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より) 1995年(平成7年) 44.2(リットル) 2012年(平成24年) 40.6(リットル) ○ 河川法に基づき水利権協定に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合であっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではないか。 ○ 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないか。そもそも、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考える。 ○ 水利調整を要する水道事業について認可可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないよう思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。 ○ 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近く経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から認可可に変わる事業が増えてきているほか、自治体の行政費が向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何か。 ○ 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではないか。 ○ 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるため、限られた権限に応じた体制にとどまると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないか。 ○ 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特設の支障なく事務が行われており、他の都道府県にも同様に移譲が可能なのではないか、できないとすれば、具体的な事例を示されたい。	E 提案の実現に向けて対応を検討	水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る必要がある。一定規模以上の事業者においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑なことから加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難である。 さらに、規模の大きな事業者の水利権協定に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業者の認可権限を切り離すことは困難である。 広域化の推進については、近年においても国と都道府県が協力して水道事業の総合を行った事例もあり、国と都道府県が適宜協力を図り推進して行くことが重要だとと思われる。 このよことから、現状の都道府県は全面的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また種数の都道府県にわたる河川水利権の調整は都道府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは基本的に認められないため、2次回答においては対応不十分とすることである。 その後、本提案において、10月17日に地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において関係府省がアングラが行われ、手上げ方式により上記課題を解決できる都道府県に限定した権限移譲の提案をいただいたことである。 よって検討専門部会からの提案を踏まえ、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進するための水道事業の基盤強化に関する計画制度を創設したうえで、専従職員を十分に配置し水道事業に精通した職員が業務を統括する等により業務の監視体制を十分に整え、水道事業の基盤強化に関する計画に示す施策を促進するための具体的なかつ実効性のある取組を行う旨的の都道府県を対象に、都道府県内で水利調整が完了する水道事業について手上げ方式による権限移譲を検討したい。 なお、都道府県が事業者主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業者主体と認可権が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を確めて認められない。	【再掲】 4【厚生労働省】 (7)水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完了する水道事業等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。 なお、都道府県内で水利調整が完了しない水道用供給事業から受水する水道事業については、当該水道用供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。 (以下一部抜粋) ・水道事業の認可(6条1項) ・水道用供給事業の認可(26条) ・水道事業及び水道用供給事業に係る報告の徴収及び立入検査(39条1項)			
371	旅館業から暴力団排除するための条例等の追加	旅館業の許可の基準については、条例で補正することができるようにするべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、暴力団排除条項に関しては、全国一律の基準とすべきである。	【全国市長会】 法改正により暴力団排除条項を追加する事については、暴力団もしくは暴力団と密接に関係する者の判断が難しい等の懸念もあことから、判断基準を明確にすること。	○ 暴力団関係者が旅館業を経営していた事例が実際にあり、また、そのような旅館が暴力団の活動に利用されることにより一般人が抗争等に巻き込まれる可能性が高まることから、これらを立法事実として旅館業法に暴力団排除規定を設けることにつき検討されたい。できないとする場合、その理由を明らかにされたい。	C 対応不可	旅館業法に暴力団排除条項を設けることは、憲法第22条第1項の職業選択への自由への制約であることから、制約を行うための具体的な立法事実に基づく規制の必要性・合理性の説明が必要であるところ、この具体的な立法事実には、単に、暴力団が反社会的勢力であるという事実だけでは足りず、暴力団が暴力団が幅広に進入し、その収益が暴力団の重要な資金源となっていること、暴力団が旅館業を営むことにより、そこで犯罪行為が顕著に行われるなど、旅館業の健全な発達に支障が生じていることが必要である。 しかしながら、暴力団に關係する旅館業者の存在に関し、厚生労働省が、旅館業の許可主体である各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生担当部会に「関係」として報告等から各都道府県警察署に対して照会した結果を得たこと、提案自治体から提示があったことにより、このような状況では、旅館業法に暴力団排除条項を設けることの具体的な立法事実があることは困難である。 なお、他の業種法に暴力団排除条項が規定されているが、そのことは、具体的な立法事実なく旅館業法に暴力団排除条項を設けること理由にはならず(なぜ旅館業法(若しくは22の法律)にだけなのを説明することも困難)。また、介護保険法は、保険給付等に関する規律を定めるものであり、事業者主体に業種の自由の保障が及ぶものではなく、介護保険法で欠格事由を条例に委任していることが旅館業法で欠格事由を条例に委任することを許容する理由にはならない。				

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
374	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されることが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市町村の人口をもつて農工法の対象とするよう適用要件を緩和すること。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されることになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。 【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。	農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カッコ書き 同法施行令第3条第4号7	佐賀県提案分【提出資料】 ・佐賀市の財政力指数の推移※05	農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	九州地方知事会	○ 対応不可	農村地域工業等導入促進法の対象となる「農村地域」については、農業者の就業機会が得られにくい地域について、特に工業などの導入促進を図るとする法の趣旨に鑑み、 ・一定の財政力を有しており、相対的に国の財政支援を行う必要が低い地域 ・既に工業などの集積が進み、農業者にとっても就業機会がある程度確保されている市 については、法の対象地域から外すこととしたものである。 このような観点から、同法においては、原則として、人口10万人以下の市町村の全区域を対象としているところ。加えて、人口10万人から20万人までの地域については、人口増加率又は製造業等の就業者率が全国平均値よりも低い地域を例外的に対象地域に追加しているところである。 同法においては、市町村の全区域を対象としているところ、御指摘の「市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する」としたところ、市として既に一定の財政力を有していると考えられる区域までが同法の適用を受けることとなり、こうしたことは、条件が不利な農村地域に工業等を誘導するという法の趣旨からみて適切ではないと考えられている。	提案県にあるA市は、市町村合併前には「農村地域」として工業などの導入促進を図ろうとしている区域であって、このA市と、同じ「農村地域」である町村との合併によって人口20万人以上となったものである。よって20万人以上の実態は法の対象たる各「農村地域」の人口が合わさった結果にすぎない。A市の財政力が合併により下がっていることは財政力指数の推移が示すとおりであり、また、合併前と同様に、人口増加率、製造業等の就業者率も全国平均値よりも低く、それぞれの数値は合併前に比べ落ちている状態を示している。法の趣旨は農業者の就業機会が得られにくい地域について特に工業などの導入促進を図ることにある。 A市のように「農村地域」と「農村地域」との合併による区域を単に人口要件を満たさなくなったとして法の対象からするのは、それぞれの合併前の人口規模で法の適用を判断するなどの要件を緩和し、農村地域における農業と工業等の均衡ある発展を図っていくことが、「条件が不利な農村地域に工業等を誘導する」という法の趣旨に合致するものであると考える。
742	民生委員の任期の設定の条例委任	民生委員の任期の始期について、民生委員法第10条の規定により任期3年と、昭和28年法律第115号の改正附則第3項の規定により改正時の民生委員の任期の終期を昭和28年11月30日と定められているため、一斉改選が12月1日となっているが、この任期の始期又は終期の設定を条例委任する。	【地域の実情】 民生委員の定数:569人 平成25年12月1日時点の欠員3人 民生委員児童福祉協議会地区協議会(以下「地区協議会」という。)設置数:27 【支障事例】 民生委員のなり手を探す場合に、地域の役員をやっている人や翌年3月末まで定年退職する人など翌年の4月1日からあれば引き受けられるというパターンが条件であった。民生委員のなり手不足の一因となっている。 また、地区協議会に対して市から補助金を出しており、各地区協議会の補助金申請等の手続についても指導・支援をするが、一斉改選のある年度については、地区協議会の役員改選等が発生し、指導・支援が煩雑になる傾向がある。多数の地区協議会を統括している市にとっては支障となる。なお、この市の補助制は、交付税措置の対象となっている。 【制度改正の必要性】 全国民生委員・児童委員連合会から要望としても厚生労働省に対して、一斉改選時期の見直しについて提出されているし、地区協議会において、民生委員から同様の意見が出られることが度々ある。市として【支障事例】に記述の内容の改善につながるため、任期の始期を4月1日に改めることができる制度改正が必要である。 【解消策】 民生委員法第10条の規定により任期3年と、昭和28年法律第115号の改正附則第3項の規定により改正時の民生委員の任期の終期を昭和28年11月30日と定められているため、一斉改選が12月1日となっているが、地域の実情に応じて、この任期の始期又は終期を規定できるように条例委任する。 【効果】 民生委員のなり手不足の解消、民生委員児童委員地区協議会の補助金に関する事務手続の支援の軽減につながる。	民生委員法第10条、昭和28年法律第115号の改正附則第3項	国政モニターへの声に対する回答	厚生労働省	豊田市	○ 対応不可	民生委員・児童委員の一斉改選期については、民生委員等は福祉事務所等の関係機関と連携を図りつつ、住民に対する支援を行うものであり、仮に一斉改選期を4月1日とした場合、民生委員等と福祉事務所の担当者が同時期に異動することとなり、住民に対する支援の継続性に支障が生じるおそれがあることとなり、住民に対する支援が変化することが多く、住民の生活状態の変化を適切に把握しておくことができるよう、12月1日としているものである。 また、業務上も、一斉改選期には、速やかに新任の民生委員等に対する研修の実施が必要となるが、民生委員と行政の担当者の異動時期が重なった場合、その円滑な実施に支障が生じるおそれもある。 なお、ご提案の内容については、地域レベルでは様々なご意見があるものと承知しているが、民生委員等の全国組織である全国民生委員・児童委員連合会として、一斉改選期の見直しに関する要望を行った事実もなく、そのような意向にはないものと承知している。 いずれにしても、まずは、民生委員等の当事者間で丁寧な議論を行うべきであると考えている。	一斉改選を4月1日にした場合に懸念される支障については、いずれも行政職員が段取りよく準備を行い、民生委員が適切に住民の状況を引き継ぎ、研修を受講できるよう準備をしておけば、解消するものであると考えられる。 全国一律に4月1日にするべきというわけではなく、地域の実情に応じて、設定できるようにするべきという提案である。民生委員等の議論は当然に必要であり、その状況に応じて、現場の民生委員等とよりよい時期に設定できる状況をつくるということが重要であると思われる。逆に全国一律に12月1日にしなければならない理由は特段存在しないと思われる。
94	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等における事務・権限の保健所設置市への移譲	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等における事務・権限を保健所設置市へ移譲する。	総合衛生管理製造過程については、現状では地方厚生局(以下、厚生局)が管轄しており、新規申請あるいは更新申請を行うためには、最寄りの厚生局(新潟市の場合は、さいたま市内の関東信越厚生局)を訪れる必要があり、事業者にとって大きな負担となっている。また、施設の監視指導については厚生局からの職員の派遣が年に数回と限られているため、より身近な保健所設置市に権限が移譲されることにより、効率的な監視指導を行うことができると考えられる。 現在のとおり、新潟市内の承認施設は5施設であるが、今後は国からのガイドラインに基づいてHACCP導入が推進された場合、承認施設がさらに増える可能性がある。 権限移譲にあたり、以下の事項について御配慮いただけるようお願いしたい。 ①申請に係る手数料条例を改正する必要があり、他都市の状況把握を含め、準備が整うまでに時間を要するため、十分な周知期間を設けていただきたい。 ②承認の手続きについては、施設への監視・指導に伴い高度な知識を要する業務であるため、移譲する際には自治体職員を対象とした研修会を開催するなど、体制の整備をお願いしたい。 ③移譲された後についても、厚生局等による技術的なバックアップ、相談受付体制をお願いしたい。	食品衛生法第13条第1項、第13条第4項、第4条第1項、第2条第1項 等		厚生労働省	新潟市	○ 対応不可	本提案は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において検討を進めることとされ、検討を進めてきたが、法制面及び運用面での課題があるために移譲は困難である。 今回の検討により、「移譲は困難である」とした具体的な理由(運用面あるいは法制面での障害)についてご教示いただきたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
374	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和				C 対応不可	<p>市町村合併は、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体につながる行政基礎の確立を目的として行われており、平成11年以降全国的に積極的に推進されてきたところ、こうした趣旨に沿って、A市においても、周辺町と合併したものを認める。</p> <p>財政力指数は、農工法においては客観的な指標となっているものではないが、ご指摘の通りA市の財政力指数は悪化傾向にある一方で、旧A市と合併した旧市町村の財政力指数の観点から見ると、同指数は改善しており、上記合併の趣旨が達成されているものと思料する。</p> <p>農工法においては、原則として10万人以下の市町村の全区域を対象とするとも、人口10万人から20万人までの市町村については、例外的に人口増加率、製造業等の就業率等を基準として法の適用の可否を判断し、相対的に工業導入の必要性が高い市町村に対する国の支援を実施しているところであり、人口が20万人を超えた地域については、一律に法の対象外としている。これは、人口が20万人を超えた時点で、既に一定程度の財政規模を持っていることから、相対的に国が支援を実施する必要性が低くなると思料されるためである。</p> <p>また、実施計画の策定主体が都道府県又は市町村となっているように、農業と工業の均衡ある発展は、市町村内の一部の地域ではなく、当該市町村全体で考えるべきものである。</p> <p>以上により、要件の緩和は困難である。</p> <p>なお、現在政府内では地方創生の観点から施策の検討が行われているところであり、その中で本制度の活用についても視野に入れて検討してまいりたい。</p>	<p>6【厚生労働省】</p> <p>(8) 農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管)</p> <p>(ii) 農村地域工業等導入促進法については、農村において雇用の確保等により所得を向上させるため、制度の活用が一層促進されるよう農村地域(2条1項)に係る人口要件(施行令3条)の緩和を含めて見直しを検討し、平成27年中に一定の結論を得る。</p>
742	民生委員の任期の始期又は終期の設定の条例委任		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>なお、一斉改選の時期を4月1日とする場合は、人事異動等により業務が重なるなどの懸念があることから、委嘱事務等の軽減策も含め十分な検討が必要である。</p>		C 対応不可	<p>民生委員の任期を統一し、委嘱・解嘱に関する事務手続の効率化を図るとともに、全国、都道府県、市町村レベルの一体的な民生委員の協議会活動を確保するなどの観点から、一斉改選を行っているものであり、厚生労働省としてはこれを維持すべきと考えている。</p> <p>その上で一斉改選時期を12月とするか、4月とするかは様々な意見があるものと承知しているが、民生委員等からなる全国組織である全国民生委員児童委員連合会としても一斉改選時期は12月とするべきとの意見であり、厚生労働省としては実際に活動を行う民生委員等当事者のご意見を尊重する必要があると考えている。</p>	
94	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等における事務・権限の保健所設置市への移譲	<p>総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等については、都道府県のほか、政令市、中核市及び保健所設置市へ移譲するべきである。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		C 対応不可	<p>当該提案については、下記にお示しするとおり、法的措置を講じることは困難である。</p> <p>(移譲する事務の範囲及びその規定ぶり、当該規定の法体系上の整理)</p> <p>○ 「総合衛生管理製造過程」については、実態として、以下に示す「通常承認」と「例外承認」が行われているが、食品衛生法上、「例外承認」のみが法律上位置付けられるものと解釈される。</p> <p>(1) 食品衛生法に基づく規格基準に適合している製造過程の承認(いわゆる「通常承認」)</p> <p>(2) 規格基準に適合していない製造過程の承認(いわゆる「例外承認」)</p> <p>※ 「例外承認」については、法第13条第6項に基づき、厚生労働大臣の承認をもって「規格基準に適合しているものとみなす」という法律上の効果が発生する。</p> <p>一方、「通常承認」については、規格基準に適合しているもの承認であるため、特段の法律上の効果が発生しないものとなっている(平成15年食品衛生法改正において食品衛生管理者の必置義務の免除にかかる規定が削除されている)。</p> <p>○ 今般の事務・権限の移譲の検討においては、「通常承認」を移譲対象として検討してきたが、上記のとおり、「通常承認」は法律に基づく承認ではないと解釈されるため、「通常承認」の移譲を法令上措置しようとしても、法的に移譲する事務・権限が存在しない。</p> <p>(移譲事務について公示するとした場合の公示内容等)</p> <p>○ また、「例外承認」のうち既に国が承認した事例を下位法令に具体的に規定し公示することで、それに合致する申請に係る承認に準じて移譲できないかを検討したが、公示内容が「例外承認」を受けた食品等事業者の企業秘密にかかわるため公表ができないこと</p> <p>承認は個々の事例毎の承認であり、その内容を下位法令に規定したとしても、製造する食品や施設設備・工程等が規定に完全に合致する事例の申請がなされることは現実的には想定されないこと</p> <p>から、移譲が可能となる公示内容を規定することはできず、法的措置はできない。</p>	<p>4【厚生労働省】</p> <p>(2) 食品衛生法(昭22法233)</p> <p>総合衛生管理製造過程の承認等については、地方分権の観点及び食品の安全性の確保を図る観点から、現在、地方厚生局が行っている承認等を含め、制度の在り方について検討し、平成27年中に結論を得る。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
452	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等 (海外施設の承認、総合衛生管理製造過程における例外承認を除く)の移譲	①現在地方厚生局で実施している総合衛生管理製造過程の承認等の事務の移譲を求め、 ②現行の実施主体・地方厚生局 移譲後の実施主体・都道府県、保健所設置市及び特別区	総合衛生管理製造過程の承認等の事務は地方厚生局が所管する一方で、食品衛生法に基づく営業許可事務は自治体が所管しており、業者からの相談等の窓口が複数となっている状況にあることから、権限移譲により、所管行政機能が一元化されることで、業者の利便性が向上する。 移譲される場合には、自治体間の指導内容の差が生じないよう、国による審査基準に係るガイドライン等の技術的助言は不可欠であると考えられる。 また、権限の移譲により、審査に係る人材の育成、事務処理量の増加、施設への立入り頻度の増加などへの対応のため、職員の増員やこれに伴う経費の増加などが想定される。	食品衛生法第13条、第14条		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において検討を進めるとされ、検討を進めてきたが、法制面及び運用面での課題があるために移譲は困難である。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において検討を進めるとされている以上、検討の結果明らかになつたとする法制面及び運用面の課題を具体的に示した上で、その解決に向けて、改めて検討すべきである。
883	飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定権限の移譲	飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定は、現在、都道府県が行うこととされているが、当該基準の策定権限を政令指定都市に移譲する。	【支障事例及び制度改正による効果】本市は県が定める施設基準に従って、飲食店営業等に関する許可を行っているが、その基準の斟酌や運用については、県が決定している。このため、都市部を抱え、新たな営業形態の出現も多々ある中で、迅速かつ適切な対応が困難な状況である。本市が、現行基準を緩和することを求め、本市独自の施設基準を策定できることになれば、より本市の実情を考慮した基準の策定及びその斟酌や運用が可能となる。 ・支障事例の一例 デパートの屋上等で、業者が客席の一部で調理行為を行う場合、県が定める施設基準では隔壁を設けた調理場内で行わなければならないため、県と基準を緩和することについて協議したが、県の了解が得られず、当該行為を認めることができなかった。 【平成25年12月20日閣議決定の方向性と異なる提案を提出する理由】厚生労働省の回答では、「現行法により指定都市が処理することができる事務・権限」とされ、移譲が見送られている。地方自治法施行令第174条の34第2項では、県条例を基本として指定都市が付加する基準を策定することができることとされているが、今回本市が求めているのは、現行基準を緩和することも含めた、施設基準そのものを策定する権限である。 なお、平成25年度に、県と施設基準の策定権限事務の移譲に関する検討を行ったが、①当該事務は都道府県が行うとした食品衛生法の趣旨から、都道府県レベルで制定し、県内統一的な基準を適用することが適当②業者が県内で複数の施設を営業する場合に、混乱を生じさせる可能性がある等の理由により難色を示されている。(詳細は別紙3を参照。)	地方自治法施行令第174条の34 食品衛生法第51条	別紙3(飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定)	厚生労働省	広島市	○ 対応不可	飲食店営業等の施設基準の策定については、平成25年12月20日の閣議決定の際に、指定都市等が地域の実情を踏まえ、都道府県の基準よりも緩和された基準を策定することについては、その基準が公衆衛生上必要な基準であることに鑑みれば、都道府県の基準を改正すべきものであり、指定都市等が地域の実情を踏まえ、指定都市等が独自に緩和された基準を定めるべきではないとして、「現行法により指定都市が処理することができる事務・権限」と整理されており、この後、状況の変化等もないことから、対応不可である。	平成25年12月の閣議決定理由として、「その基準が公衆衛生上必要な基準であることに鑑みれば、都道府県の基準を改正すべきものであり、指定都市が地域の実情を踏まえ、指定都市等が独自に緩和された基準を定めるべきではないとされているが、本提案は、必要な衛生水準は確保しつつ、地域の実情を考慮した基準の策定と迅速な対応を可能とすることを目的とするものである。 平成26年9月16日開催の地方分権改革有識者会議・第10回提案募集検討専門部会においても、本提案を「市町村との役割分担の観点から移譲の提案を受け入れるもの」とする意見が全国知事会から表明されたところであり、改めて当該権限の移譲についてご検討いただきたい。
349	指定検査機関(食鳥検査法の指定検査機関)の指定等の権限移譲	食鳥の指定検査機関の指定・監督の権限を都道府県に移譲する	食鳥検査は、都道府県知事もしくは厚生労働大臣が指定した指定検査機関が実施する。本県では、指定検査機関に検査を委託しており、監督上必要な命令は国が実施している。本権限の移譲により、知事が指定検査機関への命令を直接実施することが出来、食鳥肉等に起因する衛生上の危害が発生した場合などに迅速な対応が可能となる。 特に、食鳥検査の指定検査機関として、本県では獣医師会となっておりますが、地方公共団体の獣医師不足もあり、県との連携は益々強化する必要性があること。また、食鳥検査は、都道府県の(特に本県のような農業県では)基幹産業である畜産産業の振興と大きくリンクするものであり、その点でも、都道府県全体の農政・産業振興を推進する都道府県において実施することが妥当である。 なお、「事務・権限の移譲等の見直し方針」(25年12月20日閣議決定)において「都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める」とされており、その早期の具体化を求めるもの。	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条		厚生労働省	徳島県、京都府、和歌山県	E 提案の実現に向けて対応を検討	本提案は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において検討を進めるとされており、引き続き検討をしております。	提案趣旨に基づき、既存のスキームにとらわれず、地方創生の観点から、大胆な改正・緩和を望むものである

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見	意見		区分	回答	
452	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等 海外施設の承認、総合衛生管理製造過程における例外承認を除く)の移譲	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等については、都道府県のほか、政令市、中核市及び保健所設置市へ移譲するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	当該提案については、下記にお示しするとおり、法的措置を講じることは困難である。 (移譲する事務の範囲及びその規定ふりと、当該規定の法体系上の整理) ○「総合衛生管理製造過程」については、実態として、以下を示す「通常承認」と「例外承認」が行われているが、食品衛生法上、「例外承認」のみが法律上位置付けられるものと解釈される。 ① 食品衛生法に基づく規格基準に適合している製造過程の承認(いわゆる「通常承認」) ② 規格基準に適合していない製造過程の承認(いわゆる「例外承認」) ※「例外承認」については、法第13条第6項に基づき、厚生労働大臣の承認をもって「規格基準に適合しているものとみなす」という法律上の効果が発生する。 一方、「通常承認」については、規格基準に適合しているものの承認であるため、特段の法律上の効果が発生しないものとなっている(平成15年食品衛生法改正において食品衛生管理者の必置義務の免除にかかる規定が削除されている)。 ○ 今般の事務・権限の移譲の検討においては、「通常承認」を移譲対象として検討してきたが、上記のとおり、「通常承認」は法律に基づく承認ではないと解釈されるため、「通常承認」の移譲を法令上措置しようとしても、法制的に移譲する事務・権限が存在しない。 (移譲事務について公示とした場合の公示内容等) ○ また、「例外承認」のうち既に国が承認した事例を下位法令に具体的に規定し公示することで、それに合致する申請に係る承認に際して移譲できないかを検討したが、 ・ 公示内容が「例外承認」を受けた食品等事業者の企業秘密にかかわるため公表ができないこと ・ 承認は個々の事例毎の承認であり、その内容を下位法令に規定したとしても、製造する食品や施設設備・工程等が規定に完全に合致する事例の申請がなされることは現実的には認定されないこと から、移譲が可能となる公示内容を規定することはできず、法的措置はできない。	【再掲】 4【厚生労働省】 (2) 食品衛生法(昭22法233) 総合衛生管理製造過程の承認等については、地方分権の観点及び食品の安全性の確保を図る観点から、現在、地方厚生局が行っている承認等を含め、制度の在り方について検討し、平成27年中に結論を得る。
883	飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定権限の移譲	飲食業等の施設に係る公衆衛生上必要な基準については、飲食店営業の許可を既に政令指定都市が処理していること、及び地方分権改革推進委員会第1次勧告の趣旨を踏まえ、基準を定める権限を政令指定都市に移譲するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	平成25年12月20日の閣議決定の際に整理されたとおり、「必要な衛生水準は確保しつつ」都道府県との定める基準を緩和できるのであれば、指定都市等が独自に緩和された基準を定めるべきものではないため、同基準を改正すべきである。	5【厚生労働省】 (2) 食品衛生法(昭22法233) 飲食店営業等の施設基準の策定(51条)については、保健所設置市及び特別区から地域の実情を踏まえて都道府県の基準の見直しに関する要請があった場合には、都道府県と保健所設置市及び特別区において、公衆衛生上の観点から見直しを検討するために、円滑な協議が実施されることが望ましい旨を周知する。
349	指定検査機関(食鳥検査法の指定検査機関)の指定等の権限移譲	食鳥の指定検査機関の指定、監督の権限については、「事務・権限の移譲等」に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に従って移譲するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				E 提案の実現に向けて対応を検討	本提案については、「事務・権限移譲等」に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に従い移譲の方法を含め引き続き検討してまいりたい。	4【厚生労働省】 (12) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平2法70) 指定検査機関の指定及び監督については、都道府県、保健所設置市及び特別区に移譲することについて検討を進め、平成27年中に結論を得る。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
453	食鳥検査法の指定検査機関の指定等の移譲	①現在地方厚生局で実施している食鳥検査法の指定検査機関の指定等の事務の移譲を求める。 ②現行の実施主体・地方厚生局 移譲後の実施主体・都道府県、保健所設置市及び特別区	地域の状況をより把握している都道府県において事務を担うことで、指定だけでなく、立入や指導等の際にも迅速な対応が可能となると考える。	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条から第35条		厚生労働省	神奈川県	E 提案の実現に向けて対応を検討	本提案は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において検討を進めるとされており、引き続き検討を待みたい。	本件の事務移譲により、関係事業者の利便性は向上すると思われる。地方自治体においても、地域に密着した衛生行政として一体的な運用が可能となり、政策的な効果が見込まれることから、極力早期に対応することをご検討いただきたい。
521	婦人保護施設の設備・運営に関する基準の緩和	施設長の資格要件を緩和し、県独自の基準を設定できるようにするため、各府県が「従うべき基準」とされているところを「参酌すべき基準」とする。	現在、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第150号)第1条により、施設長の資格要件については都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」とされているため、一律で施設長の年齢や経験などを定めている。施設長の要件を都道府県ごとに柔軟に設定できるよう、「参酌すべき基準」とすることにより、幅広い人材の中からより適切な人選を行うことができる。	社会福祉法第65条第2項 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第9条		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	社会福祉施設の入所者等の健康や安全に直接影響を及ぼす事項については、国が最低限の基準を定めるべきであり、保護の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。そうした考え方の下、既に地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。 ※地方主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)抄 社会福祉施設の設備及び運営に関する基準(65条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市及び中核市)に委任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。	婦人保護施設の施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、一定の資格を有すること等の要件を満たした相応しい者であれば問題ないことから、施設長要件として「30歳以上の者」という年齢制限を設定することについては、制限する合理的な理由が見いだせないため、廃止又は条例に委任すべきである。
553	保護施設の設備及び運営に関する基準の緩和	地域の実情に応じ設定することができるように緩和を図る	保護施設における職員及び員数や、居室の床面積等が一律の基準として定められているため、職員や面積の確保が難しい地域においては、設置が困難となっている。このため、規制緩和により、立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、面積要件が厳しい都市部においても、施設設置の促進が期待される。 社会環境等の変化や地域の実情に応じて基準の見直しが必要となった場合に、国の基準を参酌基準とすることで、適切かつ柔軟な対応を可能とする。	生活保護法第39条第2項 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準第5条等		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	保護施設の職員配置基準及び居室面積基準については、利用者の処遇・安全・環境に直結する基準であることから、生活保護法39条において「従うべき基準」とされているとともに、現行の基準も一定の入所者処遇を確保するうえで最低限のものとなっており、「参酌基準」とすることは考えていない。 保護施設の職員配置基準及び居室面積基準については、利用者の処遇・安全・環境に直結する基準であることから、生活保護法39条において「従うべき基準」とされているとともに、現行の基準も一定の入所者処遇を確保するうえで最低限のものとなっており、「参酌基準」とすることは考えていない。	保護施設の職員配置基準及び居室面積基準に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進されるメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 保護施設における職員及び員数や、居室の床面積等が一律の基準として定められているため、職員や面積の確保が難しい地域においては、設置が困難となっている。このため、規制緩和により、立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、面積要件が厳しい都市部においても、施設設置の促進が期待されるとともに、受け入れ可能な施設が見つからない保護者対策促進のメリットが生まれる。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
453	食鳥検査法の指定検査機関の指定等の移譲	食鳥の指定検査機関の指定、監督の権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に従って移譲するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E 提案の実現に向けて対応を検討	本提案については、「事務・権限移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に従い移譲の方法を含め引き続き検討してまいります。	[再掲] 4【厚生労働省】 (12)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平2法70) 指定検査機関の指定及び監督については、都道府県、保健所設置市及び特別区に移譲することについて検討を進め、平成27年中に結論を得る。
521	婦人保護施設の設備・運営に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E 提案の実現に向けて対応を検討	社会福祉法第65条第2項により、社会福祉施設に配置する職員及び員数については、厚生労働省令で定める基準に従い定めることとされていることから、婦人保護施設に配置される職員である施設長の要件を定める「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準」第9条第1号を参酌すべき基準とすることは困難である。 ただし、施設長の要件として、「30歳以上の者」との年齢要件を設けていることについては、その必要性について、関係者の意見を聞きながら検討を行います。	6【厚生労働省】 (5)社会福祉法(昭26法45) 婦人保護施設の施設長の資格要件(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平14厚生労働省令49)9条1号)のうち年齢要件については、廃止する。
553	保護施設の設備及び運営に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	保護施設の職員配置基準及び居室面積基準に関しては、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果を踏まえて規定しており、利用者の処遇・安全・環境に直結する基準であるから、引き続き従うべき基準とすることが妥当であると考えている。 また、現行の保護施設の職員配置基準や居室面積基準(1人当たり3.3㎡)については、他の福祉施設と比較しても特段厳格であるとは考えておらず、また、入所者処遇を確保する上で適切なものであると考えていることから、これを下回る基準の設定を認めることは適当ではないと考えている。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府庁	提案団体	各府県からの第1次回答		各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
88	介護保険制度に係る要支援・要介護認定有効期間の弾力的運用及び緩和	要支援・要介護認定有効期間について、介護認定審査会において12月以上の認定有効期間の意見が付された場合、事務局(市)の裁量によりその前後3月間内で認定有効期間が設定できるよう希望します。また、要介護5の認定を受け、かつ、主治医意見書及び前回認定結果により、状態が改善する可能性が極めて低い介護認定審査会で判断された場合については、認定有効期間を長期(無期限)とできるような希望するものです。	要支援及び要介護認定有効期間については、介護保険法(第28条及び第33条)に基づき、同施行規則(第38条第1項第2号、第41条第2項、第52条第1項第2号及び第55条第2項)において、市町村が認定審査会の意見に基づき3月間から24月間までの範囲で定める期間とされています。また、要支援・要介護認定者は増加している中、認定調査員及び介護認定審査会委員の確保が困難となっています。加えて、新規申請者及び介護認定申請月、区分変更申請月及び更新申請月が偏ってしまう傾向にあり、月当たりの業務量にかなりのばらつきが生じており、調査員、審査委員会委員への負担が増えるとともに、要支援・要介護認定の遅延の原因の一つとなっております。この新規認定、区分変更及び更新に係る申請件数は、現在月平均で約420件で、月によって100件から150件程度の差がでており、また認定有効期間については認定審査会の意見に基づき決定しますが、ほとんどが6月間、12月間、24月間となっていることから次回更新月も偏ってしまう傾向となっております。本提案を実施することにより、介護認定業務に係る負担軽減が図られるとともに、月当たりの業務量を平準化することができ、介護保険被保険者の不利益を防げるものと考えます。	介護保険法第27条、第28条、第29条、第32条、第33条、第33条の2、介護保険法施行規則第38条第1項第2号、第41条第2項、第52条第1項第2号、第55条第2項		厚生労働省	田辺市	○ 対応不可	要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものであり、有効期間を延長した場合、本来要介護認定区分に変更が必要な者が適切な認定を受けられず必要なサービスを受けられなくなる利用者の不利益につながるおそれもある。有効期間の延長については、このような点も踏まえ、慎重な検討が必要である。一方、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数が増加しており、市町村における要介護認定事務の負担の軽減を図っていくことは重要な課題であると認識している。そのためこれまで、平成16年度、平成23年度及び平成24年度において、それぞれ、要介護認定等有効期間を延長し、事務負担を軽減してきた。また、今般の介護保険法改正に伴う要支援認定の有効期間の延長については、現在検討しているところである。	本市提案のうち、認定有効期間の延長については、ご回答をいただきましたが、審査委員会により12月間以上の有効認定期間の意見が付された場合、市区町村の裁量において、一定の期間内(前後3か月の範囲内)で有効期間を設定できるよう所要の改正を行う旨の提案については、有効期間の延長を求めるのではなく、介護保険施行時において事務処理の平準化の観点から規定された介護保険法施行規則第3条を参考とし、介護認定審査会による決定を尊重しつつ、認定調査事務・認定審査会事務の平準化・効率化を図るものであり、本件についての厚生労働省の回答がなされていないため、改めて回答をお願いしたい。
411	要介護認定「更新申請」における認定有効期間の延長	複数回、更新認定を受けている要介護認定者の以下状況に係る「更新申請」については、今後心身の状況に変化が見込まれない場合、認定有効期間を最長6か月間(3年間)まで延長すること 【延長を提案する状況】 ・前回要介護1→今回要介護1 ・前回要支援1→今回要介護1	新規申請や区分変更申請は有効期間が短いことにより、認定申請者の負担が大きくなっていったことから、直近3年間で、「新規申請」、「区分変更申請」の認定有効期間の延長が行われ、その結果、認定申請者の負担の軽減とともに、要介護認定事務の軽減にもつながっている。今後は、年々増加する高齢者の状況から介護保険の給付を受ける人も増加が見込まれ、要介護認定申請の増大が避けられない状況である。心身の状態にあまり変化のない被保険者については、「更新申請」の結果が前回認定結果と同じになる方が一定程度いる。さらに、要介護4・5の重度要介護認定者のうち80歳を超える高齢者は、「更新申請」を行っても、心身の状態に大きな変化が見込まれず、結果的に要介護度の変更がない確率が高い状況にある。現行の更新申請の有効期間では、心身の状態に変化が見込まれないにもかかわらず、要介護認定申請者とその家族に認定申請や認定調査、認定調査時の立会い等の負担だけを生じさせる結果となってしまう。要介護認定の更新申請については、申請者等の負担軽減及び認定事務の効率化のため、認定有効期間を最長36か月間(3年間)に延長する必要がある。また、更新動向の問い合わせや認定調査実施の際に本人や家族から、認定申請や認定調査の回数(頻度)の軽減について、度々意見・要望が出されている。	介護保険法第28条第1項、介護保険法施行規則第38条第3号第1項、介護保険法第33条第1項、介護保険法施行規則第52条第1項		厚生労働省	特別区長会	○ 対応不可	要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものであり、有効期間を延長した場合、本来要介護認定区分に変更が必要な者が適切な認定を受けられず、必要なサービスを受けられなくなったり、本来不要な追加サービスを受け続け、利用者本人の費用負担と被保険者の保険料負担や国・自治体の財政負担が増えたり、関係者の不利益につながるおそれもある。有効期間の延長については、このような点も踏まえ、慎重な検討が必要である。一方、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数が増加しており、市町村における要介護認定事務の負担の軽減を図っていくことは重要な課題であるため、平成16年度、平成23年度及び平成24年度において、要介護認定等有効期間を延長し、事務負担を軽減してきた。また、今般の介護保険法改正を踏まえ、要支援認定の有効期間の延長することについて、現在検討しているところである。心身の状態に変化が見込まれないというものを予測することは、予測対象期間が長期化するほど困難であり、当該要件をもって、認定有効期間の上限を延長することは困難である。	認定有効期間満了前に、心身の状態が変わったと思われる時にはいつでも区分変更申請を行うことができるため、認定有効期間の延長により直ちに適切な認定を受けられなくなるおそれはない。今回の提案は複数回更新認定を受けている要介護認定者からの更新申請について、一定の条件下で認定有効期間の上限の延長を求めるものである。例えば、過去に3回要介護認定申請を行い、いずれも要介護度に変化がないケースがある。その時に今後についても改善の見通しがほとんどないと思われる場合には、短い期間に次の更新申請(4回)をすることにより、その結果要介護度に変化がないことが多い。また、急変時での申請ではなく、安定している状況で特に重度の要介護者(要介護4・5)が、同じ要介護度を5年度連続した後にまた更新申請をした場合、依然として心身の状態に変化が見込まれないケースがある。要介護認定申請一般について、一律に認定有効期間の上限を延長するのではなく、複数回の申請を経て同一の要介護度を5年度連続した場合などで、かつ、今後も変化が見込まれないケースなどについては、認定有効期間の延長を検討していただきたい。
692	要介護認定の有効期間の延長	要介護認定の有効期間の更なる延長及び基準の簡素化を求める。	【現状・支障事例】 介護サービスを利用するために必要となる要介護(要支援)認定には有効期間があり、有効期間を過ぎてなお、介護サービスを受けるためには、有効期間を更新することが必要である。団塊の世代が65歳を超え、今後、要介護(要支援)認定の申請件数が増加することが見込まれている中で、現在の有効期間は、最長で2年であり、更新のための件数もますます増加することが予想される。 また、有効期間の基準としては、別途参考資料「現状の要介護(要支援)認定の有効期間について」のとおり、複雑多岐にわたっている。 【制度改正の必要性】 このため、認定事務を行う保険者の負担軽減のために、要介護認定の有効期間の更なる延長(原則の有効期間の延長、設定可能な有効期間の期間延長。なお、延長期間を何月にするかは、その根拠とともに別途検討が必要)及び、更新申請については①①～①の種別に関わらず、有効期間を統一するなど基準の簡素化を求める。 【懸念の解消策】 なお、有効期間の延長は、介護報酬増加となるのではという懸念があるが、状態が変われば、区分変更申請が可能であり、また、長期に高い介護度で推移し今後も改善が見込まれない高齢者(例えば、寝たきりなど)に対しては、更新の認定を行うことで、本人の負担や保険者の負担が生じているため、設定可能な有効期間を延長することで、事務負担の軽減が図れるものと考えられる。	介護保険法施行規則第38条、第41条、52条、55条	別途参考資料「現状の要介護(要支援)認定の有効期間について」	厚生労働省	大阪府・京都府・兵庫県・徳島県	○ 対応不可	介護認定区分の変更が必要となった場合については、「状態が変わった時に行う区分変更申請(規則 § 38.52)」に対応可能と考えられる。また、介護度が下がる状態の変化が見込まれない場合には、市町村の認定審査会で有効期間について適切に判断されている。しかし、過去幾度の更新(あるいは介護度の変更がない場合や、長期にわたり状態変化が見込まれないと判断できる場合(寝たきりなど)においては、あえて更新を行う必要はないものと考えられる。こうした点を踏まえ、要支援認定の有効期間の延長だけでなく要介護認定についても検討すべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見	意見		区分	回答	
88	介護保険制度に係る 要支援・要介護認定 有効期間の弾力的運 用及び緩和	要支援・要介護認定については、有効期間の延長及 び判断基準の簡素化を検討するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	<p>要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものであり、有効期間を延長した場合、本来要介護認定区分に変更が必要な者が適切な認定を受けられず必要なサービスを受けられなくなるなど利用者の不利益につながるおそれもある。有効期間の延長については、このような点も踏まえ、慎重な検討が必要である。</p> <p>一方、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数が増加しており、市町村における要介護認定事務の負担の軽減を図っていくことは重要な課題であると認識している。そのためこれまでも、平成16年度、平成23年度及び平成24年度において、それぞれ、要介護認定等有効期間を延長し、事務負担を軽減してきた。また、今般の介護保険法改正に伴う要支援認定の有効期間の延長については、現在検討しているところである。</p> <p>なお、状態が改善する可能性が極めて低いという判断を認定審査会で行うことは困難であり、要介護認定の有効期間を長期(無期限)とすることはできない。また、要介護認定有効期間は、心身の状態の安定性をふまえ適用されるものであり、提案自治体が支障事例・必要性として掲げている内容をはじめとした事務負担の平準化を理由として設定するものではない。</p>	
411	要介護認定「更新申 請」における認定有効 期間の延長	要支援・要介護認定については、有効期間の延長及 び判断基準の簡素化を検討するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	<p>要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものであり、有効期間を延長した場合、本来要介護認定区分に変更が必要な者が適切な認定を受けられず、必要なサービスを受けられなくなり、本来不要な過剰サービスを受け続け、利用者本人の費用負担と被保険者の保険料負担や国・自治体の財政負担が増えたり、関係者の不利益につながるおそれもある。有効期間の延長については、このような点も踏まえ、慎重な検討が必要である。</p> <p>一方、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数が増加しており、市町村における要介護認定事務の負担の軽減を図っていくことは重要な課題であるため、平成16年度、平成23年度及び平成24年度において、要介護認定等有効期間を延長し、事務負担を軽減してきた。また、今般の介護保険法改正を踏まえ、要支援認定の有効期間の延長することについて、現在検討しているところである。</p> <p>なお、心身の状態に変化が見込まれないということを予測することは、予測対象期間が長期化するほど困難であり、当該条件をもって、認定有効期間の上限を延長することは困難である。</p>	
692	要介護認定の有効期 間の延長	要支援・要介護認定については、有効期間の延長及 び判断基準の簡素化を検討するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	<p>要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものであり、有効期間を延長した場合、本来要介護認定区分に変更が必要な者が適切な認定を受けられず、必要なサービスを受けられなくなり、本来不要な過剰サービスを受け続け、利用者本人の費用負担と被保険者の保険料負担や国・自治体の財政負担が増えたり、関係者の不利益につながるおそれもある。有効期間の延長については、このような点も踏まえ、慎重な検討が必要である。</p> <p>一方、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数が増加しており、市町村における要介護認定事務の負担の軽減を図っていくことは重要な課題であるため、平成16年度、平成23年度及び平成24年度において、要介護認定等有効期間を延長し、事務負担を軽減してきた。また、今般の介護保険法改正を踏まえ、要支援認定の有効期間の延長することについて、現在検討しているところである。</p> <p>なお、心身の状態に変化が見込まれないということを予測することは、予測対象期間が長期化するほど困難であり、当該条件をもって、認定有効期間の上限を延長することは困難である。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
118-1	小規模多機能型宅介護事業所での障害者受入基準(登録定員)を定める条例に係る基準の緩和	介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所の基準該当生活介護事業所基準該当短期入所事業所として利用する際の登録定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定めることとされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に即して必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」を「参考基準」又は「標準」に改めることを求める。	【提案の背景】 介護保険制度の定着に伴い、高齢者介護サービスの基盤整備が進む一方で、障害福祉サービスが身近にない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題も生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けたが、障害サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入所は4,557人いる状況である。障害のある方が住みなれた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に0箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。 【制度改正の必要性】 介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入所を受け入れる場合、その登録定員は、高齢者・障害者あわせて25人以下とされている。一方で、現行の報酬体系では、障害者の登録が1人増えるごとに高齢者1人分の包括報酬が減額され、事業所としては経営面でマイナスとなることから、障害者の受入が進まない状況にある。障害者を受け入れる場合に登録定員を増やすことを可能とすることにより、事業所の経営の安定を保ちつつ、障害者の受入を促進することができる。 【懸念への対応】 登録定員を増やすことにより、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が難しくなる可能性が考えられるが、29人以下の定員である地域密着型介護老人福祉施設においても「小規模」の特色を活かしたケアが行われている。増やす定員数を3人以下(登録定員を26人以下)とすることで、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が可能であると考える。	介護保険法第78条の4第3項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1条第3号、第66条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第1条第9号、第94条の2第1号	別紙のとおり。 その他(特記事項) *平成26年度 静岡県 の提案(抜粋)	厚生労働省	静岡県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果」として認められたい。そのため対応することはできない。	現行基準である「従うべき基準」は、平成21年10月の第3次勧告を受けて規定されたものであり、その後の平成22年6月の省令改正により障害者総合支援法による介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所への障害者の受入が可能となったことから、障害者へのサービス提供という面で大きな事情変化が生じている。 さらに、この改正により受入可能な事業所は、本県において平成22年度に0箇所であったものが、平成26年4月1日現在で16箇所と増加しており、今後も必要の増大が見込まれ、過疎地域等におけるサービス提供として求められるところである。 よってこのサービスを、いかに効果的に実施できるようにしていこうという点において、このサービスを推進していく行状として考えていくべきところであり、制度活用に向けた議論は新たな論点となりうる。また、本県の提案に対する回答として管理番号118-1においては「対応不可」との回答がある一方、管理番号118-2においては「現行規定により対応可能」と各所管局から個別に回答されていることから、介護保険法、障害者総合支援法の双方を総合的に勘案した際、本提案が現行規定により対応可能か不可能かを明らかにされたい。 今回の提案の趣旨としては、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員に対して、介護保険法上は「従うべき基準」、障害者総合支援法は「標準」となっていること等について、地方分権を求めらるものである。
118-2	小規模多機能型宅介護事業所での障害者受入基準(登録定員)を定める条例に係る基準の緩和	介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所の基準該当生活介護事業所基準該当短期入所事業所として利用する際の登録定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定めることとされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に即して必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」を「参考基準」又は「標準」に改めることを求める。	【提案の背景】 介護保険制度の定着に伴い、高齢者介護サービスの基盤整備が進む一方で、障害福祉サービスが身近にない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題も生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けたが、障害サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入所は4,557人いる状況である。障害のある方が住みなれた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に0箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。 【制度改正の必要性】 介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入所を受け入れる場合、その登録定員は、高齢者・障害者あわせて25人以下とされている。一方で、現行の報酬体系では、障害者の登録が1人増えるごとに高齢者1人分の包括報酬が減額され、事業所としては経営面でマイナスとなることから、障害者の受入が進まない状況にある。障害者を受け入れる場合に登録定員を増やすことを可能とすることにより、事業所の経営の安定を保ちつつ、障害者の受入を促進することができる。 【懸念への対応】 登録定員を増やすことにより、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が難しくなる可能性が考えられるが、29人以下の定員である地域密着型介護老人福祉施設においても「小規模」の特色を活かしたケアが行われている。増やす定員数を3人以下(登録定員を26人以下)とすることで、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が可能であると考える。	介護保険法第78条の4第3項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1条第3号、第66条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第1条第9号、第94条の2第1号	別紙のとおり。 その他(特記事項) *平成26年度 静岡県 の提案(抜粋)	厚生労働省	静岡県	D 現行規定により対応可能	障害者総合支援法における基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所の利用定員については、「従うべき基準」ではなく「標準」であり、現行規定で対応済みである。	現行基準である「従うべき基準」は、平成21年10月の第3次勧告を受けて規定されたものであり、その後の平成22年6月の省令改正により障害者総合支援法による介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所への障害者の受入が可能となったことから、障害者へのサービス提供という面で大きな事情変化が生じている。 さらに、この改正により受入可能な事業所は、本県において平成22年度に0箇所であったものが、平成26年4月1日現在で16箇所と増加しており、今後も必要の増大が見込まれ、過疎地域等におけるサービス提供として求められるところである。 よってこのサービスを、いかに効果的に実施できるようにしていこうという点において、このサービスを推進していく行状として考えていくべきところであり、制度活用に向けた議論は新たな論点となりうる。また、本県の提案に対する回答として管理番号118-1においては「対応不可」との回答がある一方、管理番号118-2においては「現行規定により対応可能」と各所管局から個別に回答されていることから、介護保険法、障害者総合支援法の双方を総合的に勘案した際、本提案が現行規定により対応可能か不可能かを明らかにされたい。 今回の提案の趣旨としては、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員に対して、介護保険法上は「従うべき基準」、障害者総合支援法は「標準」となっていること等について、地方分権を求めらるものである。
119-1	小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(通所利用定員)を定める条例に係る基準の緩和	介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所の基準該当生活介護事業所基準該当短期入所事業所として利用する際の通所利用定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定めることとされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に即して必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」を「参考基準」又は「標準」に改めることを求める。	【提案の背景】 介護保険制度の定着に伴い、高齢者介護サービスの基盤整備が進む一方で、障害福祉サービスが身近にない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題も生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けたが、障害サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入所は4,557人いる状況である。障害のある方が住みなれた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に0箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。 【制度改正の必要性】 介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法に基づく基準該当生活介護・基準該当短期入所を受け入れる場合、その通所利用定員は高齢者・障害者あわせて15人以下とされているが、現状では、高齢者の多い利用者は定員に対して飽和状態のため、障害者の受入が可能となっているケースも多い。障害者を受け入れる場合には、通所利用定員を増やすことを可能とすることにより、障害者の受け入れを促進することができる。 【懸念への対応】 通所利用定員を増やすことによる介護の質の低下が懸念されるが、介護保険法に基づく人員基準は遵守されるため介護の質の低下は防ぐことができる。増やす定員数を3人以下(通所利用定員を18人以下)とすることで、影響を最小限にすることができる。	介護保険法第78条の4第3項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1条第3号、第66条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第1条第4号、第94条の2第2号	別紙のとおり。 その他(特記事項) *平成26年度 静岡県 の提案(抜粋)	厚生労働省	静岡県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果」として認められたい。そのため対応することはできない。	現行基準である「従うべき基準」は、平成21年10月の第3次勧告を受けて規定されたものであり、その後の平成22年6月の省令改正により障害者総合支援法による介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所への障害者の受入が可能となったことから、障害者へのサービス提供という面で大きな事情変化が生じている。 さらに、この改正により受入可能な事業所は、本県において平成22年度に0箇所であったものが、平成26年4月1日現在で16箇所と増加しており、今後も必要の増大が見込まれ、過疎地域等におけるサービス提供として求められるところである。 よってこのサービスを、いかに効果的に実施できるようにしていこうという点において、このサービスを推進していく行状として考えていくべきところであり、制度活用に向けた議論は新たな論点となりうる。また、本県の提案に対する回答として管理番号119-1においては「対応不可」との回答がある一方、管理番号119-2においては「現行規定により対応可能」と各所管局から個別に回答されていることから、介護保険法、障害者総合支援法の双方を総合的に勘案した際、本提案が現行規定により対応可能か不可能かを明らかにされたい。 今回の提案の趣旨としては、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員に対して、介護保険法上は「従うべき基準」、障害者総合支援法は「標準」となっていること等について、地方分権を求めらるものである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
118-1	小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(登録定員)を定める条例に係る基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 介護支援専門員による各利用者の状況把握及びサービス調整に影響が出ない範囲で、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	小規模多機能型居宅介護の在り方等については、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ対応していくべきものであり、今回のご提案に対して対応することはできない。 なお、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入所と見なされた小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び利用定員（以下、単に「定員」という。）は標準とすべき基準であるが、これは、あくまで介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所の定員の範囲内かつ介護保険サービスの利用者に対するサービスの提供に影響のない範囲内の利用とされているものであり、介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所の定員が従うべき基準である以上、この定員を超えて設定することはできない。	
118-2	小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(登録定員)を定める条例に係る基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 介護支援専門員による各利用者の状況把握及びサービス調整に影響が出ない範囲で、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	小規模多機能型居宅介護の在り方等については、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ対応していくべきものであり、今回のご提案に対して対応することはできない。 なお、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入所とみなされた小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び利用定員（以下、単に「定員」という。）についても、あくまで介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所の定員の範囲内かつ介護保険サービスの利用者に対するサービスの提供に影響のない範囲での利用とされているものであり、介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所の定員が従うべき基準である以上、この定員を超えて設定することはできない。	
119-1	小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(通所利用定員)を定める条例に係る基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 定員が増加することによる利用者への影響及びサービスの質の低下のない範囲で、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	小規模多機能型居宅介護の在り方等については、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ対応していくべきものであり、今回のご提案に対して対応することはできない。 なお、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入所と見なされた小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び利用定員（以下、単に「定員」という。）は標準とすべき基準であるが、これは、あくまで介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所の定員の範囲内かつ介護保険サービスの利用者に対するサービスの提供に影響のない範囲内の利用とされているものであり、介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所の定員が従うべき基準である以上、この定員を超えて設定することはできない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
119-2	小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(通所利用定員)を定める条例に係る基準の緩和	介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所の基準該当生活介護事業所の基準該当短期入居事業所として利用する際の通所利用定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従べき基準」を「参酌基準」又は「標準」に改めることを求める。	【提案の背景】 介護保険制度の定着に伴い、高齢者介護サービスの基盤整備が進む一方で、障害福祉サービスが身近にない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題も出ている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けたが障害サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入居は4,557人いる状況である。障害のある方が住みなれた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に0箇所であったものが、現在16箇所と増加し、今後も増えていくが見込まれている。 【制度改正の必要性】 介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法に基づく基準該当生活介護・基準該当短期入居を受け入れる場合、その通いの利用定員は高齢者、障害者あわせて15人以下とされているが、現状では、高齢者の通いの利用者とは定員に対して飽和状態のため、障害者の受入が不可能となっているケースも多い。障害者を受け入れる場合には、通所利用定員を増やすことを可能とすることにより、障害者の受け入れを促進することができる。 【懸念への対応】 通所利用定員を増やすことによる介護の質の低下が懸念されるが、介護保険法に基づく人員基準は遵守されるため介護の質の低下は防ぐことができる。また、増やす定員数を3人以下(通所利用定員を18人以下)とすることで、影響を最小限にすることができる。	介護保険法第78条の4第3項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1条第9号、第8条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第1条第4号、第94条の2第2号	別紙のとおり。 その他(特記事項) *平成26年度 静岡県 県の提案(抜粋)	厚生労働省	静岡県	D 現行規定により対応可能	障害者総合支援法における基準該当生活介護事業所・基準該当短期入居事業所の利用定員については、「従すべき基準」ではなく「標準」であり、現行規定で対応済みである。	現行基準である「従すべき基準」は、平成21年10月の第3次勧告を受けて規定されたものであり、その後の平成22年6月の省令改正により障害者総合支援法による介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所への障害者の受入が可能となったことから、障害者へのサービス提供という面で大きな事情変化が生じている。 さらに、この改正により受入可能な事業所は、本県において平成22年度に0箇所であったものが、平成26年4月1日現在で16箇所と増加しており、今後とも需要の増大が見込まれ、過疎地域等におけるサービス提供として求められるところである。 よってこのサービスを、いかに効果的に実施できるようにしていくかという点において、このサービスを推進していく取組として考えていくべきところであり、制度活用に向けた議論は新たな論点となりうると考える。 また、本県の提案に対する回答として管理番号119-1において「対応不可」との回答がある一方、管理番号119-2においては「現行規定により対応可能」と各所管局から個別に回答されていることから、介護保険法、障害者総合支援法の双方を総合的に勘案した際、本提案が現行規定により対応可能か不可能かを明らかにされたい。 今回の提案の趣旨としては、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員に対して、介護保険法上は「従すべき基準」、障害者総合支援法は「標準」となっていること等について、地方分権を求めるところである。
690	小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)の普及に向けた基準の緩和	認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために有効な介護サービスである小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)を普及させるため、人員、運営等の基準を緩和する。	【現状・支障事例】 「小規模多機能型居宅介護」は、「通い」「訪問」「泊まり」を柔軟に組み合わせ、利用者の在宅生活の継続を支援するものであり、今後、増加が予想される認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために有効な、市町村が指定する介護サービスである。また、地域包括ケアシステムにおいても、中核的な役割を担っていくことが可能と考えられている。 しかし、大阪府内市町村における当該サービスは、地域包括ケアシステムの圏域である中学校区(464校区)と比較し176事業所と普及が進んでいない状況である。 これは、サービスの利用に介護支援専門員(ケアマネジャー)を変更する必要があることや、少ない登録定員や利用定員などの基準が、地域の利用者ニーズや事業者の採算性などの課題となり、事業者参入の障壁となっているためである。 【制度改正の必要性】 このため、「小規模多機能型居宅介護」が普及できるよう、通いサービスの利用定員数の上限の引き上げや、介護支援専門員との契約を利用者選択とするなど、厚生労働省令(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の基準の緩和を求める。	平成18年3月14日 厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第66条第2項第1号、同項第2号、第74条第1項 介護保険法第78条の4第5項(関連)		厚生労働省	大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県	C 対応不可	本提案で御指摘のあった小規模多機能型居宅介護における人員配置基準及び利用定員については、市町村の条例で定めるにあたっては「従すべき基準」とされているものである。 この「従すべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	地域包括ケアシステムの構築を進めるうえで、その中核となる小規模多機能型居宅介護の現在の普及状況は、2025年に予測される認知症高齢者数(日常生活自立度Ⅱ以上 470万人)から十分とは言えないと考ええる。また、全国の事業所数は毎年、徐々に増加しているが、その増加数は直近では大きく低下しており、大阪府内でも同様の傾向にある。こうした点は、第3次勧告時からの事情変更などとして考えるべきではない。 なお、本提案は「従すべき基準」を「参酌基準」にするものでなく、「従すべき基準」の緩和を求めているものである。
276	高齢者に対する定期巡回・随時対応サービスにおける人員基準の緩和	看護職員に係る人員基準について、利用者数に応じた段階制にするなど緩和すること。この場合、サービスの質を確保するため、基準を下回ったときの減算措置等を講じること。	【制度改正の必要性等】 高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けていくためには、医療や介護、生活支援などのサービスを切れ目なく提供していく体制を整備していく必要がある。 定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムを構築する上で中核を担うサービスであり、本県では、このサービスがすべての市町村で提供されるよう普及促進に努めている。 定期巡回・随時対応サービスは、二つの形態(一休型事業所、連携型事業所)で提供されているサービスであり、現在、18事業者が25市町でサービスを提供しているが、普及率はまだ4割と低い。 その要因として、一休型事業所は、訪問看護の利用がなくても人材確保が困難な看護職員を常勤換算2.5以上配置しなければならず、これが収益を圧迫することから参入をためらうということが挙げられる。 また、連携型で事業を実施しようとする事業所は、連携先となる指定訪問看護事業所が受け取る介護報酬額が低いために連携先の確保が困難となっており、参入できないということが挙げられる。 【懸念の対応策等】 普及を促進するためには、一休型事業所の看護職員に係る人員基準について、基準を下回ったときの報酬減額を担保に利用者数に応じた段階制とすること及び連携先となる既存の指定訪問看護事業所が受け取る介護報酬額を引き上げて連携先事業所が連携先を確保しやすくなる必要がある。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第1項 指定居宅サービスに関する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表3訪問看護費A	※看護に関する基準に関しては、二つの項目を併せての対応が必要。	厚生労働省	埼玉県	C 対応不可	本提案で御指摘のあった「従すべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムを構築する上で中核を担うサービスであるため、第10回社会保険審査会介護給付費部会において論点の一つとなっていることも踏まえ、人員基準の緩和について検討をお願いしたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
119-2	小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(通所利用定員)を定める条例に係る基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。 なお、所管(府)者からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 定員が増加することによる利用者への影響及びサービスの質の低下のない範囲で、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	小規模多機能型居宅介護の在り方等については、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ対応していくべきものであり、今回のご提案に対して対応することはできない。 なお、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入所と見なされた小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び利用定員(以下、単に「定員」という。)は標準とすべき基準であるが、これは、あくまで介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所の定員の範囲内かつ介護保険サービスの利用者に対するサービスの提供に影響のない範囲内の利用としてのものであり、介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所の定員が従うべき基準である以上、この定員を超えて設定することはできない。	
690	小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)の普及に向けた基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	小規模多機能型居宅介護の在り方等については、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ対応していくべきものであり、今回のご提案に対して対応することはできない。	
276	高齢者に対する定期巡回・随時対応サービスにおける人員基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例によるい補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	定期巡回・随時対応訪問介護看護の在り方等については、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ対応していくべきものであり、今回のご提案に対して対応することはできない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
527	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置、居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要なまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。人員配置及び入所者の適切な処遇等の運営について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	老人福祉法第17条第2項 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	現在、都市部においては、施設整備に必要なまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後施設整備を進める上で、特別養護老人ホーム等の人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、「従うべき基準」であることによりその地域にあわせて柔軟な基準設定による施設整備を促進する上で支障となることが考えられる。地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、入所者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせて基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、入所者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進されるメリットが大きい。したがって、国がナンヨール・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすること十分である。なお、提案募集事項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。
528	基準該当居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び資金の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことにより、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要なまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	介護保険法第42条第2項 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第40条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されたものであり、すでに過去の議論において結論が出ており、その後特段の事情変更や新たな論点はないため対応できない。	基準該当居宅サービスの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせて基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進されるメリットが大きい。したがって、国がナンヨール・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすること十分である。なお、提案募集事項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。都市部においては、施設整備に必要なまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられるため、「参酌基準」とすることで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。
529	基準該当介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び資金の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことにより、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要なまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	介護保険法第54条第5項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第58条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	基準該当介護予防サービスの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせて基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進されるメリットが大きい。したがって、国がナンヨール・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすること十分である。なお、提案募集事項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。都市部においては、施設整備に必要なまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられるため、「参酌基準」とすることで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
527	養護老人ホーム及び 特別養護老人ホーム の設備及び運営に関 する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参 照すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員 会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しな ければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る 基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されている ものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」 としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、 厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
528	基準該当居宅サービ スの従業者、設備及 び運営に関する基準 の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参照すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員 会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しな ければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る 基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されている ものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」 としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、 厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
529	基準該当介護予防防 サービスの従業者、設 備及び運営に関する 基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参照すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員 会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しな ければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る 基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されている ものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」 としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、 厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
530	指定居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	介護保険法第74条第3項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定居宅サービスの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者には不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進されるメリットが大きい。したがって、国がナンショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案募集事項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。
531	指定介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	介護保険法第115条の4第3項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第5条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定介護予防サービスの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者には不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進されるメリットが大きい。したがって、国がナンショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案募集事項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。
532	指定介護老人福祉施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和	人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。	現在、指定介護老人福祉施設に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、この基準を満たせる指定介護老人福祉施設が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所者の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが懸念される。また、様々な状況を抱える入所者の立場に立った支援の提供において、指定介護老人福祉施設の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、指定介護老人福祉施設を利用する入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう施策を図ることができる。このため、人員配置について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	介護保険法第88条第3項 指定介護老人福祉施設の利用者の人員、設備及び運営に関する基準第2条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定介護老人福祉施設の利用に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、入所者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、入所者への効果的な処遇が可能となるメリットが大きい。したがって、国がナンショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案募集事項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
530	指定居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
531	指定介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
532	指定介護老人福祉施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
533	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準の緩和	居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要なまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。入所者の適切な処遇等の運営について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	介護保険法第88条第3項 指定介護老人福祉施設の利用者、設備及び運営に関する基準第3条第1項第1号口等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定介護老人福祉施設の居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、入所者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせて基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、入所者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進されるメリットが大きい。したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案募集事項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。
534	介護老人保健施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和	人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	現在、介護老人保健施設に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、この基準を満たせる介護老人保健施設が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所者の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。また、様々な状況を抱える入所者の立場に立った支援の提供において、介護老人保健施設の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の実情に応じた柔軟な対応が困難となっている。この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、介護老人保健施設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施策を図ることができる。このため、人員配置について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	介護保険法第97条第2項、第4項 介護老人保健施設の利用者並びに運営に関する基準第2条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	介護老人保健施設の人員配置に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、入所者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせて基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、入所者への効果的な処遇が可能となるメリットが大きい。したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案募集事項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。
535	介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準の緩和	入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	入所者の適切な処遇等の運営について、今後、高齢化社会が更に進むことから、入所者の処遇を確保しつつも、施設そのものに対する更なる需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられなくなることが危惧される。そこで、地域の特性を重視した施設運営を図るため、「従うべき基準」から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。	介護保険法第97条第1項、第4項 介護老人保健施設の利用者、施設及び設備並びに運営に関する基準第5条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	介護老人保健施設における入所者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、入所者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせて基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、入所者への効果的な処遇が可能となるメリットが大きい。したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案募集事項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
533	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
534	介護老人保健施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
535	介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
536	指定介護療養型医療施設が有する従業員の員数に関する基準の緩和	人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	人員配置について、今後、高齢化社会が更に進むことから、施設そのものに対する要介護者からの需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられなくなることが危惧される。そこで、地域の特性を重視した人員配置を図るため、「従うべき基準」から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。	旧介護保険法110条第3項 旧指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準第2条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定介護療養型医療施設の人員配置に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者へ不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットが大きい。したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。人員配置について、「従うべき基準」を撤廃し、「参酌基準」とすることにより、都道府県は、指定介護療養型医療施設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な施策を図ることができるメリットが生まれる。
537	指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準の緩和	病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、今後、高齢化社会が更に進むことから、施設そのものに対する要介護者からの需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられなくなることが危惧される。そこで、地域の特性を重視した人員配置を図るため、「従うべき基準」から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。	旧介護保険法110条第3項 旧指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準第3条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定介護療養型医療施設の病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者へ不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定介護療養型医療施設事業者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営について、「従うべき基準」を撤廃し、「参酌基準」とすることにより、都道府県は、指定介護療養型医療施設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な施策を図ることができるメリットが生まれる。
555	指定居宅サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことにより、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定居宅サービス事業者の申請者を、「従うべき基準」により法人格を有する者に限定することは、事業者の拡大の検討に支障がある。今後の指定居宅サービス事業者の需要を賅う手段として、地域の実情に応じた事業者の拡大を図るためには、法人格の無い事業者の参入も検討できるようにする必要がある。	介護保険法第70条第3項 介護保険法施行規則第126条の4の2		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定居宅予防サービス事業者の指定に関しては、法人格の有無に関わらず、その事業者が事業を実施する能力があるかどうかが重要であり、それは地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者へ不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、地域の実情に応じた高齢者福祉事業を展開することができるというメリットが大きい。したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。基準の緩和により、法人格の取得が不要となれば、事業者にとって法人格取得のための手続きが不要になるとともに、住民にとっても、様々な事業者を選べるなどのメリットがある。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
536	指定介護療養型医療施設が有する従業員の員数に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
537	指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
555	指定居宅サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
556	指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことにより、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定介護予防サービス事業者の申請者を、「従うべき基準」により法人格を有する者に限定することは、事業者の拡大の検討に支障がある。今後の指定介護予防サービスの需要を賄う手段として、地域の実情に応じた事業者の拡大を図るためには、法人格の無い事業者の参入も検討できるようにする必要がある。	介護保険法第115条の2第3項 介護保険法施行規則第140条の17の2		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定介護予防サービス事業者の指定に関しては、法人格の有無に関わらず、その事業者が事業を実施する能力があるかどうかが重要であり、それは地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、地域の実情に応じた高齢者福祉事業を展開することができるというメリットが大きい。したがって、国がナンショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。基準の緩和により、法人格の取得が不要となれば、事業者にとって法人格取得のための手続きが不要になるとともに、住民にとっても、様々な事業者を選べるなどのメリットがある。
555	指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準の緩和	指定対象となる施設及びその入所定員に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定介護老人福祉施設として指定対象となる施設及び入所定員を、「従うべき基準」により限定することは、施設の拡充の検討に支障がある。今後の指定介護老人福祉施設の需要を賄う手段として、地域の実情に応じた施設の拡充を図るためには、基準の緩和も検討できるようにする必要がある。	介護保険法第86条第1項		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定介護老人福祉施設における指定対象となる施設と入所定員に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定介護老人福祉施設の創設工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。したがって、国がナンショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員について、「従うべき基準」を撤廃し、「参酌基準」とすることにより、都道府県は、指定介護療養型医療施設を利用する入所者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な施策を図ることができるメリットが生まれる。
559	指定居宅介護支援事業者が有する従業者の員数に関する基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことにより、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定居宅介護支援事業者が有する従業者の員数を、「従うべき基準」により限定することは、地域の実情に応じた適切な職員配置の検討に支障がある。今後の指定居宅介護支援における地域の実情に応じた適切な職員配置を図るためには、基準以外の方法によることも検討できるようにする必要がある。	介護保険法第81条第3項 指定居宅介護支援事業者の人員及び運営に関する基準第2条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定居宅介護支援事業者における従業者の員数に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定居宅介護支援事業者の創設工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。したがって、国がナンショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
556	指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
557	指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
559	指定居宅介護支援事業者が有する従業者の員数に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
560	指定居宅介護支援事業者の支援の事業の運営に関する基準の緩和	一部基準が「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定居宅介護支援事業者の支援の事業の運営に関する基準を、「従うべき基準」により限定することは、地域の実情に応じた適切な事業運営基準の検討に支障がある。 今後の指定居宅介護支援における地域の実情に応じた適切な事業運営を促すためには、基準以外の方法によることも検討できるようにする必要がある。	介護保険法第81条第3項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第4条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定居宅介護支援事業者の事業運営に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定居宅介護支援事業者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。
561	指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られるため、規制緩和を求める。	【支障事例】 現行規定では、申請者が法人格を有しない場合、居宅介護支援事業の指定ができないため、事業を実施する能力はあるが法人格のない団体への指定ができず、県が実施する高齢者福祉事業の推進に支障を来している。 【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では居宅介護支援事業者が不足しているが、規制を緩和することによって、今後高齢者が増加が想定される本県において、地域の実情に応じた居宅介護支援事業を展開することが可能となり、高齢者福祉に資する。	介護保険法第79条第2項		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定居宅介護支援事業の指定に関しては、法人格の有無に関わらず、その事業者が事業を実施する能力があるかどうか重要であり、それは地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、地域の実情に応じた高齢者福祉事業を展開することができるというメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。
562	基準該当居宅介護支援の従業者及び運営に関する基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られるため、規制緩和を求める。	【支障事例】 現行規定では、居宅介護支援の従業者及び運営について、介護保険法第47条第1項に基づく「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」で詳細に定められているため、事業を実施する能力はあるが、個別の基準を満たさない団体が除外されており、県が実施する高齢者福祉事業の推進に支障を来している。 【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では居宅介護支援事業者が不足しているが、規制を緩和することによって、今後高齢者が増加が想定される本県において、地域の実情に応じた居宅介護支援事業を展開することが可能となり、高齢者保健福祉に資する。	介護保険法第47条第1項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第30条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	居宅介護支援事業の従業者及び運営に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、居宅介護支援事業者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見	意見		区分	回答	
560	指定居宅介護支援事業者の支援の事業の運営に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
561	指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
562	基準該当居宅介護支援の従業者及び運営に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
554	社会福祉施設の設備及び運営に関する基準(経費老人ホームに係る部分)の緩和	人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要なまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいため、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。 人員配置及び利用者の処遇等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	社会福祉法第65条第2項 老人福祉法20条の6 経費老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として認められており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	経費老人ホームの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせて基準を設定することにより、事業者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。 したがって、国がナンショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。都市部においては、施設整備に必要なまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいため、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられるため、「参酌基準」とすることで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。
785	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)及び介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準の「従うべき基準」の見直し	指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設備及び人員配置基準について、全国一律で「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で「参酌すべき基準」に見直すこと。	【本県の実況】 特別養護老人ホームの場合、現在は要介護1以上の高齢者が入所可能であるが、入所者の平均要介護度が4を超えているため、職員配置基準(利用者:職員=3:1)を超えた人員配置を行っている(従来型2.19、ユニット型1.60)。 【支障事例】 平成27年度から特別養護老人ホームへの入所要件が原則要介護3以上となるため、平均要介護度は更に高くなると見込まれ、職員も今以上の人員配置を行わなければ運営は困難となる。また、退所率は現在の約22%から30%程度まで上昇する見込みである。 2025年を見据えると、今後高齢化率が安定化すると予想される(65歳以上人口増加率が比較的低い)ものの施設整備が重層的に進んでいる県と、今後急速な高齢化が予想(65歳以上人口増加率が比較的高い)されながら施設整備が進んでいない都府県において、退所率の増加に伴う特養の利用状況が異なる(空室の増加等)ことが予測される。 【制度改正の必要性】 利用状況に応じた人員配置を行わないと運営が成り立たない施設も生じると考えられるため、全国一律の配置基準ではなく、都道府県の実情に応じた対応ができるよう参酌標準(要介護度の割合別や規模別の人員配置基準を段階別に設定)が必要である。 必要な設備や人員配置については、全国一律で「従うべき基準」とされている、各都道府県がそれぞれ利用実態を踏まえた基準を定めるとともに、当該基準に運動した介護報酬が確保されることにより、住み慣れた地域で安定したサービスの提供が可能となる。 【改正による効果】 全国一律の人員配置基準から施設の利用実態を踏まえた基準(要介護度の割合別、規模別等)に見直すことにより、充実した人員配置が確保できることから、利用者の立場に立ったケアが可能となる。 ケアに応じた介護報酬の適切な評価に繋がりが、職員の給与改善にも資する。	介護保険法第88条の3 指定介護老人福祉施設 の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第3号イ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準		厚生労働省	兵庫県 和歌山県	【共同提案】 ○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として認められており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	地域の実情に精通した地方公共団体の方が適切に対応することが可能であるため、実情に沿った人員配置基準とそれに運動した介護報酬の設定を行うことができるよう、全国一律の「従うべき基準」の参酌基準化を図るべきである。
449	指定医療機関等の指定等 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定の移譲	各都道府県が従前から指定を行っている医療機関等と合わせ、国開設病院等の指定事務についても、都道府県で一括して行うことが効率的であるため提案する。	生活保護法に規定する指定医療機関の指定は、国が行うものの、医療費負担の実務は県で担っているため、当該権限についても、県の権限として支障がない。	生活保護法第49条		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	地方自治体の首長も含めて参加した「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書(平成25年1月25日)においても、国(地方厚生局)による直接指導を行えるようにすることが求められるなど、国(地方厚生局)の積極的な関与が期待されている。 こうした地方自治体からの意見を踏まえ、昨年、生活保護法を改正して指定医療機関制度を見直し、国の関与を強めることとしていることを考慮すると、当該事務については、国(地方厚生局)において引き続き実施すべきである。 なお、改正生活保護法については、施行後5年を目処とした検討規定が定められており、ご提案の事項については、こうした中で検討してまいりたい。 【参考】 社会保障審議会 生活困窮者の支援の在り方に関する特別部会報告書(平成25年1月25日) (指定医療機関に対する指定や指導等に係る体制強化・負担軽減) 指定医療機関への指導に当たって、地方自治体のみでは指導に当たる医師を確保することが困難なために、十分な指導ができるという見解がある。このため、国による直接指導も併せて実施できるようにした上で、地方厚生局に専門の指導監査職員を増配置することを検討すべきである。	「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書(平成25年1月25日)においては、地方自治体が適切な支援を行えるようにするための体制整備等について期待されているところであり、国(地方厚生局)の積極的な関与が期待されているからといって、国から行わなければならないということはない。また、各都道府県は、従前から医療機関の指定事務を行っており、生活保護法に規定する指定医療機関の指定についても対応可能であることから、移譲に向けて積極的に検討すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見	意見		区分	回答	
554	社会福祉施設の設備 及び運営に関する基 準 (軽費老人ホームに係 る部分)の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員 会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しな ければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る 基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されている ものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」 としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、 厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
795	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホ ム)及び介護老人保 健施設の設備及び運 営に関する基準の「従 うべき基準」の見直し	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員 会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しな ければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る 基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されている ものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」 としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、 厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
449	指定医療機関等の指 定等 「生活保護法」に規 定する指定医療機関 の指定の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	従来、「児童福祉法」に規定する指定療育医療機関や、「母子保健法」に規定 する指定養育医療機関は、国が開設した病院等については、国が指定を行う ものとされていたが、「国から地方公共団体への事務・権限の委譲等に関す る当直の方針について」(平成26年度)における検討の結果、都道府県に権 限が移譲された。 一方、生活保護法に規定する指定医療機関については、「社会保障審議会 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書(平成25年1月25 日)において、地方自治体のみでは指導にあたる医師を確保することが困難 で、十分な確保が期待できず、国の積極的な関与が求められていること等が 報告されたことを踏まえ、権限移譲の対象外として整理された。 こうした経緯を踏まえ、現時点で見直すことは考えていない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
586	地方社会福祉審議会 必置規定の廃止	社会福祉法第7条の地方社会福祉審議会必置規定を廃止し、民生、障害、児童福祉などの個別分野ごとの個別法に位置づけなおす。	【支障事例】 社会福祉に関しては民生、障害、児童福祉、高齢者など個別分野ごとに重要な懸案事項が数多くあり、それぞれ社会福祉審議会の専門分科会等の協議の場が存在している。 地方社会福祉審議会が法定必置となっているが、大抵の「社会福祉」に関する事項を幅広く見識を持つ委員が集まり協議する場合は、実質的な審議を行うのが難しい一方で、多くの委員を委嘱する必要があるため、事務が煩雑である。 【制度改正の効果】 実質的審議が形骸化している地方社会福祉審議会の必置規定を廃止し、個別法に位置づけなおすことで、地方社会福祉審議会全体の運営事務(委員委嘱、開催等)の軽減につながるるとともに、地方の実情や社会福祉分野の現状に即した運営が可能となる。	社会福祉法第7条		厚生労働省	京都府・大阪府・兵庫県・徳島県	○ 対応不可	現状においても社会福祉に関して、人材育成の問題や地域福祉等、高齢者、障害者、子どもの枠を超えて議論すべき重要性は増しており、地方自治体で有識者が協議を行うことは必要である。 現行法どおり、分野を横断し福祉分野全体で議論する必要があるものは社会福祉審議会でも協議し、個別分野ごとの懸案事項は専門分科会で協議することで、地方の実情や社会福祉分野の現状に即した運営は可能である。 なお、委員の定数等の規定については「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第44号)にて撤廃しているところである。	横断的な課題であるからといって、現在構成されている委員すべての有識者等が毎回一堂に会して議論することは非効率であり、必要性もない。結果的に開催実態は形骸化している。 社会福祉行政に関する地域の自主性、自立性をより一層高めるため、委員の定数規定だけでなく、審議会の必置規定自体を廃止し、地域の実情に即した協議の枠組みに議論の場を移行させることを目的に提案するものである。
654	民生委員委嘱に係る 委嘱権限の都道府県 への移譲	民生委員委嘱に係る委嘱権限の都道府県への移譲	【支障事例】 民生委員法第3条において、民生委員を市町村の区域に置くこととなっており、同法第5条で都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が民生委員を委嘱すると規定されている。 都道府県知事の推薦の前に、市町村で民生委員推薦会を開催し候補者の推薦を行うことになっているが、市町村の候補者推薦以降、委嘱状の送付までに2ヶ月、場合によってはそれ以上要することがある。 このため、民生委員に欠員が生じた場合、地区民生委員で組織する民生委員協議会では、欠員委員の分を他の民生委員がカバーしている状況にある。 【制度改正の必要性】 上記のとおり委嘱までの期間が2ヶ月以上要している現状は、地区民生委員協議会の職務遂行に多大なる影響がある。 よって、委嘱権限を厚生労働省から都道府県へ移譲すれば、委嘱までの期間が短縮され、地域の実情に応じた民生委員活動を早期に開始できるとともに、地区民生委員協議会の職務遂行にかかる負担軽減となると考えられる。	民生委員法第5条		厚生労働省	福島県	○ 対応不可	民生委員・児童委員の委嘱については、憲法25条に基づき社会福祉の向上及び増進は国の責務であることを踏まえ、社会福祉行政の最終責任者である厚生労働大臣がこれを行うこととし、これにより、国民一般の民生委員等の活動に対する認知度、民生委員等自身による自覚、活動意欲の向上を促すとともに、その活動の活性化を期待しているものである。 民生委員の多くは、大臣委嘱がその使命感、責任感の源泉となっており、全国民生委員児童委員連合会からも厚生労働大臣の委嘱は堅持すべきとの要望を受けており、厚生労働省としてもこれを堅持すべきと考えている。 いざいざにしても、まずは、民生委員等の当事者間での丁寧な議論を行うべきであると考えている。 なお、従来、民生委員等の委嘱に当たっては、市町村が推薦した候補者について都道府県が地方社会福祉審議会の意見を聞いた上で、厚生労働大臣に推薦することとされていたところ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第44号)による民生委員法の改正により、欠員補充の際の手続きの迅速化等を図る観点から、都道府県における地方社会福祉審議会への意見聴取が努力義務化されたところである。	具体的な支障事例にも記載したが、委嘱までの期間、民生委員協議会では、欠員がある状態でも活動をしており、職務遂行に多大なる負担があるのが現状である。 また、地方社会福祉審議会への意見聴取は努力義務化されたところであるが、75歳以上、有職者の推薦は従前どおり地方社会福祉審議会を経ており、これら方とそれ以外の方の委嘱までの期間に差があるのが現状である。 「厚生労働大臣の委嘱は堅持すべき」ということでは、市町村からの候補者推薦以降の都道府県、厚生労働省の事務手続きの簡素化をさらに進めて委嘱までの期間短縮を図っていただき、具体的な短縮案を示されたい。
526	児童福祉施設の設備 及び運営に関する基 準の緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本来の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及び病室の床面積等に関しては、「従うべき基準」が設定されていることから、各施設とも専従要件を満たせないと、面積基準を十分に満たせず質的サービス提供ができなといった、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることと想定される。 当該施設の専従要件や面積基準における「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、児童福祉施設が常に利用者の立場に立った支援の提供に努めることが可能になると考える。 地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を課していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	子どもの健康や安全、発達への保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準とすべきとする。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特設の事情変更も認められない。 ※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資質に関する基準に地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)において結論が出たものは検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。	子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項や、児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及び病室の床面積に関しては、地方が、地域の実情に合わせて質的に検討したうえで、利用者への不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。したがって、国がナンショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集事項上「地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)」において結論が出たものは検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見	意見		区分	回答	
586	地方社会福祉審議会 必置規定の廃止	全国一律の必置規制は廃止すべき。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	<p>議論する場合は最低限必要として、国で社会福祉審議会の必置を義務付けているところであるが、委員の定数や開催方法を含め、どのような議論をするかは各自治体に任せているところ。社会福祉審議会の必置義務があるからといって、自治体の自由な議論を妨げるものではない。</p> <p>福祉のニーズは高齢・障害・児童等の枠を超え、常に変化し続けるものである。すべての福祉ニーズに対応出来る場を設けるためにも、全体的な議論の場は不可欠である。</p> <p>また、仮に全体的な議論の場が不要と自治体が考えていたとしても、人口減少や社会の変化を踏まえ、全体的な議論の場が必要となる状況は常に想定できる。よって、社会福祉審議会必置義務は廃止することができない。</p>	
654	民生委員委嘱に係る 委嘱権限の都道府県 への移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実態による検討を求める。	【全国市長会】 委嘱者を都道府県知事に変更することによって、民生委員活動への意欲減退につながるなどの懸念意見等があることから、慎重な検討が必要である。				C 対応不可	<p>先に回答したとおり、厚生労働大臣による委嘱は維持すべきと考えている。その上で、地方社会福祉審議会への意見聴取が努力義務とされたことに伴い、当該審議会へ意見聴取を行うのは、再推薦を行う場合や解職を具申する場合など、慎重な審議を行う必要性が高い場合に限られる旨の解釈をお示ししているところであり、厚生労働省として75歳以上の者や有識者の推薦に当たって、一律に意見聴取を義務付けているものではない。これらの者の推薦に係る手続については、自治体の裁量で簡素化できるものと考えている。</p>	
526	児童福祉施設の設備 及び運営に関する基 準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	<p>前回、回答したとおり、子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきである。</p> <p>なお、「参酌すべき基準」としている事項や、「従うべき基準」の上乗せについては、地方自治体の実情に応じて条例を制定することが可能となっている。</p> <p>なお、提案団体の求めている事項は地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）に基づき、政府として提出し、国会の賛成多数で成立したものである。厚生労働省としては既に成立した法律の内容を否定するような事情変更があったとは考えていない。</p>	